

平成27年第2回定例会

(6月4日招集)

山都町議会会議録

平成27年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 諸般の報告	3
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	8
散会	12

○6月9日（第2号）

出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者の職氏名	13
職務のため出席した事務局職員	14
開議	14
日程第1 一般質問	14
12番 中村益行議員	14
10番 稲葉富人議員	25
4番 後藤壽廣議員	37
1番 吉川美加議員	51
散会	65

○6月10日（第3号）

出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した事務局職員	67
開議	67

日程第1	一般質問	67
	13番 佐藤一夫議員	67
	5番 藤澤和生議員	82
	8番 工藤文範議員	98
日程第2	議案第42号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて	112
日程第3	議案第43号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	115
日程第4	議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	116
日程第5	議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	119
	散会	121

○6月11日（第4号）

	出席議員	122
	欠席議員	122
	説明のため出席した者の職氏名	123
	職務のため出席した事務局職員	123
	開議	123
日程第1	報告第1号 平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	123
日程第2	報告第2号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	125
日程第3	報告第3号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	127
日程第4	報告第4号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	129
日程第5	報告第5号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	131
日程第6	報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について	134
日程第7	議案第46号 山都町火葬場条例の一部改正について	136
日程第8	議案第47号 山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について	138
日程第9	議案第48号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	140
日程第10	議案第49号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	168
日程第11	議案第50号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	169
日程第12	議案第51号 町有分収林の立木処分について	171
日程第13	議案第52号 工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋改築	

		上部工工事) ……………	173
日程第14	議案第53号	工事請負変更契約の締結について(瀬戸福良線・橋梁上部工 工事) ……………	174
日程第15	発委第2号	山都町議会会議規則の一部改正について……………	176
日程第16	発委第3号	主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に 関する決議……………	177
日程第17	議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出に ついて……………	177
	閉会……………		178

6 月 4 日（木曜日）

平成27年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年6月4日午前10時0分招集
2. 平成27年6月4日午前10時0分開会
3. 平成27年6月4日午前10時48分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

本日の会議を開く前に、4月1日付で副町長に任命された岡本哲夫君から、挨拶の申し出が
あっております。これを許します。

副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） おはようございます。3月議会におきまして、選任の同意をいた
だきまして、4月1日付で副町長に任命されました岡本哲夫でございます。

微力ではありますが、町政推進のために精いっぱい頑張っております。議員各位には、御指
導のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 続いて、同じく教育長に任命された藤吉勇治君から挨拶の申し出が
あっております。これを許します。

教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 皆様、おはようございます。4月1日付で教育長に任命されました
藤吉勇治と申します。

これまでの35年間の教職経験を生かしまして、全力で教育行政に取り組む決意でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次に、清和総合支所長、増田公憲君。

○清和総合支所長（増田公憲君） 皆さん、おはようございます。山都町議会定例会前に、貴
重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、清和総合支所の支所長として拝命しました増田です。初めての議会ということで大
変緊張しておりますが、よろしくお願い致します。

合併から10年を過ぎ、現在、各総合支所の組織改編についての協議が進められております。こ
れまで、総合支所が果たしてきた役割を踏まえ、住民サービスを低下させない組織改革ができる
よう、努力していきたいと思っております。組織改革には、これまで以上に職員の意識改革が必要で
あり、一人一人がまちづくりの一員として、効率的な行政運営をしなければなりません。「潤い、
文楽、そよ風でつづる山都町」の基本理念にのっとり、一生懸命頑張りたいと思っております。

まだまだ未熟者ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○議長（中村一喜男君） 次に、会計課長、山中正二君。

○会計課長（山中正二君） おはようございます。

3年間の上益城広域連合への派遣から、この春帰ってまいりました。議員の皆さんには、この
間大変お世話になりました。そして、4月1日から会計課長兼会計管理者を拝命しました。

業務のほうは、出納閉鎖から決算へと移っておりますが、これから総務部局と連携して、適正

な会計処理、資金運用に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ただいま、御挨拶をいただきましたように、4月1日付職員人事異動により、新たに課長に2名の方が就任されております。

岡本副町長、藤吉教育長におかれましては、合併10年を迎えた本町の行政及び教育行政の振興のため、今までの経験を生かされ、御尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

また、新しく課長に就任されたお二人には、公僕として、今後とも仕事に力を注がれることをお願い申し上げます。

このほか、甲斐良士君が税務住民課長に異動しておりますので、紹介しておきます。

ただいまから平成27年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、稲葉富人君、11番、田上聖君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から6月11日まで、8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日まで、8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

私のほうから行政報告をさせていただきます。

行政改革における蘇陽並びに清和総合支所の組織改編、また、全体的なスケジュールについて、行政報告をいたすものであります。行政改革に係る組織再編につきましては、平成17年度策定の山都町行政改革大綱並びに山都町集中改革プラン、また、合併協定にのっとり、組織再編を進めておるところでございます。

本庁舎新築に伴う本町の組織改編に引き続きまして、総合支所並びに出先機関施設等の再編につきましても、現在当たっているところでございます。ペーパーをお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、左側の枠囲みでございますけれども、総合支所の組織改編につきましては、合併10年を経過し、旧町村の垣根のない、さらなる一体感のある統一した行政推進のため、本庁・支所間の連携、意思疎通を強化する体制とするとともに、本庁で一括して実施したほうが効率的、効果的である業務につきましては本庁で実施すること。また、行政改革の一環として、組織化のスリム化を行うということでございます。

あわせて、本町が広大な面積を有すること、また、各地域において、身近な行政を実現する上で、総合支所が果たしてきた役割を踏まえ、住民サービスを可能な限り低下させない観点から、住民生活において支所機能として必要とされます、1、消防・防災関係、2、窓口業務、3、地域振興・コミュニティ関係、4、保険・福祉関係、5、住民に身近な施設等の管理、あわせて、本町の基幹産業であります農林業関係業務につきましては、支所において受け付け、実施する体制を基本とするとしております。

総合支所の組織改編の実施時期につきましては、人事異動の時期も考慮いたしまして、平成28年とするというふうにしております。

右側の下段の図をごらんください。現在と書いてあります部分が現状でございますけれども、右側が再編の案でございます。支所を4係に再編いたしまして、左側に、先ほど読み上げました①から⑤、そして、農林業関係の分担業務につきましてはの関連図でございます。小さな矢印につきましては支所扱い、大きな矢印につきましては支所経由業務ということで、本庁と支所の業務の役割分担を行うものであります。また、日常定形業務につきましては、支所長専決として、円滑かつ即効性を保つことというふうを考えているものでございます。

これらに伴います総合支所と本庁の事務分掌の見直しを現在行っておりますけれども、事務量として約360ぐらいの項目を今、掲示しております。現在、本庁・支所間で調整、協議中であります。

上段に共通事項とございますが、ここで①から③でございますけれども、ライフラインでございます水道業務、また、道路関係の改良等につきましては、本庁で実施することを基本といたしますが、維持、建設関係の維持ですね、これにつきましては支所で実施、また、ライフライン、水道の料金支払いや開栓等の手続については、支所でも対応可能とすると。それ以外につきましては、現状の業務を基本とするという方向でございます。

また、②の業務の本庁実施及び支所課の廃止に係るもの以外につきましては、極端な人員減と

ならないように、十分配慮するということしております。

また、総合支所の名称は支所というふうに改編し、支所長につきましては、これまでどおり、課長級ということとするものでございます。

裏面にスケジュール表がございますので、ごらんください。おおむね全体スケジュール、それから、住民説明、それから、今回の大きなものでございます総合支所の改編、そして、隣保館、保育園、農業委員会、老人ホームのことについての大きなスケジュールを上げさせていただいております。

新体制につきましては、12月の議会へ課設置条例等の条例改正の提案をめどとして計画していることとございます。現在、通算33回の幹事会を重ねまして、行政改革本部に報告や承認を今、得ながら、進めてきているところでございます。

中段の支所改編の欄をごらんください。6月の中旬、本日、議会定例会と網掛けで、行政報告としておりますけれども、これ以降、まず、清和地区区長会と自治振興区代表者会議で状況説明を、現在の現状を説明したいと思います。蘇陽地区につきましては昨年、これまでの概要について一応説明してございますので、ここには掲示をしておりません。また、山都町全体の自治振興区代表者会議におきまして説明したいと考えておりますけれども、現在、8月下旬としておりますけれども、これにつきましては、7月下旬から8月上旬に、ちょっと前倒しで考えていきたいというふうに思っております。

改編案につきましては、8月中に取りまとめ、9月議会において説明の機会をいただけたらというふうに考えております。その後、見直し修正を踏まえ、新体制改編案を決定しまして、12月議会に設置条例等、案についてお諮りをするということとございます。

以下、下段のほうには、先般の議会でも説明申し上げておりますとおり、残る隣保館、それから、保育園の見直し、農業委員会の見直し、老人ホームの民営化については、関係各課において、今、調整中とございます。

10月をめどに、全部矢印がしてございます。老人ホームを除いて、ありますが、同時進行ではございませんので、この期間中にそれぞれ確定させていくというイメージでございます。保育園の見直しにつきましては、白糸保育園、菅尾保育園が閉園となっておりますが、菅尾保育園の民営化については、別に行政報告がございまして、老人ホームにつきましては、平成29年度からの民営化ということに向け、現在調整中とございます。

住民への説明でございますけれども、これらの案につきましては、それぞれ広報やまとや、やまトーク（みんなの座談会）等を通じて、住民の皆様への丁寧な説明と、また、住民サービスの低下を、可能な限り低下させないということを旨に、調整協議を図っていくこととしております。議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

これで、総合支所の組織改編、また、全体スケジュールについての、途中経過につきましてはの行政報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

農林振興課から、行政報告を行わせていただきます。

公の施設「清和高原野菜市場」の指定管理の取り消しについて御報告いたします。公の施設「清和高原野菜市場」につきましては、平成16年から、有限会社清和高原野菜市場にその管理を委託し、根拠法の改正後においては、同社を指定管理者として、その管理運営を任せてまいりました。

同社の経営状況は、平成18年度までは順調に推移していたものの、以降は毎年赤字経営の状況が続いてきたところです。主眼である産地直送、食料品の販売においては、生産者の高齢化やトマト等の専門化の進行による多品目の品ぞろえができなくなったため、出荷協議会の会員も100名近くから30名まで減少してしまうなど、近年、清和高原野菜市場を取り巻く状況が大きく変化して、産直販売の継続は年々困難になりました。

一方、施設の周辺環境にも変化が見られ、24時間営業の大型店舗等の増加、周辺住民の高齢化も進み、新規の顧客の獲得は難しく、売上金額は年々減少し、とりわけ平成26年度においては、最盛期の半額程度に落ち込んだ状況となりました。

負債額につきましては、平成27年3月末で約2,000万円を超え、もはや経営が成り立たない状況となり、役員会において、会社の解散を視野に方針の決定がなされ、平成27年4月1日付で、同社の当該施設の指定管理の取り消しの申し込みが出されました。

本来、公の施設「清和高原野菜市場」は、本町の農産物、特産品の提供や地域情報の発信等を通じて、町の活性化を図ることを目的に設置した施設であります。膨大な負債を抱え、経営の継続の見通しが見えない中であって、「清和高原野菜市場」の管理運営をこれ以上、同社に任せることは極めて困難であると判断し、5月22日に同社に対する指定管理を残念ながら取り消したところです。

町は、同社に対する出資金総額780万円のうち、41.7%に当たる325万円出資しております。この出資金につきましては、設立当初から同社が運営費として支出されており、現在は残っていない状況です。5月22日、同社の総会において、債務超過による破産の決議がなされました。今後は速やかに法的な破産手続に移る予定です。

お手元の資料に、2枚目でございますが、今日までの経過等を添付しております。

以上、御報告いたします。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、菅尾保育園の運営に関する今後の方針について、御説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯について説明をいたしますので、下段のほうのこれまでの経緯のところから話をさせていただきます。

平成27年の1月15日に、菅尾保育園の保護者説明会のほうをいたしました。それが第1回の閉園に伴う説明会というふうなところで、町のほうからは、保健福祉総合計画策定委員会の答申どおり、菅尾保育園を平成27年度末に閉園という説明をしております。その保護者の方からは、3月の議会等で、菅尾保育園の保護者のほうから、唐突な説明で、白紙に戻してほしいというふう

な話なんかもあっております。

2月13日には、菅尾保育園の保護者、それから、地域より意見書の提出が町のほうにあっております。保護者により、「やまトーク」時に、町長のほうへ意見書の提出もあっております。

2月19日に、健康福祉課長、保育園長、保護者会長の新旧の会長等の意見交換ということで、その中では、何らかの方法で保育園が継続できないかというふうな意見書も出されました。

3月13日、菅尾保育園の保護者説明会をしております。保護者からは、他の保育園までの距離が遠く、地域の拠点となる保育園を継続させてもらいたいという意見に対し、町長により、閉園後の菅尾保育園を民営化により運営する方向で進めることを提案されております。

3月31日及び4月13日、菅尾保育園の保護者、菅尾地区住民説明会が開催されております。そのとき、3月31日に、前回の保護者説明会と同様の説明をしましたが、公立・私立の比較の資料等により説明を再度してほしいという意見がありましたので、4月13日に説明会のほうを開催しております。そのときにも、保護者、地区住民より、保育園が継続した形で運営できるようにしてほしいという意見が出ました。

このような説明会等の経緯を経て、上段のほうに方針等が出ております。その一つとして、山都町立菅尾保育園は、平成27年度末をもって閉園をするということ。それから、閉園と同時に、菅尾保育園は民間に移管し、平成28年度から民間法人による運営に移行をしていくというふうなことです。それから、菅尾保育園の民営化を円滑に実施するため、運営主体となる民間法人を平成27年7月までに選定をしていくような形にしております。なお、法人選定委員会につきましては、スケジュールの関係上、27年4月に設置済みとなっております。

今後のスケジュールについては、裏面をごらんください。

このスケジュールのところ、上のほう、庁内調整、住民説明、それから、下のほうに、菅尾保育園民間移管スケジュールというふうなところですが、民間移管スケジュールのほうをごらんください。6月、きょう、行政報告のほう、しました後、6月中に、第2回選考委員会、募集要領等の配付を行い、移管法人募集説明会及び施設見学会のほうを6月中にやっていきたいというふうに考えております。

移管法人の募集のほうを7月上旬まで行い、応募書類を選考委員会のほうへ送るというふうなことで、7月上旬に考えております。で、7月の中旬から下旬におきまして、第3回選考委員会、これにつきましては、書類、面接審査等行い、選考委員による法人決定というふうな形をとっていききたいと思います。7月下旬におきましては、移管法人へ決定した部分を通知をするというふうな形を考えております。それを受けて、8月、保護者説明会、それから、10月の中旬から11月上旬にかけて、引き継ぎ保育の開始、それから、11月の下旬、これは全保育園入所申し込み等も開始しますんで、同様に行っていききたいというふうに思います。12月におきましては、議会において、保育所条例等の改正案という提案をさせていただければと考えております。3月におきましては、町有財産に関する契約の締結と、それから、4月におきましては、移管法人による保育園の開始というふうな形に、今後、それに向けてやっていきたいというふうに考えています。

庁内調整の上段のほうにおきましては、6月から7月までの間に、移管法人決定事務等の調整、

それから、8月から2月、3月に向けて、町有財産等の処分の検討、手続、県との調整等を行いながら、4月に向けてやっていきたいというふうに思います。

住民説明のほうに関しては、議会定例会で条例改正等後、住民への広報を準備、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上が、これまでの経緯と菅尾保育園の運営方針について説明をさせていただきました。今後は、このスケジュールに沿って、関係者の方々とよく話し合い、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告終わります。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明を行います。

初めに、このほど、日本経済新聞社が実施した「歩いて渡れる絶景の橋」ランキングにおいて、通潤橋が、沖縄県の古宇利大橋に次いで、全国第2位にランクされました。選者からは、「石橋の精緻な石組みが美しいだけでなく、周辺の田畑の景観も含めて、稲作技術の粋を感じられる日本ならではの絶景」とのコメントも寄せられています。

大変名誉なことであり、誇りに思っています。今後とも、通潤橋を町の宝として、大事に保全、活用していきたいと考えています。

次に、包括医療センターそよう病院で発生しました医療ミスにつきまして、御報告とおわびを申し上げます。

去る5月27日、そよう病院におきまして、予防接種に訪れた小学生児童に対して、誤って規定量の10倍のワクチンを接種しました。看護師がワクチンを注入した注射器を医師に渡す際、問診票や接種ワクチンの種類等は確認しておりますが、容量については間違いのないと思ひ込んでいたために生じたものです。

接種を受けた児童は、接種の際に通常見られる注射箇所のはれなどはありましたが、症状は軽度で、翌日から平常どおり登校しています。接種後から、保健師が児童の体調観察を行っており、現在、注射箇所痛みやはれはおさまり、少しかゆみがある程度です。今後も、当分の間、注意深くケアをしていくこととしております。

医療ミスはあってはならない重大な問題であり、今回このようなミスを起こし、当事者の児童、保護者には、大変申しわけなく思っております。町民の皆さんに対しましても、深くおわびを申し上げる次第です。今後は医療行為に際して、複数人による確認を初め、医療チームのコミュニケーションを徹底するとともに、医療ミスを絶対にしないという認識を全職員が共有し、再発防止に取り組んでまいります。

さて、平成27年第2回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございました。今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の町政の動向について御説明申し上げます。

新年度に入り、小・中学校、矢部高校の入学式や体育大会が開催されましたが、少子化による入学者減や矢部高校進学者減少を目の当たりにしながらも、この子供たちが将来の山都町を担う人材に育ってほしいと心から願いました。

子ども・子育て支援については、出産祝い金や育児子育て、医療費の補助について、本年度充実を図ったところでありますが、本質的な課題は、住民の皆さんに、「この町で子育てをしてよかった。この町で、我が子を成長させたい」と思っただけのような環境づくりをすることだと思っています。このほど策定した山都町子ども・子育て支援事業計画に基づき、「豊かな自然、豊かな感性、地域のきずなで子どもの夢ふくらむまち山都町」を基本理念に、町や地域全体で少子化対策、子ども・子育て支援施策を進めてまいります。

一方、町立菅尾保育園については、保健福祉総合計画策定委員会の答申及び子育て会議の議論を受け、平成27年度末で閉園することとしました。しかしながら、地域の実情や地元保護者の強い要望等を踏まえ、平成28年度から民営の保育園として存続を図ることといたしました。今後、移管先の法人の募集、選定に向け、手続を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

入学者が減少している矢部高校につきましては、町内唯一の高校として、全町的に支援していかうという機運の醸成を図るとともに、さまざまな立場からの支援策を協議するために、関係者や有識者等による「矢部高校応援町民会議（仮称）」を設置することとしております。

役場内においては、町長を本部長とする矢部高校応援推進本部を設置し、全庁体制のもと、矢部高校応援策を協議することといたしました。あわせて、山の都創造課、学校教育課、生涯学習課で構成する矢部高校応援の総合窓口を発足させました。また、町内や隣接町村の中学生や保護者を対象に、矢部高校入学者の増加に向けた、通学や宿舍、学習支援等のニーズ調査を実施することとしております。さまざまな支援策の可能性を調査し、教育環境の整備など条件を整えていくつもりです。

次に、自然災害につきましては、昨年11月以降続いております阿蘇山の噴火に伴う降灰、全国的にも御嶽山や口永良部島新岳の噴火、箱根大涌谷周辺の火山性地震など、人々の暮らしや経済活動に大きな影響を与えています。5月には、季節外れの台風が日本を縦断するなど、人智の及ばぬ異常気象や自然災害に脅威を感じています。阿蘇山の降灰は、一番茶の収穫にも影響がありました。露地野菜や畜産業への影響も憂慮しているところです。

6月1日、防災の日に、山都町防災会議を開催しましたが、これから梅雨のシーズンを迎え、災害に対する安全確保について、常に強い関心と適切な対策を怠ってはならないと決意しているところです。今般、山都町消防団長に境公夫氏が就任されましたが、今年度から取り込まれる機能別消防団の活用や自主防災組織との連携により、一層の防災体制の強化に大きな期待を寄せるものであります。

各地域や各種団体の総会には、可能な限り出席してまいりました。「住みやすいまちづくりには、まずは、住民が何を望んでおられるかを聞かなければならない」これは、私が就任当初から

基本姿勢としているところです。今後、さらに住民の声に耳を傾け、厳しい行財政運営の中で優先順位をつけながら、住みよいまちづくりを進めていきます。

4月の区長会全体会では、区長制度の見直しを引き続き提起してまいりました。町が区長を任命する制度を廃し、自治振興区の構成組織として位置づけ、文書配布や調査業務等については、町と自治振興区との協定により、自治振興区へ依頼しようとするものであります。これは、区長制度と自治振興区制度の関係をわかりやすく整理し、地域自治活動を一層充実させていくための改革と位置づけています。

地方創生につきましては、人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組んでいますが、広大な本町において、各地域の特性や生活環境を踏まえた個性と魅力ある地域づくりに取り組み、その総体が、町として目指す「山の都」であるべきと考えています。

「清和高原野菜市場」につきましては、有限会社清和高原野菜市場を指定管理者として、その管理を行わせてきたところですが、大変厳しい経営状況が続く中、この後の回復も見込めないということから、同社から4月1日に指定管理の取り消しの申し出があり、町としてもやむを得ないと判断し、5月22日に指定管理を取り消したところです。清和ブランドの有機農産物などの振興を目指してきたものの、このような状態に至ったことは残念であります。今後、町所有の土地建物の管理、活用について検討していくこととしております。

次に、男女共同参画計画についてであります。国は、就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合を高め、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とする目標を掲げております。

女性の子育てを挟む就業継続、子育て期にある男性の家事・育児への参加など、少子高齢化対策に取り組む我が町にとって、大きな命題であります。町民の意識を踏まえながら、男女共同参画連携会議において議論を深め、本年度中の計画策定を目指していきます。

次に、「熊本連携中枢都市圏ビジョン」についてであります。熊本市と周辺市町村との間で、熊本連携中枢都市圏を構成しており、現在、熊本市と関係市町村において、連携できる事業についてのヒアリングが行われています。これをまとめたビジョンが策定され、9月熊本市議会に上程される予定です。このビジョンについては、熊本市議会の議決を受け、連携市町村の各議会においての議決が必要とされておりますので、本町では、9月議会において御審議をお願いすることとしています。

行政改革につきましては、来年度に実施する総合支所の支所化と、これに伴う本庁内の機構改革を進めております。現在の進捗状況及びスケジュールについては、行政報告にて御説明をさせていただきます。

また、老人ホーム浜美荘につきましては、平成29年度からの民営化に向けて進めております。厳しい財政事情を考慮した行財政改革と、柔軟で多様性を持った老人福祉施策を進めるものであり、御理解を賜りたいと思います。

次に、今定例会に提案をしております議案について、御説明いたします。今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告4件、報告6件、条例2件、補正予算3件、その他1件です。

議案第42号は、平成26年度山都町一般会計補正予算第8号です。これは、さきの3月定例会において提出しました補正予算第7号議決後に判明、確定した事業及び町税や交付金等について専決処分した補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第43号は、平成27年度山都町一般会計補正予算第1号です。阿蘇山降灰対策事業を緊急に実施する必要があるため編成した補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第44号は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についての見直し等を内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第45号は、町民税、軽自動車税及び固定資産税の減免申請に伴う申請期限の見直し、並びに個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例による改正等を内容とした地方税法等の一部改正に伴い、山都町税条例等の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

次の報告第1号は、平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費のうち、実際に同27年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は6億3,174万4,000円です。

報告第2号から第6号までについては、町が2分の1以上を出資している株式会社や財団法人等に係る経営状況の報告です。

議案第46号、山都町火葬場条例の一部改正については、火葬の年齢区分の取り扱いにおいて支障を来さぬよう、厚生省令の規定に合わせ、今回見直しを行うものです。

議案第47号、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正については、本町簡易水道の給水区域を拡張することに伴う関係規定の一部改正を行うものです。

次に、補正予算ですが、議案第48号、平成27年度山都町一般会計補正予算第2号については、6,400万円を増額補正し、補正後の額を120億6,990万円としています。

歳出の主なものとして、2款総務費では、自主的な地域づくりを支援する県補助事業の地域づくり夢チャレンジ推進事業に159万円、集落の維持、活性化への取り組みを共同で行う地域への支援策として、国が推進する過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業補助金1,600万円、宝くじの収益金を活用したコミュニティ活動を支援するコミュニティ助成事業補助金210万円を計上しました。

5款農林水産業には、経営規模拡大や経営の多角化のための農業用機械の整備等の支援として経営体育成支援事業補助金980万円を、清和ふれあいの森遊歩道改修費に100万円を計上しています。

6款商工費では、くまもと歴町50選商店街施設整備事業として、馬見原商店街及び浜町商店街の環境整備に係る経費363万円、八朔祭の大造り物小屋建築に係る用地購入費や設計費等に791万円を計上しました。

9款教育費には、矢部高校応援事業費として133万円を計上しています。これは、年々減少していく矢部高校進学者が増加に転じるよう、町としてさまざまな応援施策を講じるための必要な経費を計上しています。

このほか、4月の人事異動に伴う人件費の補正を該当の科目にそれぞれ計上しています。

議案第49号、平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算第1号については、介護保険制度改正に伴うシステムの改修に係る経費133万円を増額補正し、補正後予算を27億9,872万円としています。

議案第50号、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号については、人事異動に伴う人件費と水道管移設工事及び漏水改修工事に係る経費を主な内容として、1,660万円を増額補正し、補正後の予算を4億7,600万円としています。

議案第51号、町有分収林の立木処分については、旧蘇陽町の方ヶ野造林組合が管理する分収林の処分について、蘇陽町町有林分収林条例第4号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

なお、説明書には記していませんが、小峰目射線青葉の瀬橋梁改築上部工工事及び瀬戸福良線橋梁上部工工事の工事請負変更契約の締結について、準備が整いましたら、今会期中に御提案を申し上げるところです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前10時48分

6 月 9 日（火曜日）

平成27年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年6月4日午前10時0分招集
2. 平成27年6月9日午前10時0分開議
3. 平成27年6月9日午後3時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

12番 中村益行議員

10番 稲葉富人議員

4番 後藤壽廣議員

1番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 増田公憲

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長 甲斐良士

山の都創造課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

農業委員会事務局長 山本祐一

環境水道課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす3人したいと思います。順番に発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） おはようございます。今回は私が一番に一般質問をさせていただきます。

いよいよ本格的な梅雨になりました。雨の季節は災害の季節でもあります。あの寺田寅彦が言ったように、災害は忘れたころにやってきますから、防災についても心しておかなきゃなりません。

6月といえば、私どもはどうしても、あの「アカシアの雨がやむとき」の歌に連想されるように、東大生の樺美智子さんが、デモのときに殺されました。さらには、6月23日は、1945年、昭和20年、沖縄戦で、これは沖縄が本土の防波堤になって、米軍の鉄の暴風雨にさらされ、十数万人が亡くなったんです。戦争が終わっても、沖縄には米軍基地が、巨大な米軍基地が、ずっと置かれ続けております。言ってみれば、沖縄の人たちは、まだまだ戦世が続いているんです。そのことにも、私どもは深く思いをいたしたいと思います。

さて、そういうことを無視するように、国会では、平和という名の憲法違反の戦争法、それが論議されております。私どもは、次の世代の子や孫に、大変な時代を贈ってしまうんじゃないか、そういうような憂いを思っております。

同じ次の世代の問題であります。地方創生を私どもは構成し、構築していかなければなりません。これもまた、1,000兆以上にも及ぶ借金を抱えてしまったこの国が、地方にその責任を丸投げするというような形にも私は受け取っております。しかし、そうは言いながらも、何とかこの町の子や孫たちが、どうここで生きていくかという、そういうまちづくりを積極的にやっっていかなきゃならない、そう思います。

今回の一般質問は、そんな思いを込めて逐次やっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に冒頭に、今言いました地方創生計画が、いわゆる戦略計画がどうなっているのかということ。2番目には、これも地方創生の大きな目玉である子育て支援にかかわる保育所問題を尋ねております。さらには、教育問題、これは教育長、初めてですので、あんまりつぎ込んだ論議はしません。きょうは名刺交換程度のやりとりをしておきます。最後に、きょうのメーンは三

セク問題です。これについては少し時間をいただきたいと思います。

それでは、自席からお願いします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、質問の本題に入る前に、今、教育長には言いましたけれども、新しい副町長に、それこそ名刺の交換程度に、ちょっと抱負をお聞かせいただくならと。通告しておりませんでしたので、もう簡単でようございます。文字どおり名刺交換程度で結構です。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 改めて、4月1日に副町長に就任しました岡本でございます。

副町長としての就任ということのお尋ねであります。山都町はこしばらく副町長不在の期間がございました。そういったこともあって、新しい副町長に対する期待の高さというものを感じているところです。若干のプレッシャーはありますが、町長を支えつつ、住民の皆さんの声を聞きながら、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 副町長、以前から、自然保護などで私も御面識はあるわけでございます。おっしゃるように町民の期待が高いと、そのプレッシャー、町民もひいきの引き倒しにならないようにというふうには思っております。お互いに、是は是、非は非として、昔は自然保護で一緒にやったことですけれども、今回は立場を異にして、是は是、非は非としてやっていきたいと思っております。きょうは突然振りまして失礼しました。

それでは、早速入ります。

この地方創生戦略会議、戦略計画、これはどうなっているのか。総合計画、立派なものを出してくれました。出してくれたけれども、いつでも私が言いますように、こういうのはいつも金をかけてつくるんです。これをどう具体化していくかというのは、これからの課題。それには、計画のプロセスをもう少し私は知りたい。というよりか、理念を聞いておきたいと思えます。余りここには時間をかけたくありませんが、ただ、この前から私は言ってきましたように、言葉遊びが過ぎて、果たしてどうかなという面もあります。だから、言葉の概念、定義について、まず聞いておきます。

これには「山都町の物語」としています。物語としてどう紡いでいくかということでしょう。そして、それには、五つでしたか、六つの「カクゴ」をしておりますということ。この「カクゴ」という言葉の定義を、皆さん、職員全体で共通認識として捉えておるのか。あるいは「物語」としてもどうなのか。エッセーだったら「物語」でもいいし、この「カクゴ」でもいいしということ、いつか私は言ったことがありますね。情緒的じゃだめなんです。計画である以上はリアリティーがないとだめです。まず、言葉の上から情緒的過ぎて、本当にリアリティーを持たなきゃならない数値目標、具体的な中身、そういうことが情緒に流れてしまいやしないかという気持ちで、まず言葉の定義を聞いておきます。企画課長、いいですか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

総合計画につきましては、先般、印刷したものを配らせていただきました。ただいま質問の中で、総合計画の中で、言葉の概念ということでございますけども、山都町という本町の名前が決定したときから、山都町というのは「山の都」というのをやはり目的としたいというのがございます。歴史、文化に富んだ町であることは紛れもない事実でありますので、いにしえからこの地域に住んだ人たちの、そういった意識をつないでいく。今後、新生山都町では、10年前からありますけども、やはりこの生活圏が一体となったこの町のこれからを示す言葉として「山の都」と。そしてさらに、10年前はそれが発足しましたから、これを今後つないでいくという思いで「物語」という言葉にいたしました。確かに言葉遊びと御指摘されることは、重々、きちんとした受けとめをしながら、今後の総合計画の進捗についての検証をしていきたいというふうに思っております。

また、「カクゴ」という言葉を使いました。確かに、計画には日ごろ使うような言葉ではないかもしれませんが、やはり昨今の少子超高齢化の中で、また、非常に厳しい財政状況が今後予想される中、私どもも、住民の皆様にも、また議員の皆様にも、非常に僭越ですけども、ある意味、覚悟を持って臨まなきゃならないというものをどうしてもあらわしたかったという思いでございます。ぜひ、この辺については御理解をいただきながら、一緒に今後のまちづくりに取り組んでいけたらというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この「カクゴ」が、片仮名で「カクゴ」と書いてあるんです。「覚悟」という言葉は辞書を引いてみましたか。これはもともとは仏教語なんですよ。「覚え、悟る」と書きますけれども、しかし、今の答えでは非常に私は抽象的で、いま一つわかりづらい。町民にも覚悟してくれ、我々も覚悟すると、これはもうそのとおりですね。そして、町民は全て町に寄りかかってと、甘えちゃいかんということはわかります。しかし、施策を執行するほうの覚悟はどうなのか。もう時間を節約するために、私があえて言っておきます。足りないのは、責任を持ってやり遂げるという覚悟なんです、ですね。行政はどこに行っても最後の責任をとらない。後で三セクのところでは、このことがたくさん出てきます。そういう意味での覚悟ですよ。

どうですか、町長、そこを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

「カクゴ」という点から、今、言われましたとおり、やっぱり責任を持って最後までやり遂げるということを、これは当然のことであるというふうに考えております。しっかりとその辺を、これは数値目標も目標値を掲げながら、やれる分については数値目標を掲げておりますので、それに向かって全力で、みんな一体となって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） たびたびこのことは論議をしていきたいと思っております。

とにかく「覚悟」というのは、そこに強い決心が伴うんでしょう。そういうことが全然出てこない。あなたたちが情緒的にエッセーを書くならこれでいいんですよ、「物語をつむぐ」とか。

あるいは観光のエッセーだったらこれでもいい。どうもどこかのコンサルが言うような金太郎あめ式な言葉ばかりが羅列しているから、いま一つリアリティーがないと、私はこれまで言ってきたんです。そこが全てを物語ってしまいますから。皆さんが大変な苦勞をしてこういう立派なものを、構想を、総合計画をまとめてくれました。これはこれで、私はこの前から評価すると言っておりますが、肝心なその辺が、画竜点睛を欠くものがある。大事なところの決心、覚悟が、それこそ覚悟が足りないんですよ。最後は責任を持ってこれだけやりますと。だから片仮名語じゃないんですよ。片仮名語でごまかされるような甘いものじゃないと。

本当は覚悟は、この基本政策のところに覚悟を持ってくるべきですよ。これだけのことは覚悟を持って、責任を持ってやりますと。理念が五つありますね。山の都の未来に光をあてる人づくり、人だな。この町の特色を生かすと。特徴なんです。いわゆる特化するという。そして、ここが暮らしよいところにしていくと。これはどれも切ることはできない、水と同じです。みんな密接に関連していますから。そして、個性輝く地域づくりとか、効果的な行政運営ということでしょう。

私はこういうことを考えていきますと、どうしても言葉に溺れて総花的になってしまう。私の総合計画、まちづくり、いわゆる地方創生を一言で言わせてもらうならば、やっぱり総花的ではもう。まちづくりは基本的な、ベーシックなところは総花でなきゃいけませんけれども、教育、住宅、それから就労といったところがありますけれども、本当のところは一点特化主義、一つのところを特化していく。それからその前に、何だったかな、もう一つ、各自治振興区を回ってつくった、ワークショップをしてつくったやつ、これもどこも似たり寄ったり。非常にこれも、私はコンサルの引き出し方も問題があったと思うんですよ、平板ですね。どっか一つ、きらきら輝いたもの、これでこの地域は生きていくんだというものが、やや薄いかなど、そういうところもなきにしもありませんが、どこでも似たり寄ったりという感想を抱きます。そのことをぜひ担当の企画課は心して取り組んでいただきたいと思います。

後で時間があれば、またこれに触れますけれども、それでは、就学前教育についてお尋ねします。

厚生常任委員会が2代にわたって答申をしてきましたね。前の工藤文範委員長時代、それから今度の藤澤委員長時代ですか。その答申が、どうして答申どおりやらないのかと、去年の12月議会、ことしの3月議会、大変、議会からの突き上げがありましたね。そういうさなかの中で、菅尾から、全く寝耳に水だというお手紙を議員たち全部いただいたんです。それで、町長は、たしか12月の12日か13日だったと思うんですがね、行って話し合いをするということまで私たちは聞いているんですよ。ところが、いつの間にかそれが民営化に変わってしまっている。この議会は何にも知らない。一部の議員さんたちはそれに深くかかわったという話も聞いておりますけれども、このいきさつをちょっと説明してください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

菅尾保育園等のいきさつについて説明をいたします。

答申内容どおり計画決定し、平成27年度、閉園となる菅尾保育園、それから白糸保育園、平成28年度に閉園となる浜町保育園、浜町第二保育園につきましては、保護者説明会等を行いまして、矢部地区においては、閉園となった園児を受け入れる矢部同和保育園の保護者説明会を行ったところ です。

今後は、随時、保護者説明会等での意見を参考にしながら、今後進めていきたいと思いますが、先ほど中村議員のほうから言われました菅尾保育園の経緯につきましては、1月から4月にかけて、菅尾保育園の保護者や地域住民に説明を行う中で、閉園となった場合、他の保育園まで距離的に遠くなり、送迎等、家族の負担が大きくなるとの意見が保護者から多数出ました。政策的な部分では、児童福祉部会、それから策定委員会の答申を受け、少子化の推移や行財政改革等の観点から見て、閉園という判断をしたところですが、地元や保護者の強い意向や、子育て支援、人口減少抑制の施策を今後強力に展開していかなければならないなど、相反する双方事案を考慮し、平成28年度から民営化で継続するというふうなこととなりました。以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そこなんです。執行部のほうで勝手に方針を変えていいのかということですよ。最終的には、これは町長の執行権の範囲内かもしれませんが、しかし、あれだけ議会で論議をし、昨年12月の議会は、そのことを理由に機構改革案が否決されたんですよ。そして、これだけの論議をしてきておるのに、そういう結論になったならば、どうしてその時点で、全員協議会でも開いて、開くように議長にお願いして、説明がなかったのか。これは町長、教えてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 菅尾保育園の件なんです。今、課長が申し上げたとおり、答申を受けて、答申どおりの計画決定をして、そして、まずは保護者に説明を1月からやりました。そういう中でかなりの、今、距離が遠くなるのかということも申し上げましたが、それよりも、加えて、地域の老人会等とのこれまでの保育の連携といいますか、そういうこと、それと地域の核となっている施設である、そしていろんな菅尾保育園の位置、やっぱりそういうことで、保護者会のほうからアンケート調査だとか、それをもとに意見書が私のほうに、途中、やまトークなんかでも意見書を直接持ってこられたりしまして、非常に存続ということを強く申されました。

その中で、やはり唐突だから1年延期してほしいだとか、そういうことであれば、これは話し合う余地があるというふうに思いましたが、非常に多くの存続という意見がありまして、このことについてはしっかり受けとめなければならないなということが、一つはありました。

それともう一つは、やはり余りにもこちらの言う、少子化に伴って保育園児が少なくなる、それだとか、財政的に厳しいから統廃合を行うということは、一方ではやっぱり児童福祉のサービスの低下になるということも十分私も考えておりましたので、これが両立していく、保護者の意見とこちらの考え方、それあたりが両立するにはどうしたほうがいいかなということを考えて、一つはやっぱり民営化という方法はどうかというふうに考えておりました。

御質問のとおり、これについて方向転換じゃないかと、かじを切っているじゃないかというこ

とで、相談すべきじゃなかったということでございますけども、廃園と、そこに一つの公立としては廃園ということで御理解が得られるんじゃないかなと。そして、地元にとっても存続という道が開けるといふことにつながれば、やはり御理解が得られるんじゃないかということを考えて、そういう、今、考えで進めているところではあります。

おっしゃるとおり、少し協議会等で説明をもう少し加えればよかったなという思いは、今はございますけれども、一生懸命、保護者の意見をしっかり考えて、私も判断したところでありますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私が言っているのは、結論をどうこうと言ってるんじゃないんですよ。プロセスを言ってるんです。あれだけの論議をしたんですよ。議会、2会期にわたって、これは大変な論議になった。そうでしょう。まだ覚えているはずだ。あなたがせっかく出した機構改革案も、1回目はそれで否決になった。そのとき、一生懸命どうして答申どおり進めんのかと言った議員も何人もおられる。中には、そういった議員さんたちも一緒になって、今度は民営のほうで一生懸命働かれたという話も伝え聞いています。これは事実かどうか知りませんが、いずれにしても、プロセスが大事なんです、民主主義は、手続き。あれだけやったから。

町民が、地元民がこれだけ熱心だから、それを聞かざるを得ないと、あなたの立場からそういう判断をしたと言うならば、どうして議会にその報告をしませんか。一事が万事ですよ。こういう形で、事後承認という形で、我々が見逃していくわけにはいかんと。今度の議会が出している議会だよりの編集後記にも、議員が執行部の追認ということばかりしているのは、とても抵抗があるみたいなことを書いてありましたが、私どもが単純に追認していくわけにはいかん。是は是非は非として、論議は論議していかなきゃならないんですよ。

聞くとところによると、町長はここではいかにも民営のほうが好きらしいと、町立はそれからすると特色がないみたいなことを言ったそうですけれども、それも私はおかしいと思うんですよ。姿勢が一貫していない、哲学が一貫していない。就学前教育というのがどういうものかということなんです。

それは親御さんのなるべく地元に残してくれというのは、これは小学校、中学校の統廃合のときにわかっているはずですよ。わかっているならば、どうして結論を出す時点で、そのプロセスを地元で十分話していかなかったかということが一つありますよ。それがなかったから、唐突にことしから廃園となったと、どうなっているのかと、少なくとも1年ぐらい延ばしてもらってはどうかかという意見が、私どもがいただいた手紙の中には圧倒的に多かった。民営というのは一つぐらいあったかな、民営でもというのはあったのかな。それはあなたが言った、そういう自分たちがまずい手続きをした、それを逃れるために民営ということにすりかわってしまったと、私はそういうふうに受け取っております。

これは、今後の保育所のあり方も含めて、まだまだ私は論議していきたいと思いますが、就学前教育がどうあるべきかと。やっとな、国は幼保一元のところを、なかなかそこまで行かずに、それに近いことをやろうとしておりますけれども、この町は同和保育所ができたときに、幼保一

元、いわゆる保育と幼稚園の教育と、これを一元化させる、それを重ねて子供の発達保障をしていこうと、保育は教育であるという概念、そういう理念でずっとやってきているんですから。それを否定するような言動はしてほしくない。そして、地元の意見は聞かずにやいかんということ、私もそれはよくわかりますよ。この議会で報告してから、結論出してもよかったんです。非常に残念だ。もうここになるとボタンのかけ違いで、もとは戻りません。

ただ、心配するのは、民営にして、今後、地方創生でどンドンどンドン、あの地域に子供さんがふえるような施策をして、将来展望があれば、それもいいでしょう。果たして、いわゆる尻すぼみの状態のところで、民間がどれだけ積極的にかかわってくれるのか、民営になるのか、そのことも心配です。

それからもう一つ、今、町民のニーズは、親御さんのニーズは、民営民設のほうに向いております。それはなぜかわかりますか。ここに町の補助を1億近く、1億超えていますかね、補助を受けて、立派な園舎が建つ。一方で、みすぼらしい既設の町立保育所がある。それは、きれいなそっちのほうに行きたがるんですよ、中身のことは二の次にして。それが私は親御さんたちの自然な動きだろうと思う。それを私どもは非難、批判するわけにはいきません。町が放置しているから、町の施設は放置しているから、そうになってしまう。

ここで私は強く言うておきますが、町の統廃合する基準保育所となる場所は、1日も早く改築すべきです。町長、そこはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 中村議員の先ほどのお話の中で、後でちょっと影響するといけませので、ちょっとお話をさせていただきたいんですが、議員の関与があつてということは、これはありません。意見の報告会というか、説明会、それにはいらした経緯はありますけど、それが影響しているということはありません。関与されているということはありません。

それと、公立が劣って、私立がすぐれているんだということは、私は一遍も申し上げたことはございませんので、それだけは訂正をさせていただきます。

それと、公立保育所の、今おっしゃいました改築と申しますか、その辺につきましては、当然、次の浜保、浜町第二保育園と同和保育園の統合をしていかなければなりませんけども、そのときにしっかりと論議をなされるような資料をつくりまして、提案をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 議員の関与がなかったということであれば、それはとても結構なことです。私どもはあれだけの論議しているわけですから。それは議員の見識としても、そういうことないのは当然だろうと思います。

ただ、町長、後でおっしゃったことは、遅いんですよ、これから論議するなんて。同時並行で論議しているわけでしょう、もう。さっき言ったように、工藤委員長のとき、そして藤澤委員長に移ってから同じ論議をしてきているわけですから、遅いんです。そういうことを強く言うておきます。また、このことについては別の機会に触れていきたいと思っております。

次に、学校教育。藤吉教育長は……。こっちにおおると思っただ、こっちな。はい、失礼しました。ここに基本方針についてと、これはかた苦しいことを私は聞いておりますが、まずは教育長の日ごろから抱いてきた教育論といひますか、そして自分の生き方も含めて抱負を、これもやっぱり名刺交換程度に聞いておきますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） おはようござひます。

まず、初日の挨拶の中で申しましたとおりに、教育現場におりましたので、その経験を生かしまして、全力で教育行政に取り組んでいく、そういう決意でござひます。

御質問の学校教育、本町教育の基本方針ということでありましたので、まずそのことにつまましてお答えしたいと思ひます。

本年度、山都町教育委員会は、学校教育努力目標ということであげておりますけども、その前文の中で、次のように基本方針をあげております。ちょっと読んで紹介します。

郷土を愛し、命を大切にし、みずから学び考え、夢の実現を目指す人づくりを進めるといふこと。それから、生きる力を育む教育を推進し、主体的に学ぶ意欲と実践力を育成する。さらに、児童生徒の育成に当たっては、一人一人を大切にすることを基本として、学校、家庭、地域との連携を図り、将来を担う人材を育てるといふふうにしております。

このことを基本方針としまして、重点的な努力目標、これを3点上げております。

一つ目が、確かな学力の育成です。基本的、基礎的な知識、技能の確実な習得、これらを活用する力の育成を図るといふこと。二つ目に、豊かな心の育成です。夢や希望を持ち、公共の精神をとうとび、人権意識を高め、自己実現のための力の育成を図るといふこと。三つ目に、健康教育、安全教育の推進です。健康についての知識、理解を深め、体力向上を図り、危機回避能力、この育成を図るといふこと。

さらに、本町の学校教育の特徴的な取り組み、これをさらに推進するといふことで、次の3点も上げております。

一つが、環境教育、食育の推進。次に、保、小、中連携。これにつつましては、高までつなごうといふことの意味も含んでおります。それから、特別支援教育の推進、これをあげております。

前文に郷土を愛するといふふうにありますけども、郷土のことを知り、郷土に誇りを持ち、そして、子供たちがお互いのことを知り、認め合い、高め合い、人権を尊重しながら命を大切にす、そういう教育を進めたいといふふうに考えております。

子供は地域の宝といひます。子供たちが夢や希望を持ち、夢の実現を目指すことのできる教育、将来を担う人材を育てる教育を進めたいと考えております。以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今のことを、やっぱりきちんと日々の教育行政の中で生かしてもらおうと。これ、一言で言えは、これまでの覚える教育から、考え、行動する教育だろうと思ひんです。考え、行動する教育は、あなたがやっている自然観察会なんかも、まさにそのことを通じて子供の感性も養われるし、そして考えることもできるといふことだろうと思ひます。盛んに最近はア

クティブラーニングということがはやり出しました。まさにそういう教育であってほしいと。

文部省は国家体制を変えるときに、教育を道具にします。そういう中で、文部省もアクティブラーニングなんて言い出したんですから、眉唾なものもありますけれども、しかし基本的にはこれは間違っていないんですよ。それは、あなたがやってきた環境教育もその中の一つですね。そういうことで感性を養っていく。

さっきの保育所に返りますけども、子供たちの感性も、本当に自然とかかわりながら豊かなものになっていく、そういう基本保育所をつくってほしいと、私はこれまで言ってまいりました。一定の広場を確保してやるのが大事です。あの有名なレイチェル・カーソンは『センス・オブ・ワンダー』の中で、子供が本当に自然に好奇心を持つ、これがまず大事だと。そこから物事に驚いたり、あるいは痛かったり、苦いとか甘いとかということを感じる。それは、他人のことの痛みを感じる、そういう感性を育てることになるということになるわけですから、ぜひ、今後はメモを読まずに、あなたの言葉で次からは答弁ができるようにしてください。きょうは初めてですから、非常に緊張しておると思います。

それから、もう一つ聞いておきますが、これは教育課長でもいいんですが、今、学力に直結した子供の貧困問題が大変な社会問題です。そしてこれは、この国の教育問題の大きな問題になっております。この町に、父子家庭、母子家庭が全て貧困とは言いませんけれども、やっぱりそういう状態の家庭が非常に多い。それは教育委員会のほうで調査していますか。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えいたします。子供たちの平等な教育を保障するということは、憲法にもしっかり明記をされております。そのことを受けて、全国でもありますが、要保護、準要保護家庭の支援を行っているところです。

本町におきましても、先般、準要保護の申請を受けたところであります。そういう中で、家庭から上がってきたこと、そして民生委員さん方の意見、そして各それぞれ学校の御意見を聞いて、それを判断して、準要保護の扶助費を支給しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 子供の貧困問題というのは、今後のこの町の、この国の、これだけ格差が広がってきました、大きなこれは課題なんです。そして、地方創生の中でも、この視点は絶対欠かしてはならない視点でもありますから言うておきます。

こういった状況の家庭の子に寄り添ってきたのが同和教育なんです。そこも忘れちゃならないと思います。だから、さっき教育長のほうからありました人権教育というのは、まさにそういうところに視点を据えた人権教育ということも大事だということをつけ加えておきます。時間があれば、この辺のところをもっと論議をしたいわけですがけれども、次に行きます。

三セクの決算書が出ました。これまで私どもはこの10年間、三セクの決算では、天候が悪かったからとか、デフレだからとか、そういった言いわけばかり聞かされてきたような気がいたします。この経営不振、営業不振の原因が、全部他動的なものであるというふうに私どもは聞かされてきている。私はそれをその都度、厳しく批判をしてきました。ことしは有害獣が大変たくさん

とれたそうですけれど、私は、皆さんにとっては有害獣かもしれません、しかし、あえて言わざるを得ない。

今度の三セクの結果を見ますと、通潤山荘が、たしか赤字が2,100万ですよ。通潤山荘がですね。それから、文楽館が、私の計算じゃ666万、本当はもっとあると思うんですが、これは営業赤字のことです、単年度の営業赤字。単純にどれだけ売って、そしてコストがどれだけだったかと、単純な計算です。これは棚卸し、減価償却、そういった綿密な計算をした経常計算じゃないです。経常的な結果だったらもっと数字は大きくなります。それから、そよ風パークも493万円でした、私の計算では。特に文楽館の場合は非常にわかりづらい。全部、天文台、物産館、文楽館と三つを連結してありますけれども、非常にわかりづらい。ほかのセクターも、ほかの企業体もわかりづらいですけれども、私なりに計算すると大体それだけ。大変な間違いがあれば、榎林課長のほうで訂正をしてください。

それで、ことしあたりになってくると、弁解にまた一つ加わったんです。消費税、施設が老朽化してきたと。老朽化した施設には、もう去年、おとしから、どんどん一般財源をつぎ込んでやっておる。ですね。1億とか、あるいは何千万とかというのを。これはこの決算には出てきませんから。もちろん、私が今言いました決算で、文楽の里で委託費が1,700万ですね、それからそよ風遊学協会のほうでは委託費がどれだけだったかな、3,600、約3,700万、委託費出してます。それを含めて売り上げですからね。この委託費のことについての、委託費の概念、定義についても若干、お互いに見解は分かりますね。私は委託費というのは販売経費だと思っています、単純に言う。だから販売経費をそこでごっそりないものにして、売り上げを大きく見せているということじゃないかなというふうに思ったりもするわけですが、いずれにしましても毎年赤字。

そして、そよ風パークの場合は、非常に深刻なのは1億4,800ですよ、累積赤字。資本金1億が、もう4,800万の大赤字です。

それが、いよいよ行き詰まったのが、清和高原市場ですね。これも私は、町長が今度の提案理由の中で、さらりとこの1枚のペーパーで報告した、これなんかもやっぱり時間をとって報告すべき中身なんです、これは。形式的には報告だから議会の論議は要らないと、有限会社の内部の問題だと。それでいいのかと。

これはたしか平成20年だったかな、私は議会でかなりこれは論議しましたよ。合併の半年前、6カ月前に、清和村が土地建物で1億5,000万使っています。そのときの清和村の村税収入は1億三千何百万だったと思うんですよ。私の記憶が定かではありませんが、大体そうだったと思う。それから補助金を5,700万出してます。これは補助金というのは運営費でしょうね。そして、合併して二、三年たったら、ちょっと経営状況が思わしくなくなってきた。だから、管理委託という形に出てきたんですね。この清和文楽館も当時の記録を見ると、補助金あるいは建設資金だけの問題じゃなくて、この出資の口数を町の83口あったのを65口に減らして、民間の出資を91口にふやしているんですよ。というのは、町の出資が2分の1以下に、そこで意識的にさせる、少なくしてある。これは、町の関与を、町の直接的な支配を逃れようという、そういうテクニックじゃなかったかというのを、私は以前、問題にしたことがあります。同様なことがやっぱりあ

の蘇望苑でもあります。蘇望苑についても、今後どっかでまた論議しなきゃなりませんけれども。

こういうペーパーが出てきて、もう破産手続に入りますと簡単に出ていいのかと。いかにも町が出資している325万、これがペアになりますという問題じゃないわけですよ、でしょう。巨額の赤字を出している、債務がどれだけあるのか。それから今言いました土地建物で当時で1億5,000万、そして融資した5,700万、これ一体どうなるのか。どっから回収するのかということ。誰も責任とる者いない。当時の首長ももうかわってしまっている。大体そうなんです。私が冒頭に本田課長に言った覚悟の問題というのは、こういうことの最終的に責任をとる、個人的な責任もあるという覚悟があって初めて成り立つ言葉なんです、これは。榎林課長、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 先ほど、議員のほうから単年度収支の報告がありましたけれども、若干そごがありますので、私のほうからまず主要3施設の単年度の収支を申し上げます。

まず、虹の通潤館が2億3,213万6,000円の収益に対して、収支決算の赤字が958万7,000円です。それから、文楽の里協会が1億6,363万4,000円の売り上げに対して、収支決算では1,458万3,000円の赤字でございます。これについては、文楽の里協会の人形芝居保存会のほうの人材育成の700万円が入っておりますので、そこは勘案していただきたいというふうに思っております。それから、遊学協会そよ風パークですけれども、2億4,270万円の収益に対しまして、赤字が628万5,000円です。

御指摘のように、3施設とも赤字でございました。もう言いわけは申し上げません。この中で、やはり売り上げで言いますと、6億3,800万円、3施設でございます。それから、120名の雇用をしております。そういった中で、3施設の経済波及効果というのは非常に大きくて、やはり3施設が町の経済の牽引役になっていることは間違いありません。ただ、この赤字体質については、やはりしっかりと議論する必要があることはもう間違いありませんので、本年、民営化あるいは民間委託の可能性についても勘案しながら、第三セクターの経営に関する指針を策定することにしております。その中では、このこれまでの10年間の収支計算、そういったものを、議員の皆さん方とつまびらかにして、議論をする場を設けて、その中でしっかり議論した上で、ことし、27年度の中で、この三セクのあり方についてしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。町長もそのことについては結論を出していきたいという指示を受けております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 常に、言いわけの2番目には、波及効果、雇用を言いますね。これは当たり前の話ですよ。それは大前提にしながら私は論議しているんです。民間企業を見てごらんください。市場競争社会、その荒波の中で戦っている。どんなに天候が悪くとも、消費税が上がるうとも、それでどういう戦略を立てて、そしてお客様を呼び込むようにするのか、あるいは売り上げを伸ばすのか。これは通用しない論議です。私は雇用とか波及効果を無視して言っているんじゃないんです。それを大前提にしているから、垂れ流しを漫然としている、この親方日の丸体質をずっと私は問題にしてきたんです。やっぱり民間企業のように、市場経済のこの荒波の中で戦っていらっしゃる、そういう姿勢を学ぶ、そして体質を変えていく、意識を変えていく、それ

が大事だろうと思うんです。

そういう覚悟をしてほしいんですよ、町長。総合計画には、カクゴ、カクゴ、カクゴと片仮名で書いてありますけれど、こういうところに言葉の遊びが出てくるんですよ。本当の覚悟だったら、これは一遍の報告、あるいは一遍のこのペーパーで済まされない問題ですよ。本当に覚悟しているならば、もっとこれは深刻な問題として、時間をとって議会に報告してほしいんです。我々は町民の財産を預かっている、町民のお金を預かっている、そういう責任、それこそそういう覚悟をして、私は有害獣と言われようとも、こうしてずっとこの問題を取り上げてきた。またあいつがああいうことを言っていると、うんざりだと聞こえてくるのはわかっているんですよ。しかし、これに手を緩めては、私は、我々のかなえの軽重が問われるし、何のための議員かということと言われてしまいます。だから、檜林課長のところは大変苦労はあることは、私はいつもお話を聞いていますから知っています。

最後に、今の通潤荘の宿泊費、幾らでしょうか。私が3月、お客さんを泊めたときは6,500円でした。5月9日に泊めたときは1万2,900円。シティホテル並みですよ。土曜日ですからと事もなげに言われました。この辺のところも経営戦略の上でどうなのか。これは、ここではもう余り多くを語りません。あなたには個人的にそのことはもう今まで言ってきましたから。これは町長、初めて聞いたでしょう、この宿泊費のことは。どうですか。3月は6,500円ですよ。熊日の顧問の方を私、泊めたんですよ、6,500円。この間、私、ある催しをして、お客さんを泊めたら、1人部屋が1万2,900円。たった朝食1食つきですよ、1食しかついてないんですから。3人部屋のほうでは1万2,600円。これはシティホテル並みですよ。こういうことで、今後の経営が本当に黒字化していけるのか。今、あなたは、通潤荘は958万7,000円の赤字と言いましたね。私は2,100万円と計算しましたが、これはまた後で突き合わせをしたいと思いますが、とにかく、赤字が当然みたいな毎回の報告では納得できません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） おはようございます。10番議員の稲葉富人でございます。

本年4月から、工藤町政、副町長の就任、着任といえますか、いたされまして、執行体制が整いました。よかったなという安堵感と頑張ってもらいたいというような期待感が町民の皆さんにもあると思っております。岡本副町長、そして藤吉教育長、新任の各課長、全ては町民のために、

そして、幸せを実感するまちづくり、行政運営に取り組んでいただきたいと、そう願っております。

本町の1次産業であります農林畜産業、26年度の販売の実績が出ております。工藤町長の目玉であります農業政策であります。JAかみましきでは、第3営農センター、前年対比91.4%、総額で31億、マイナス部分につきましては、金額にして3億1,800万の減、JA阿蘇蘇陽中央支所では、前年対比82.0%と、4億3,000万減額にしまして、9,660万のマイナスであります。そういった実績でありましたが、本年度も既に夏秋野菜のピーマン、トマト、それぞれの野菜も収穫が始まっております。ことしも既に、昨年の生産額、生産量、ともに上回ることを期待をするものでもございます。

さて、今回の一般質問、通告書に沿って、順次尋ねてまいりたいと思います。

1番には、大矢野原演習場について、そして2番目には、財政運営の今後の与える影響について、3番目に、地域振興に大きな役目を果たします県道・町道の整備の状況について、4番目に、新エネルギーの関係で非常にいいと思っております清和小水力発電について、この4点について、順次、発言台から尋ねてまいります。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 初めに、大矢野原演習所について、関係する、関連することについて尋ねてまいります。

私もボーンヘッドして、通告書において、大矢野原演習場について、演習場とはどこまでということでは意味が通じませんし、大矢野原演習場とは、周辺とはということで、どこまでの地域を指しますかということですが、大矢野原の演習場については、それぞれ課長たち全員が御存じだと思いますが、きょうはあえて地図をここに提示して、持ってまいりました。これが大矢野原の演習場であります。境のところは非常に複雑に入り込みしてから、境界が難しいところあります。そして、この離れたところに放原という演習場があります。本来はこの中で、ここの部分が位置する弾着地でありますし、この弾着地には、あらゆる機器の大きいものや小さなもの、それが各射撃場から弾着地に向けて訓練を、発射をするというような形をとっておりますし、この放原は前から、ヘリコプターの発着訓練、ホバリング、それから前回のMV22のオスプレイ、これの訓練もここで発着して隊員の揚降訓練があったところあります。そういった大矢野原の位置図を頭の中に入れておいて、順次。

大矢野原演習場というものは、本来、一番大もとは、旧肥後藩時代から地元民の放牧、採草、そして狩猟の場であったと。そして細川藩の牛馬の養成の場所として、これを使われていたということに伝わっておりますし、昭和30年に南九州財務局より、駐留軍提供財産は防衛庁に、そのころ防衛庁ですね、所管がえとなり、陸上自衛隊大矢野原演習場として新たに発足をしたところでございます。以後、国防を担う隊員の訓練、運動場として、また、本町の周辺整備等に深いかわりを持ちながら、現在に至っておるところでございます。その面積というものは、1万6,360平方キロメートルと広大であります。自衛隊演習場とは、地元組織、大矢野原演習場周辺対策期成会、また、役場の組織であります大矢野原演習場周辺整備協議会が、それぞれの目的に

よって、相互協力、相互理解を深めながら、生活環境の整備等にかかわって、当たってこられたわけであります。

そこで、大矢野原演習場周辺とは、どこまでを指しますか、どの地区までを指しますかという
と、初歩的、そして基礎的ではありますが、改めて確認しておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。大矢野原演習場の周辺ということでは、
今、議員のほうの説明されましたとおり、過去の歴史的な経緯から言いましても、現在、行政区
としましては、北中島1区、2区、金内、上鶴、田小野、この5区で構成される近隣の行政区を
もって、大矢野原演習場周辺対策期成会が組織されておるものですから、おおむねこれまでの昭
和39年に、大矢野原荒廃対策協議会というのが期成会の前身だと聞いておりますけれども、その
経緯から言いましても、荒廃の対策であったり、補償の対策ということできておりますので、そ
の周辺が地域ということできているというふうに思います。ただ、明確に周辺をどのエリアにす
るんだという規定があるわけではございません。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 周辺というのは、中島地区という、五つの行政区ということになるわ
けですね。それでは、わかりました。

それでは、そのことを踏まえながら、次の質問に入っていきます。

まちづくりの基本理念、基本構想、そして政策、施策の総合計画、まちづくり計画、この大矢
野原演習場にかかわる位置づけというものがなされていない。これだけの部分について事業が行
われているのに、なぜなのかということではありますが、演習場があることによって、町の振興策
に大きく貢献してきたと思っておりますが、過去の事業実績を少し見えます。

事業実績にしまして、年度は割愛していきながら、障害防止事業においては、水道の敷設、空
中写真、排水路工事、御船川の改修、砂防整備、用水路整備、それから護岸工、そういったもの
がありますし、民生安定事業におきましては、防火水槽、無線放送施設、コミュニティ供用施設、
水道施設、消防施設、農業用施設、保育用施設、プール、有線放送、電話施設、これはもう昭和
42年ですが。それと、今、行われております水の田尾下鶴線の道路改良、上鶴線の道路改良、そ
して、調整交付金事業、鍛冶床線の道路整備、原地区のコミュニティ供用施設、金内保育園の通
園バス、藤木猿渡線の工事、仲町長野線、それから田所稻生野線、荒谷線、昭午町上寺線改良舗
装、そういった形で行われておりますし、補助金額のベースで見ますと、平成元年でございます
が、基地交付金というものは、トータルで3億1,580万1,000円、障害防止事業の工事のは別にし
まして、そのうちの補助額で言いますと34億4,800万、それから民生安定事業を見ますと、補助
額が22億8,700万、調整交付金事業では9億7,917万5,000円、そういった形で行われておりま
す。一番、交付された年度は平成15年、これは日米共同訓練の何回目だったかですかね、3回目
だったかな、あった年と思いますが、基地交付金が1,400万円、それから障害防止事業で5億7,0
00万、民生安定事業で1億9,000万、そして調整交付金事業で4,100万、トータルで補助の総額が
7億3,845万4,000円、このような形で、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づい

てであります、交付されて、また、事業が進められております。

演習場は中規模の非常に適した運動場として自衛隊側からは評価をされていると聞いておりますし、演習場は拡張することはあっても、縮小等、またはなくなってしまうということは考えられません。町と国、監督官庁ですが、これからも相互理解しながらまちづくりに大きくかかわっていかねばならないと思っております。

そういったことで、この演習場が、私が言いましたように、質問しましたように、総合計画、まちづくり計画に位置づけられないということ、どうでしょう。この点をお尋ねしておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたしたいと思えます。その前に、先ほど、周辺ということで、行政区のことで申しましたけども、おおむね期成会のほうがそういうことで、対応といたしますか、町との協議等、それから防衛省との協議をやっておりますけども、その他、障害防止とか、そういった点につきましては、決してそのエリアに終わるわけではないことはつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

なお、今、先般、策定させていただきました総合計画、まちづくり基本計画の中に位置づけられていないということでございますが、大矢野原演習場そのものは国有施設でございますので、防衛施設でございますので、演習場そのものを総合計画に位置づけてはおりませんが、議員がおっしゃりますように、演習場が存在することに伴うさまざまな住民への影響とか、それから損失、それから住民の生活の安定、福祉の向上に寄与するために、三つの法に基づく補助なり交付金がございまして、これを活用しようということでは当然ながら考えております。

総合計画の中では、基本構想と基本計画がございまして、基本構想の4番におきまして、「山の都の個性が輝く地域づくり」というところで、それにおきまして、基本方針としましては、「地域主体の地域づくりの推進」という項目を上げておりますが、この中で、大矢野原演習場周辺地域については、住民が安心・安全に暮らせるように支援しますという言葉でくくっております。具体的な事業をここには掲示をしておりますが、ここに固有名詞としましては、90ページ、91ページに、大矢野原演習場周辺という言葉を出しながら、これについては今後とも演習場が存在することによるさまざまな必要な対策等については積極的に取り組んでいくということをあらわしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 3条、8条、9条関係もありますが、これを含めまして、防災、危機管理体制、そういった部分を含んでおります。これは重要なまちづくり、安心・安全で暮らせる部分については、当然政策と、そういったところに位置づけるのは、本来これをするべきではないかと思っておりますし、今後においても十分な形で、それぞれの施策の中で反映していただきたい、そう思っております。

次に、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に対し、また、情報の不足ではないかと、または調査不足ではないかということ聞いております。周辺整備に係る法律、また、本町は先ほど言いましたように、第3条の障害防止工事の助成、これは全部または一部ということになっ

ておりますし、8条は民生安定施設の助成、これは一部でありますので、先ほど言いましたように、金額が事業量として違ってまいります。そして、第9条の特定防衛施設周辺整備交付金、ここは条文を見てますと、1条は、全て「国は」ということから始まりますが、第9条だけは、「防衛大臣は」ということから始まります。そして、これはどういうことかということ、特定防衛施設として防衛大臣が指定する、つまり砲弾によって迷惑をこうむる、うちの場合は演習場ということになります、そして、それを持つ特定防衛施設関連市町村というのは、そういったものを持っている市町村というものを指定するというので、特定防衛施設という名前がついておるわけであります。

そういった形で、先ほども述べましたように、補助額が減少はしてきておりますが、順調な形で整備が行われております。しかしながら、障害防止については、23年度から休眠状態とか中止になっておりますし、用水等の要望の積み残しというのもたくさんありますし、矢部土地改良組合からも、田小野の用水路の改良、それから第6選挙区になりますが、旧嘉永福良井手、中島井手の頭首工の改良、それぞれたくさんな部分が農村整備係に要望も上がっているようでございます。

また、6番議員、赤星議員が再三にわたって、し尿処理施設の補修費の財源確保の攻め込みというものはできないのかということ。昨年度の予算規模で言いますと、このし尿処理施設の補修費2,650万、また、本年度の予算におきましても2,750万の計上を、計上といいますか、経費がかかるということで予算化しております。

いろんなことで、防衛省に対して攻め込みをしなければならんし、こういったスローペースではできないと。3条、8条、9条、法律と政令できちんと示してあるわけでございますので、取り組む姿勢と、そして熱意が必要であります。これが少し乏しいのではないかと。3条の障害防止については、24、先ほども言いましたように、25、26年と合意がありませんでしたが、本年度の当初予算に調査費が計上されたということは非常にうれしいことで喜ばしいことでありますが、し尿処理の整備に関しては、第1回の定例会のやりとりの中に、関係自治体と情報を共有したいと答えられております。その後、どうなのか。この情報と、そして調査活動というのが乏しいのではないかということについて、お尋ねをしておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。3条、8条、9条といたします、今、議員がおっしゃられました障害防止、民生安定、調整交付金というのが主な事業で、これについては、先ほどから言いますように、地元期成会と要望化等については十分話し合いをしながら、そして、具体的な事業については、九州防衛局、福岡のほうですが、そこの周辺環境整備課というところと調整をしながら、優先順位、地元から上がりました優先順位とか、十分協議しながらやっております。

ただ、残念なことに、議員がおっしゃいました障害防止事業につきましては、3次まで行った時点で、まだあるんですかと、まあ、ちょっと言い方は悪いですが、そういうことで、もう4次というのは、次から次にはありませんよということで、今、中断している状況であります。ただ、

新たな帰責原因、やはり演習場があることによって、訓練によって荒廃することによって、農地が荒らされたり、用水路に影響があるということでの帰責原因を新たに出していけば、また4次とは言わず、新たな事業として、残された農地、それから用水路、その他周辺の、頭首工も含めまして、要望を上げていきたいというふうに考えております。

それから、情報収集に関してですけども、確かにおっしゃるように、なかなか他自治体との情報を共有する機会というのは、特別に、具体的に出かけていかなければ難しい点がございまして。近くには日出生台の演習場もございまして、先般は岡山の日本原演習場があるところの町にも問い合わせをしておりますが、具体的な事業内容については一致する部分がないので、もっと詳細に内容は確認しながら、情報収集をやっていきたいというふうに思います。

また、山都町も会員となっておりますけれども、防衛施設周辺整備全国協議会というのがありますし、全国基地協議会というのも東京で毎年開催されておりますので、その中では、全国の基地もしくは演習場がある自治体の要望活動は一括してやっております。その辺のところから、関連するところと、情報共有については今後努力していきたいと思っております。現在のところ、十分な調査ができてはおりませんことは、おわび申し上げたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 情報、つまり調査なくして発言なし、調査なくして発見なし。調査活動というのは、今までできないということであれば、同じ自治体の調査しながら、次なる事業の展開を、攻め込みをしていただきたいと、すべきと。これには少しスピード感を持ってやっていただきたい。そういった因果の関係をつくりながら、100分の100、10分の10ですので、これだけの補助額というものはありませんので、財政の運営上からも進めてやってほしいと思っています。

少し急ぎます。次に、日米共同訓練でございまして、この総括とされたのが、今回の事件、事故もなく、行政の対応が非常によかったのではないかなという感じもしておりますし、第1回の訓練から、FTX、今回というものにおいては、自衛隊、防衛省側も非常に情報の提供をして、丁寧に町民、地元民、そういった部分についての説明がなされたということで、これは執行部を高く評価しなければならないと思います。

そこで、次につながるためにも、これらの、恐らく次なるFTX、近年の日本の防衛の状況を見ていると、また間近な時期、来年ということにはなりません、次なる訓練が始まると。その訓練につながるためには、やっぱり総括が必要であるし、安心・安全を提供し、情報収集するということは行政の責任であります。その点についてお尋ねしておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。日米共同訓練につきましては、5回目ということではありますが、5年ぶりということで、私も対応しておりませんでしたので、非常に不安の中、対応させていただきました。ただ、今回の日米共同訓練は九州初のオスプレイ参加ということもございまして、通常の、これまで各4回の日米共同訓練とはまた違った趣旨がございました。その辺、非常に苦慮しながら対応したところでございます。

まず、今回の特徴的なことは、日米共同訓練があるということから、地元の住民から意見聴取

会をまずやって、意見聴取をした後、これに対するいろんな意見、要望、不安、そういったものを九州防衛局に伝えて、向こうから説明をいただくという地元説明会を開催するという方向性をまず決めることができたこと。それからもう一つは、熊本県、それから関係自治体と一緒に、九州防衛局に、オスプレイの安全性について申し入れをいたしました、安全の確認の申し入れをいたしました。それからもう一つは、中島小学校ですけども、そちらのほうの保護者説明会を2回行うということで、事前に過去の例をひもときながら、少なくともそごがないように、十分住民の不安をなるべく取り除く行政の役割を果たそうとしてきたところであります。

振り返りとしましては、期間中の住民の安全確保、それから、どうしてもオスプレイの安全性の確認、こういったところを主眼に当たったつもりであります。

また、この総括でありますけども、日米共同訓練そのものは防衛省の、国家の事業でございますので、これの対応をどうしたかという総括についてできないことについては、今度、期成会の總會のときなんかには、ちょっとその辺の説明、お礼なりをさせていただきたいと思えます。ちょっと時期外れてしましまして、すぐにやっぱり総括をやるべきだったなと今は考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） そういったことで、やっぱり総括をして、これからはなくなることはないと思えますので、次の町の対応、そして各団体、そして住民、十分な形でこれを払拭する、そういったことが次につながることであると思っております。当然、国事行為に対してのことは触れるわけにはいきませんが、やはり町としての対応が十分でない、住民の側に対して、そしてまた、防衛省側に対しても、十分な情報活動をやって不安を取り除く、これは最も大切であると思えます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。これらの大矢野原関係でいろんな形で出てきますが、ここに、じゃあそれでは、この施設にかかわることで、町の振興に何か考えないのかと。

自衛隊のこれまでの大矢野原の演習場の、ここに状況の数字が出ております。まず23年度は演習日数が320日で、演習人員が11万1,560名、24年度が326日で9万2,388名、25年度が315日で11万6,180名、平成26年、昨年ですが、これは12月末日の現在ですが、249日で9万6,810名ということで、非常に、だんだんというか近年、日数、あわせて演習場の自衛隊の人員というものが大きくなっております。私どもはこれに対して、本来は基地交付金と、そういったものに云々と言いますが、そういったことじゃなくして、地域の振興をこういった大矢野原、私どもは大矢野原演習場は、この町が自衛隊、防衛省に提供しているというぐらいの認識を持ちながら、何とかして、これらの自衛隊の、これだけの10万人も来られるわけですから、これに何かの攻め込みというものはないのかと。そういった部分について、町長の秘策というものがないのか、最後にこのところをお尋ねしておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどの日米共同訓練のほうに少し触りたいんですが、やはり大変な御迷惑をおかけしながら、日米共同訓練が無事に終わったということですね。まずは一つは、九州防衛省が直接説明を実施してくれたと。今までは部隊が説明していたので、なかなかわかりづ

らいところがあって、事務方が住民の皆さん方の気持ちを踏まえた中で説明してくれたというのが一番効果があったなという気がしますし、山都警察署のほうからも、児童の送迎については、パトカーで後ろから同行いただきました。そういうことも安心につながっていったんじゃないかなということで、総括をちょっとつけ加えさせていただきたいというふうに思います。皆さんの関係団体、そしていろんなところの御協力があって無事に終わったことを感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、何とか自衛隊の演習が、議員おっしゃったように年間300日以上、そして10万人以上と言われる自衛隊員が演習をしております。これについて、ただただ迷惑だということではなくて、共存共栄という言葉が期成会のほうでも使われます。そういうことを考えながら、この前も3月にすぐ、北熊本駐屯地のほうに師団長と北熊本駐屯地の業務隊長を訪ねまして、その辺を申し入れてきたところでもあります。

一つは、定期的なイベントを、自衛隊と住民が一緒になって、イベントの開催なんかができないか。それと訓練期間中の生活物資、特に米、野菜等を直接、中島地区からとれる産物を何とか入れていただけないかというような直接的な申し入れもしましたし、日常的に波及効果があらわれることを実感できるような対応を何とか、一足飛びにいきませんけども、少しでもやっていたらいいかという申し入れをやりました。これについては今後も強く申し入れをしていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、今、自衛隊からも火入れの共同支援の作業、そして通潤橋の除草作業などを、ほとんど毎年やっただいております。これにつきましても、さらに地域づくりなどに、もう一步、周辺に踏み出していっていただけないか、これについても工夫ができないか、申し入れをしたところでもありますし、今後もお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） ぜひとも、町長、今の考えで、地域の振興にかかわる、この10万人、11万人、飯をこの人たちが3度食う、しかし自衛隊は空腹なところでの訓練というものもありますし、当然、私の1日に3食を食うということはありませんが、そういった中で、そのうちの全部じゃなく、1食でもできるならば、体力づくりのために、安心・安全な農産物、米についても食べるということであれば、出口の開拓ができると。量が足りないというところには、JAという組織がありますので、これを利用しながら、お願いしながらこれに対応していくと。そして、これができるような努力を、基地交付金という形でとらなくても、こういった形で、私たちは見返りというものを攻め込んでいただきたいと。終わります。お願いします。

それでは次に、時間が進んでおりますが、2番目の財政運営の今後の影響についてということですが、これについては皆さん御存じのように、合併特例債が期限が切れまして、本年からだんだんと縮減をされるということで、その金額が、おおむね5年後には10億、11億と見込まれておりますし、本年の予算編成におきましても、約1億8,000万、トータルでこれぐらいの減額が見込まれるであろうということでもあります。

そういった中で、全国の合併した町村、恐らくは総務省において、切れた後の財源処置をでき

ないかというようなことを要請をしておりますし、それが果たしてかなったのかわかりませんが、算定方法を見直し、本年度から、昨年の11月でしたので、15年度から18年度にかけて、算定方法を見直しながら、上乘せ分の6割程度を支援すると発表していますね、前回、総務課長が。それにしても、次なる要件の算定基準からすると変わりはないということをお聞きしておりますが、その後、この上乘せする部分の6割ということが、住民にどう影響していくのかということについて、いま一度、お答えをいただきたい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをさせていただきます。今、稲葉議員よりありましたように、合併により増額していました交付税、いわゆる特例措置で増額していました交付税の額は、平成26年度の計算では約10億円という計算になります。つまり、平成26年度の交付税額が約62億円ですので、この特例措置の終了によりまして、縮減措置が終わります翌年の32年度には、これが約52億円になるという計算になります。

ただいま、議員からありましたように、これに対しまして総務省のほうで、平成の合併によりまして市町村の面積が拡大したということ、こういったことを踏まえまして、今年度から段階的に交付税の算定方法の見直しを行うということで、昨年の11月の段階では、これは6割維持ということで新聞報道等あったところでございますけれども、先般、特例分の7割を維持するということを決められたところでございます。

これにつきましては、繰り返しになりますが、平成の大合併で誕生しました多くの自治体が、27年度までに特例期限というものを迎えて、自治体のほうから、住民の生命を守ります消防施設ですとか、そういった施設につきましては非常に統廃合が難しく、特例措置がなくなれば財政的に厳しいという、新たな支援策を求める声が強まったということで、この交付税を管轄します総務省のほうでも配慮が必要と判断したことによったものです。

支援策につきましては、平成27年度から30年度にかけて段階的に実施をされます。そして、最終的に、特例分の約7割程度が確保されるということになりますので、具体的には、先ほど申しました10億円の縮減額、最終的にはこれが圧縮をされまして、3億円程度になるということになります。ただ、これも議員おっしゃいましたように、人口減少等々、本町につきましては、これから先、減少し続けるということも予測が出ております。平成31年には、総合計画の中の数値ですけれども、約1万4,000人という推計値が出ておるところでございます。こういった数値、それと世帯数、児童生徒数、そして農家数等々、これは26年度の算定式で計算してみました場合に、6億円程度が減額となると、1本算定になればそれくらい減額となるという試算結果が導いているところでございます。

したがって、先ほど申し上げました7億円、これに支援策の6億円が交付されたということで計算しますと、現時点では約1億円が増額といえますか、1億円が現時点では見返りということになるということで考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 何とか見込み額よりも削減できるということで、これによって、財政

計画の確立をやって、次の行財政運営に役立てていただきたいということでございます。そのことを踏まえながら、次のお尋ねをまいります。

税を初めとする未収分の現況と対策について、現況は、今ちょうど26年度の閉鎖が先日までございましたので、決算というものができておりませんし、25年の決算の中で見てみますと、本町の財政の割合というものは、当然、自主財源が26.6%、依存財源が83.4%と、なかなか上向きにならないということですが、この自主財源の町税、分担金、負担金、使用料、その他もろもろの収入であります。これは合計しますとわずか十一、二%、税は8.9%ですが、その程度になります。こういった部分についての未収金の現況はもういいですが、これがあるということの現実と、そしてこれの徴収、そういった部分についてどうなのか。財政運営に影響はないのか。財政運営に影響はないとしても、町民の感情の公平感というものについての影響というものはないのか、その辺について、税務課長のほうにお尋ねをいたします。

あわせて、健康保険税については、税については税ですが、事業については健康福祉が担当であります。この事業で、去年の12.5%の税の値上げをいたしました。そして、この事業というものが、果たしてこの1億8,000万の未納、未収分がどう影響してくるのか。

それともう一つ、29年度だったか、保険税の事業が町から県に移っていくという部分についての、これの対策はどうなのかということまで一緒に、時間の都合、答えていただきます。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） 皆さん、こんにちは。質問にお答えをしていきます。

まず、税の未収に関してでございますが、現在、収納が確定しております平成25年度について説明をさせていただきます。

まず、町民税でございますが、調定額4億1,420万9,700円でございます。収納額4億860万1,707円でございます。この町民税の徴収率につきましては、98.65%です。

また、固定資産税、調定額5億2,310万2,300円に対しまして、収納額5億1,173万9,322円です。徴収率につきましては、97.8%でございます。

次に、軽自動車税、調定額5,414万100円に対しまして、収納額が5,310万6,043円でございます。徴収率につきましては、98.09%です。

次に、国税につきましては、課税と収納業務を当課の税務住民課にて事務処理を行っておりますので、あわせてこの調定、収納につきまして報告をさせていただきます。調定額につきましては5億1,254万3,100円でございます。収納額につきましては4億8,952万3,938円、収納率で95.5%でございます。

合計の調定額でございますが、15億399万5,200円でございます。収納額につきまして、合計で14億6,297万1,010円であり、収納率につきましては97.27%となっております。25年度の未納額につきましては、4,102万4,190円、これが翌年度への滞納繰越ということになっております。

それで、平成25年度分の滞納繰越額で見ますと、各4税、町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の滞納総額につきましては、総額で3億1,602万79円となっております。そのうち、5,628万1,678円の徴収をしております。過年度分の徴収率につきましては17.81%でございます。調定

額から収入額を引きますと、滞納繰越額 2 億 5,973 万 8,401 円ということになっております。

○議長（中村一喜男君） 10 番、稲葉富人君。

○10 番（稲葉富人君） 徴収が、非常に徴収係がそれぞれの形で、25 年度、26 年度、頑張っておられますし、これがいい結果に圧縮をされているという結果が出て、これには私どもはやっぱりその頑張りに敬意を表せにやいかんと思っております。

問題は、未収という部分については、やっぱし担当課が単年度、そして過年度分、これを回収せんことにはできないということ。あわせて、滞納整理をするということよりも、不納欠損を出しているという、これがいかに重大であるかという、全く財政運営には影響はないといひましても、住民の感情の公平さという部分から、やっぱしどうでしょうか、こういった部分については、もう時間がないので、この部分だけははっきりしていかにやいかんし、これから先のそれぞれの担当の係の決意と熱意だけを述べていただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） ただいまの質問でございますが、不納欠損につきましては、担当課としても、いろいろ債権の内容を精査しながら、なるべく不納欠損が生じないように、計画的に滞納者につきましては納税相談等をいたしまして、納税の促進という意味では、計画納税等を促していきたいというふうに思っております。

それで、一応、税の滞納対策ということでございまして、平成 25 年度から併任徴収協定というものを締結しました。これは下益城郡、上益城郡、山都町も含めまして、5 町で応援体制をしいておるものでございます。現在、徴収率が年々上昇をしてきておりますが、この協定で、各町村、応援をしていただいて、少しでも税収を上げていこうという取り組みが功を施しているという状況でございます。

それともう一点、一応私たちが税務課におりますと、債権の対策といひますのは本当に頭が痛い問題であります。ただただ頭が痛いと言っっても何の進歩もございませぬ。それで、本年 4 月に、総務課長初め、財政係長も交えまして、山都町の税等徴収の調整会議を実施してございまして、本年 5 月には早速、第 1 回目の債権対策会議を実施してございまして、これが、各課の債権に係る問題を解決するという意味において、その他の各課において、債権についても、担当課だけの問題ではないという認識のもと、全課全庁挙げて債権対策に取り組んでいき、今度はひとつ、いろいろ個人情報問題とかいろいろあります、各課の名寄せ等も私たちが見ることはできません、そういうのを、法を一つ一つクリアするためには、まずは今後、債権の管理条例等の整備も必要になるというふうに思っております。今後は、そうした意味も含めまして滞納対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 10 番、稲葉富人君。

○10 番（稲葉富人君） そうですね。税の徴収、調整会議、やっぱし県、あわせて隣接の町の協定がありますので、これをフル活用しながら、不納欠損だけは出さないように、ひとつしっかりと頑張りたいと思ひます。また、このことについては、時間がないので、保険税の部分も改めて、全て今課長のほうから話がありましたので、取り組む姿勢が見えましたので、頑張

っていただきたいと思います。

それでは次に入りますが、地域振興に大きな役目を果たす県・町道整備についてということで、阿蘇公園線ということで聞いておりますが、本来、阿蘇公園線は、前回ちょうど南阿蘇村議の全員の方がこの町に来られて、町長、それから建設課長、私ども常任委員会が対応して、お互いに意見の交換をして、今のところというところが一緒になって、共同歩調によって県に要望しておこうということの話がまとまりましたので、これをまた私たちも、議会としても、それぞれ議運にかけて、どういった形の布石をつくってやっていくかということ、これから協議をしていく段取りはできております。それで、これは飛びます。

次に、4番、清和小水力発電所についてでございますが、新エネルギーの買い取り制度が出てまいりました。これにはいろいろな形で、国の考え方、そして電力会社の考え方で、二転三転しておりますが、今、また価格が下がって、しっかりとした形で買い取っていくということでございますが、この買い取り制度以降の収支の比較について、総合支所長のほうからひとつ答えていただきたい。

そして、次の管理体制は非常に問題ではないかということ、この発電所自体のことについては、後で町長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、増田公憲君。

○清和総合支所長（増田公憲君） 10番、稲葉議員の御質問にお答えします。清和水力発電所は、総工事費約2億8,800万円をかけて建設しております。平成17年4月21日から、九州電力への売電を開始しまして、ことして10年目を迎えております。

国は、24年7月1日から、新たな再生可能エネルギーに関する法律を定め、固定価格買い取り制度を施行しました。清和水力発電所も、新たな法律の適用により、1キロワットアワーの当初価格の10円80銭から32円59銭に上がりまして、約21円の増額となっており、3倍の価格になっております。

買い取り期間につきましては、平成20年10月1日から37年6月30日までの12年9カ月となっております。しかし、平成17年度から平成26年度までのトータルの収支決算は、916万4,000円の赤字決算でございます。

そこで、固定価格買い取り制度以降の収支決算について御説明したいと思います。買い取り制度が施行されました平成24年度は106万2,000円、平成25年度は1,060万円、平成26年度は1,890万円のそれぞれ黒字の決算となっております。特に、平成26年度の売電価格につきましては、3,680万円という、これまで最高の売電をすることができたところでございます。この要因につきましては、日ごろから……。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○10番（稲葉富人君） はい、わかりました。本当に3倍も売ったって、これから非常に管理、そういった部分が大変だろうと思いますが、しっかりと見ていただくように。

最後に、町長、この発電所についての管理体制、そしてこの発電所をどのような形ですか。私はもう行政が持っていくよりも、何とかよそに譲るといった部分についての考えがないか、その

部分だけ聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君、指名してから質問してください。

町長、いいですか。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 課題なんですけど、やはり1番目には、発電機の耐用年数と稼働率の予測が全くできていないということが一番課題だというふうに思います。今後の維持管理費がどれくらいかかるかということですね。

それと、二つ目は、買い取り制度が終了する37年の7月、この後の売電価格がどのように変わっていくのかというのが不安であるということ。

それと、三つ目が、施設の維持管理が職員が行っております。非常に本流から取水口まで、非常に危険なところがあって、手間がかかって、非常に管理が大変だということでもあります。本来は2人ぐらい要るんじゃないかということも大変さがありますということでもあります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、10番、稲葉富人君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） どうも、おはようございます。4番、後藤です。

本日は一般質問で一応5項目、副町長・教育長の今後の抱負について、清和高原市場の今後の取り組みについて及び行政改革における蘇陽総合支所、清和総合支所のあり方について。あと、介護保険法が改正になりまして、そちらのほうの町の取り組みについて及び移住定住につきまして、前回は質問いたしましたけれども、この件につきまして町の取り組みがどのようになっているのかという5点について質問したいと思います。

議会のほうがスムーズに運営するために、できるだけ簡潔な回答をお願いしたいというふうに考えております。私のほうも簡潔に質問していきたいと思いますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず、今回4月に選任されました副町長並びに教育長におかれましては、副町長におかれましては県庁のほうで私も長年のつき合いがありました。いろんな町村に行って、いろんな活躍をされておりますし、県におかれましてもすばらしい実績を持っておられます。そういう副町長を迎えることができたということに対しては、山都町の今後について大きな期待感があり、また、町民におかれましても非常な期待感があるというふうに考えております。

また、教育長におかれましても、蘇陽のほうに校長としておられまして、いろんな学校を回ってこられております。いろんな子供の教育とか、そちらについても専門的な知識を持って実施されるというふうに考えております。

そういう中で、就任わずか2カ月ではございますけれども、当然選任された段階からプロ意識を持って取り組むという姿勢はかたいものがあったと信じております。そういう中で、今回の議会を通じまして、町民の皆さん方に抱負をわかりやすく、町民の期待をどのように裏切らないようにするか、町民にどういうことをまた協力してもらうかということを含めながら、副町長及び教育長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 副町長就任に当たっての所感についてお尋ねをいただきました。

現在、山都町には、少子高齢化やそれに伴う財政問題、待ったなしと言われる行財政改革など、さまざまな課題があります。いずれ全国の自治体が直面すると言われる社会的課題に、山都町は先駆けて取り組む必要に迫られております。しかしながら、これを悲観的に考えるのではなく、むしろ少子高齢化のトップランナーとして、前向きに捉えるべきではないかと思っています。少子高齢化の中で、山都モデルとして自然と調和した豊かな暮らしをつくっていくことができれば、ここ山都町から新しい日本人の生き方を提案するチャンスになり、全国の先進事例になり得ると思っております。

先週、熊日新聞に、高齢化100%の集落という見出しで、津留地区舞鶴集落のことが書かれていました。集落の全員が65歳以上の高齢者ですが、そこの皆さんは毎日グラウンドゴルフを楽しみ、公民館や神社の清掃も支え合って続けているとありました。

山都町にはこうした住民がともに支え合うよき伝統があり、自治振興区ごとに住民主体の地域づくりも活発であります。また、イベントなどを通じた都市との交流も積極的に行われ、有機農業は全国のメッカと言われるほど早くから取り組まれています。伝統行事や九州でも屈指と言われる生態系も残っています。こうした山都町の特徴が、今後のまちづくりの方向を示しているのではないかと考えております。

私の今後の行動計画につきましては、できるだけ地域に出向き、住民の皆さんの声を直に聞いて、地域の実情を肌で感じながら、住民の視点に立った取り組みをしていきたいと考えています。また、政策を進めるに当たっては議員の皆さんや職員ともしっかりと議論し、内容を詰めるとともに、互いに切磋琢磨していきたいと思っております。

私は町の外から参りましたので、まだ山都のことをよく知らない分、客観的に見ることができるのではないかと考えております。もとからいる人が気づきにくい、当たり前と思ってる役場や町のよいところ、変えたがよいと思うところなど、気づいたことを率直に発言することも自分の務めではないかと考えております。

行革など町長からの指示事項を初め、自分の仕事に一生懸命取り組んで、少しでも町や役場をよくしたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） こんにちは。教育長就任に当たったの所感ということですので、午前中にも申し上げましたのですが、学校現場での経験を生かしまして、全力で教育行政に取り組みたいと、そのように考えておりますし、その思いを言葉にしますならば、全ては子供のために、そして町民のためにということになります。

山都町の教育課題ということにつきましては、やはり少子化による児童生徒の減少、これは大きな課題としてあります。本年度は町内の三つの小学校に複式学級があります。中島小学校、御岳小学校、潤徳小学校ですけれども。現在、町ではIターンとかUターンとか、それによる人口増加のことを考えておるわけですが、特にこの子供たちの減少を考えたときに、子育て世代の増加についてはやはり具体的な対策を講じていく必要があるというように課題を認識しております。そのことは進めながらも、現在、学校に子供たちが在籍しております。先ほど言いましたように、複式学級に在籍している子供たちもおりますので、やはり教育の保障をしていく必要がありますし、子供たちが不利益をこうむるということがあってはならないというふうに思っております。

それから、少子化ということでもう一つ大事な矢部高校の入学者の減少という、そういう課題があります。ここは県の管轄ではあるわけですが、やはりこの町の将来を考えたときに、矢部高校への支援、これも必要であるというふうに考えております。

では、今後の行動計画ということでの質問もあっておりますので、そこを含めて話をしたいと思うんですが、先ほどの小規模校、それから複式学級に在籍する子供たちへの教育保障ということでは、私もいろんな私なりの考えを持ってるところです。例えば、小規模校同士の交流授業であるとか、いろんな教育機器、それからネットワーク等を使って合同授業であるとか、いろいろ考えることができると思うんですが、まだ私の案という状況ですので、今後そのことにつきましては検討を重ねながら、しかもスピード感を持って進めていきたいなというふうに思っております。

それから、矢部高校の入学者を増加させる方策としましては、現在既に役場内に矢部高校の応援プロジェクトチーム、これができておりますので、この取り組みがありますので、そのことはもちろんのこととして、それから矢部高校応援町民会議、これは先日町長のほうからも話がありましたですが、そういうことも準備中ですので、そのこともあわせながら取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

そうしまして、教育委員会ではもっともっと町内の子供たち、保護者の方々、それから地域の方々に、町がどんなその支援をしてるのか、そのことも知っていただきたいなというところで、先日それを知らせるチラシをつくったところです。もちろんそれは広く伝わっているとは思いますが、再度しっかりとそのことを伝えながら、矢部高校への入学者増ということにつなぎたいなというふうに思っているところです。

幾つかお話をしましたのですが、やはりまずは子供たちがこの町に育ってよかったという、そういう思いを持ち、そして夢、それから希望を持って、これから生活できる、先へ進むことができる、そうしまして保護者にとっても、この町で子育てをしてよかったなと思えるように、そ

うしまして、さらに町民がやっぱりこの町に住んでよかったと、そういう思いを持てるように教育長として頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、副町長及び教育長からの取り組む姿勢の話がありました。副町長が言われますように新しい風ですので、新しい感覚で、私たちと違った感覚でこの町を見ることができらると思ひますし、また町内の方々においても副町長の新しい息吹を待っていらっしやる方もたくさんいらっしやると思ひます。ぜひ、その自分の考え方に、屈することすることなく、邁進していただきたいというふうに考えておりますし、私達も精いっぱいの応援をしていきたいというふうに考えております。この町に来て本当によかつたと言われるような仕事ができることを期待してます。

また、教育長に関しましても、矢部高校の問題から話がありました。少子高齢化、複式学級の話もありましたけれども、この問題は前教育長からも再三再四話があった中で、なかなか取り組みができていない状況があったわけでございます。ぜひ役場、議会一緒になって、私達にできることは私達も協力を惜しみません。職員としても皆さん惜しみなく協力されると思ひますし、自分の考えた方向を見失わずに頑張りたいというふうに考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、移住定住につきまして、ちょっと質問したいと思ひます。

この問題につきましては前回の議会におきまして、山の都創造課長に質問したところでもあります。課長におかれましては早急に対応するという返事をいただき、大変頼もしく思えた次第であります。その後も課長のところに行って、担当者も含めて、どぎゃんすつとかいというような話をしながら話したわけですよ。十分検討するという話もありましたけれども、これをするには当然予算も必要だし、ある程度人員も必要ということもお互い話し合いました。

これにつきましては、私の町にとっては大きな課題でもあり、これを解決しなければなかなか前に進まないという状況でもありますし、また、定住につきましては、子供を育てている人たちが3家族、町外のほうに出ていかれました。何が原因かということも突きとめてはいるわけですよけれども、その辺のところも課長も御存じと思ひます。

そういういろんな問題を踏まえた中で、課長は前もって一生懸命取り組みますと言われました。もうスピード感を持ってやらなければいけませんよという話をしたわけですよ、この前、机の上で。そして、本年度中には何とか結論を出すということで、定住の人員も広げていくということでございました。その辺のところはどうなってるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） お答えいたします。

移住定住につきましては、ことしの4月から人員の配置を、国の補助事業を使いまして集落支援員を充実させるということで、移住定住の相談、あるいは結婚相談、就労支援の相談とかそういったものができるように、2人の人員をそろえまして受け入れ体制をつくっております。

また、まちづくりやべのほうに山の都地域仕事センターという設置をいたしまして、移住定住

の希望者につきまして、仕事や住居の相談、あるいは就労支援策として、例えば新規の移住定住希望者の新規の就農希望者につきまして地元の受け入れ農家のあっせんとか、そういったものができるようなコーディネーターを、このまちづくりやべの地域仕事センターのほうに人員をコーディネーターとして配置しまして、これからそういったいろんな幅広い相談あたりも受けて、それから農家とつないだり、そういったことができるような体制を今整えました。また、これから大学生とか一般の方のインターンシップ、そういったものも受け入れができるように、このまちづくりやべの地域仕事センターのほうで体制を整えてまいります。

また、先般5月30日には、関東山都会のほうがございましたけれども、そちらに参りましていろいろ交流しました。また、そのときにちょうど合わせまして、くまもと移住フェアということで、熊本県のほうが主催でございましたけれども、天草、宇城地方の5町村と一緒にフェアに行って、受け入れの相談等もやってみました。

今後、1,700以上ある町村と厳しいこういう移住の競争をしていかなければなりませんので、これは幼い子供たちから教育、就労、いろんな環境が整わないと移住の希望者もありませんので、そういったことを各課連携して、山の都プロジェクトチームの中でも話し合いながら充実していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 早速そういうふうな取り組みをやっていただいたということでありましたら、このあたりもネット等でもちゃんと配信しながら、で、また、こちらに移住してきた人の交流会等も開きながら、私たちの町のいいところ、移住者、来た人ですね、移住してきた人が発信をしていくというような体制をとっていったほうが一番、この町に来てよかったといういい点を、第三者の目から見ていい点をどんどん広げていき、輪を広げていってもらったほうがいいと思います。やっぱりそういうところの体制づくりをきちんとしてもらわないいけないし、そしてまた、移住者あたりの意見等をつまびらかにまとめながらネットのほうで紹介していく。そしてまた、その環境等も写真で紹介する。山都町における四季折々の野菜、果物、自然、景観のいいところ、あるいは蛍の景勝地あたりを紹介していきながら、都会にはない山都町のいいところをやっていくのが仕事ですので、ぜひそういうところもきちんとしてやっていただきたいというふうに思います。

あと、先般もお話しいたしましたけれども、病院の横の住宅地で1年間の契約ということでお話ししました。私もその人たちの話を十分聞きました。で、1年間というのは、そのいろんな施設をやっても、炊事場をちょっと扱おうとか、扱ってプロパン入れました、こうしました、プロパン扱いましたといっても、1年後には出らないかんわけです、1年ですので。そうすると、準備するのにこんなの入れました、3カ月かかって。もうあと半年ばかりおったら、もう出る準備させないかん、次のところを探さないかんというようなことで、五ヶ瀬にあきがあつてよかった、五ヶ瀬に行きましたとかいう話になってくると非常に困るわけです。

そののところも先般課長ともお話ししましたけれども、ぜひそういう住んでる人の意見を聞きながら、1年ということじゃなくて、もうちょっと2年ないしは3年くらいのスパンを持って、

その人が山都町に住める環境づくり、そしてまた、この町に住みたいと思っても出ていかなんようなこつじゃ困りますので、そういうところの環境整備はお話を十分されてるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） その点につきましては、やはりそよう病院の旧医師住宅の改装をして今やっております6世帯につきましては、やはり家賃が1万3,000円から1万6,000円と比較的低料金ですので、その中で1年という期限を切って、その中で新しい居住先を探していただきたいということに基本的にしております。ただ、御指摘のように、1年で間に合わなかったとかいう場合も少しケースとしてありますので、そこらあたりはやっぱり定住支援員、集落支援員と相談しながら、残り3カ月になったら本格的に町営住宅の空き住宅はないとか、いろんなほかの空き家、そういったものの相談とかを丁寧にやって、できるだけここに短期滞在されたわけですから、こちらの山都町に住んでいただくような手だてはしていきたいと思います。

また、他町村の例を見ますと、確かに2年、3年と長期滞在によって定住につなげるという施策もございます。山都町の場合は非常に面積が広うございますので、清和あるいは矢部にそういった同じような施設をパターンを変えてつくったりとかいうことは今後考えていかなければならないし、やっぱり移住定住希望者にはいろんな多様なニーズがありますので、そこらあたりは臨機応変に対応できるようにしていきたいと思っております。

御指摘のように、馬見原の滞在施設のほうも1年で出ていかなきゃならなくて、五ヶ瀬のほうに行かれた方もございますけども、そういったことは極力避けていきたいというふうに思っております。今、山都町の、山の都創造課になりまして5カ月がたちましたけれども、結構、移住定住の御相談が多く来ておりまして、今、この5カ月間で、11世帯21人の定住の実績を上げております。今後1年間で、これを2倍、3倍とふやしていけるように、いろいろな臨機応変な対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひそちらも頑張ってもらわなくてはけません。特に農業指導あたりも移住してきた人に、土地がたくさん余っているところに関して営農指導あたりもやってるわけなんです。ほかの町村でやってるところもあるわけです。野菜づくりの指導とか、キャベツづくりの指導とか。そういうのもJAと協議しながら、一緒に耕したり、そういうことができるような、うちならではできるよう、そういうサポートもやっていけたらいいのかなというふうに考えておりますので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、移住定住にもかかわることですけども、景観的なことで、旧蘇陽の案内板とか町民憲章とかいうのが立っているわけです。そうですね、町民憲章、御存じと思いますが、蘇陽のエコーブ横の町民憲章、もう剥げ落ちて何が何やらわからん町民憲章が立ってましてですね。昔は、もう15年ぐらい前は、あそこで記念写真等撮った人も何人か見たんですけど、今は見苦しいばかりで、そういうのも全然関係ないわけですので。そのほかに何カ所か見受けました。こういうものは、やっぱ早急に、町の恥でもありますから、調査して省くとか修正をかけるとか、

看板として使えるならばどのように使うとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御指摘ありがとうございます。実は通告を受けましたので、早速、旧蘇陽のほうの国道のほうを走ってまいりました。御指摘のように、すぐ撤去しなければならない看板が五つありましたので、その点については早急に撤去したいと思っております。

また、町全体で考えますと、平成26年に町の看板・サイン等の調査をしております。その中でこの浜町地区の通潤橋周辺だけでも100以上の案内サイン・看板がございます。その中にはやはり、もう古くて撤去しなければならないサイン等もございますけれども、これは国、県、それから町、そして観光団体、いろんな団体がつくつとる看板もございますので、そのあたりは県とも、景観整備課とも協議しながら、撤去できる分についてはしっかり撤去していきたいと思っておりますし、やはり重要文化的景観に山都町通潤用水と白糸台地の棚田景観はなつとるわけですから、このサイン計画に基づいた新しいサインの設置、あるいは老朽化したやつはもう撤去していくということで、年次計画を立てて、来る30年のインターの開通までにはそのことも整備していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひ副町長も県庁のほうにおいででいらっしゃいますし、今後の看板の設置等につきましても、撤去につきましても、十分相談していきながら、よりよい景観のいいまちづくりというのにも心がけていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、介護保険。行政改革と清和高原野菜についてはちょっと飛ばしまして、介護保険法が改正されます。で、法改正が及ぼす町の被保険者への影響等々があると思いますが、29年度までには町の方向性をきちんと決めなければなりません。今回の大きな改正点は、施設入所が介護3以上しか入れないということになったのと、あと、地域支援型の整備をきちんとしなさいよと、地域で見なさいよと、介護予防事業に徹底的に力を入れなさいというのが国の方針だというふうに考えてます。

そこで課長にお尋ねしたいと思えますけれど、29年度までに町としてはどのような方向性を持っていかれるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それではお答えします。先ほど介護保険の改正の部分に関しましては、要介護3が入所できなくなるっていうのと、要支援1、2が介護予防給付のほうから地域支援事業で賄うことになるというのが平成29年の4月からになりますが、その中で、平成29年度に向けて、山都のほうで、町のほうでやろうとしてるところは、山都の平均寿命は伸びてるんですが、健康寿命というのが熊本県下でも低いというふうなところで、今一番力を入れてる部分が、平成27年度のもう5月から始めておりますが、やっぱり住みなれた地域で、住みなれた場所で生活をしていくというふうなところで、社会福祉協議会との座談会を30カ所、健康福祉課の高齢支援係と一緒に今回つとるところです。

それから、健康寿命を延ばすというふうなことで、やっぱり地域の人たちの力がとても必要と、協力が必要というふうなところで、5月から、ことしは矢部地区から始めますが、60カ所で健康寿命を延ばすための座談会を開催することにしてます。その中で、27年度、28年度、29年度に向けてやる中においては、29年度の4月からは各地域の公民館を利用したサロン活動、サロンを開催していきたいというふうに考えています。

それから、自治振興区単位ごとの拠点事業としまして、今、生きがいと健康づくり事業を自治振興区単位ごとにやっているんですが、その中で、元気づくりを模範とする、議員さんも御存じだとは思いますが、下矢部西部地区の取り組み、それから、白糸地区の住民の協力のもとで、サポーターさん、ボランティアの人をしっかりと作り上げていくようなことをされてます。そういう地域をモデルにしなが、今年度は4地区のモデル地区をつくっていきながら、29年度に向けてやっていきたいというふうに思ってます。

それからあともう一つ、そういう人たちが29年に入れていくために、基準の設定を行わないといけないというふうなところがありますので、その辺も27年度にやっていながら、65歳になられた方たちの足の筋力を高めていくための運動のほうを進めていきたいというふうな形で、27年度、28年度はそういう取り組みの中でやっていければというふうに思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 課長の言うように、29年の4月までに各地域のサロンの充実とか、それをするに当たっては地域力が大変必要と思います。ただ、地域力が必要とって、町が音頭をとって、果たしてそれが今の地域の中で本当にそれができるか、地域頼りばかりでできるのかというのは非常に不安があるわけですね。

例えば、金の問題があつて、年金生活者の方が、もう人の世話どこっじゃないよ、自分のことで精いっぱいよというような地域もたくさんあるわけです。そういう中で、その地域においては、課長も調べられたかと思いますが、20代がどのような遊びをしているのか、30代がどのような遊びをしているのか、40代がどのような遊びをしているのか、それを全部調べていくと、大体60代、70代の方がどのような遊びをしているのかが大体見えてくるわけですね。そうすると、60代でゴルフする人口がかなり多いわけです。それと、今多いのは、60代、70代ではグラウンドゴルフをしている人口は、もう極端に多くなっているわけですね。そうすると、あと趣味の中で、手芸をしたり、生け花したり、音楽したり、カラオケしたりという趣味の世界がたくさんあつて、役場が、課長が言わなくても、社会福祉協議会が言わなくても、自分たちなりに、その自分たちの健康のために頑張ってもらえるわけですよ。

私は、この山都町の地域の中において大切なことは、国の支援、あるいは県の支援、あるいは企画のほうの補助事業を使ったりしながら、その地域における趣味の団体、例えば手芸をする団体、あるいは音楽を弾く団体、ヨガ、将棋とかそういう室内競技をする団体、生け花をする団体、菜園をつくる団体、そういうものを集めて、チームをつくって、その趣味の世界を広げていくというのが、サロンをつくって、サポートしちゃうけん、あんたもかたらせと無理やり入れるよりも、むしろそういうものの整備をきちんとしてやる。そして、その施設の充実も図ってやるよう

なことを考えたほうが、非常にやりたいことがやれるわけですので、伸び伸びいくんじゃないかなと思っておりますし、今考えてみたところ、グラウンドゴルフの人口は非常に多いです、山都町はですね。私たちの地域もグラウンドゴルフは毎週土曜日、毎週やっているんですよ。ところが、やっぱりグラウンドゴルフというと、学校の運動場を使ったり、中学校の運動場を使ったりしてやってるわけですね。休廃校のところのですね。これをいい機会と思って、できたらそういうサロンちゅうか、趣味の世界を集める、音楽なら音楽をするのはここに集まってください、例えばカラオケをするのはここに集まってください、手芸するのは集まってくださいとか、そういうすみわけをきちんとした中で、こういう趣味を伸ばすようなやり方。

で、グラウンドゴルフに関しましては、やっぱり九州大会とか、あるいは県大会ができるような、バンカーがあって、丘越えがあったりして、市内じゃできないわけじゃないですか、そういうその自然を利用したグラウンドゴルフというのは。久木野に行ってみるとわかると思いますけど、クラブハウスがあって、その中に貸ボールとか全部、手袋とか販売してあるわけですよ、少々おしゃれな感じですね。そういうのをやっぱり、企画政策課のほうの金も、地域創生の金もあるわけですね。私たちの地域でしかできないような、そういう施設整備を図る。そして、ほかの町村からも来てもらう、大会を開く。それで1回当たり、1人当たり100円とか300円とか払えば採算ベースも合うと思いますし、そういうほかのところになような遊びの場をつくって、いろんな大会を開くようなことができないものかなと思うわけです。ゴルフをやめた人はやはりほとんどグラウンドゴルフとかそちらのほうに走ってこられるわけですね。大変だけど、そういうところの整備を今後考えていかれる、地域創生を使いながら。どうでしょうかね。

私、また提案型になってしましまして申しわけございませんけれども。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） ありがとうございます。先ほど健康寿命の話もしましたが、健康寿命を延ばすということに関しては、今議員さんが言われましたような、食事も大事だし、運動も大事、その中にやっぱり趣味の会みたいな、そういう中に入った形の中でコミュニケーションをされることによって健康寿命が延びるとい、そういう研究発表等もあっておりますので、グラウンドゴルフということも、山都の中では本当に夏でもしょっちゅうされてるような状況です。その中に歩いたり、みんなと話をしたり、そういうことも効果がありますので、議員さんが言われましたこのアイデアのほうを町のほうも考えさせていただきながら、健康福祉課のほうでも取り組めるところがあれば頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） なぜこんなことを言うかということ、実は私の家にもばあちゃんがいるわけですが、やはり仲間づくりちゅうか、好きなことならば一生懸命やって、いい仲間ができて、脳が活性化していくような気がするわけですね。ですから、きょうはサロンばするけん来てください、何時集まってください、健康体操しましょうと言っても、なかなか健康な人は来ないと思うわけですね。ですから、健康な人は6割、7割ですので、その健康な人たちのために、もっとなお健康になるようにというふうな発想を持ったほうがいいと思いますし、山都町に1カ

所ぐらいいはそういうお年寄りの方が、50歳以上の方が全国から集まるような規模でつくってもらうのが一番いいんですけれどね。大会ば開きますよ、山都町で開きますよというのが一番いいんですけど。そのくらいのことなら、ゴルフ場をつくるような大げさな話ではありませんので、その健康づくりという観点からは、いろんな視点から見て、非常に活性ができるじゃないかなと。老人クラブあたりでされるときは、多分矢部のグラウンドとかで、そよ風パークなんかでされるわけですけども、まあ、そのとき、にわかづくりでやるわけですね。それでも楽しいんでしょうけれど、本来ならば、久木野にあるようなバンカーがあつたり、ちょっと谷越えがあつたりするようなところを整備していくと、ああ、あそこに行ってみたいねとか、パーで終わったよとかですね、そういう話もできるわけですので、ぜひそういうことも検討していかれたほうがいいのかなと思いますし、課長におかれましては、29年度までに整備しなくてはいけないだろうし、町の考え方のみならず、施設の方々と、あるいは社協、そこら辺等々ありますし、民間の施設もありますので、そちらと今後どのような形で整備され、どのような方向で行かれるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 介護保険の改正の中で、29年の4月に向けてやる中においては、もう行政だけではなかなか進めない、そういう中で、一番これから一緒にやっついていかないといけないところは社会福祉協議会の中で、社会福祉協議会としっかり協議をしながら、社会福祉協議会の役割というものを再度町のほうと話をさせていただきながら、29年の4月に向けてやっついていきたい。

それから、介護保険事業所等も今まで介護予防給付等でいろいろ協力をしていただいております。その中では、地域の中にできれば事業所の方の力をかりながら、地域の中に出てきていただけるような、そういう介護サービス等も町のほうで考えておりますので、その中で一緒に、住民と行政それから事業所、社会福祉協議会がともに力を合わせて、29年度に向けてやっついていけるような、そういう話し合い等も27年度からぜひともやっついていきたいというふうに考えております。

介護保険事業所の施設の方たちにおきましては、随時専門職種の方、それから介護保険サービス事業者の方たちとの協議の場を、27年度から定期的な形でもっていければというふうな形で考えておりますので、こういう取り組みの中で29年度に向けてやっついていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 課長の気持ちは十分わかりました。町においても障害者施設とか知的障害者の施設とかいろんな施設があります。やっぱり老人の居宅施設についても、デイサービスあたりというのは、今後は経営もきちんとやっってもらわなければいけないわけですので、お互い言い分がありますので、その辺のところをきちんと調整していくのは町のほうの役割だろうというふうに考えております。そこらあたりをきちんと双方の意見を聞きながら、町がきちんと音頭をとって行って、安心して施設入所ができる、また、本当にこの町に生まれて、年とってもよかったなということで、みんな施設のほうも頑張っていかれると思いますので、ぜひそういうとこ

ろを町が音頭をとって、きちんとした方向性を導き出していきたいというふうに、よろしく
お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、行財政改革につきましてですね。来年4月には行革があ
って、蘇陽総合支所並びに清和総合支所の機能ということについて、当然議論をして重ねていか
なきゃなりません。特にこういう高齢化社会になった中で、蘇陽から行けば柳谷からここまで来
るのは小1時間もかかるわけです。そういう中で、交通アクセスも非常に悪い中で、総合支所の
あり方というのは非常に期待されているということで、蘇陽におきましては特に総合支所の充実
というのは期待をされているところであります。

これにつきまして、各いろんな座談会会議等に行きますと、どぎゃんなんとだろつかと話があ
りますし、なかなか、この前も言いましたように、保健師さんの配置とか、それは当然やっても
らわな困るだろうし、矢部からたんびたんび長谷の山奥ば訪ねてたっちゃ、家がどこかわからん
とって半日もかかるようなこっちゃ困りますしですね。また、災害等の急遽の対応とか、ある
いはいろんな面での行政サービスが滞りないようには、やっぱりその地域の人の話を
ぜひ聞くような場をつくっていただきたい。

これにつきましては、9月定例、あるいは12月定例までには地域の意見を集約した中で、行政
の中でこんな話があったというようなことが報告できて、じゃあ、このように充実していきます
というような話が欲しいわけです。通り一遍で議会のほうに出されて、こういうふうにしましょ
うかと言われても、私も返事に困りますし、いろんな地域の話も、意見も聞いてもらいたいとい
うふうに考えております。

その点につきまして、企画政策課長のほうに今後の取り組みについて、地域の調整についてど
のように考えてらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えしたいと思います。行政改革に伴う総合支所の支所化
という組織再編については、住民の皆さんに大変不安があること、また、その内容について住民
の方々に明らかにしていくこと、これはもう議員がおっしゃるようには大変必要なことであり
ますし、その辺重々承知をしてるところでございます。これまでの支所の位置づけはもちろんのこ
とですけども、行政サービスが、このように新庁舎もできまして、どんどん変わっていく中で、や
っぱり住民の方々、不安に思っているところがございまして、その辺については丁寧
な説明を今後とも手がけていきたいと思ひます。

特に今般、本庁改編の次としまして、総合支所の再編ということでやるわけですけども、一
応御存じというか、お示しのとおり、来年の4月ということでございまして、この前、行政報
告で触れさせていただきましたけれども、まずは内部の、今、事務事業の洗い出しをしますの
で、これを、じゃあ、本庁と支所でどう事務をちゃんと切り分けるかを、まずは大まかなこと決
めなければ、支所で何をじゃあやっていたらこう、本庁で何をやる、もしくはもっと風通しが
いい、合理化、効率化のもとの住民サービスを考えようということございまして、それを、

もうしばらく時間いただきながら、今後、各地区の区長会や自治振興区の代表者会議のほうで、まずおろしたいと思います。

そして、9月のほうでは、まだ議案として出せませんので、ぜひ全員協議会等で説明をさせていただきながら、それで議会のほうの御意見等もいただいた上で、その後、広報を、決定事項ではございませんが、広報やまとなり、それから町政座談会、やまトークなり、もしくは御希望がございましたら、地域に出かけていくこともやぶさかではないと思います。

またもう一つ、地区単位、例えば清和地区、蘇陽地区だけでお呼びかけしてやることについては、今のところはどうかと思っておりますので、一番小さい単位としては、やまトークでやったほうが一番直接的な御意見がいただけるのではないかと、今のところ考えております。

なお、今般申し上げましたとおり、行政サービスは、効率化は必要ですけれども、できる限り住民サービスの低下をさせないという観点は保持していきたいというふうに思っておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） このことに関しましては、非常に高齢化社会になりまして、車もないし、バスは動いているけれども、なかなか一遍行ったら、帰りはまた晩方しか帰られんというような状況もあるわけですので、やっぱり支所機能を一緒に、行けば、ある程度本庁と連絡をとればできるようなシステム化ですね。要するにちょっとした問題でも、蘇陽総合支所に行けば、本庁と連絡でスムーズで決裁ができて、できるような体制づくりをきちんとしていくようなことをしてもらわないとですね。そりゃあ、こっちじゃわからんけん、本庁に行ってくださいというようなことじゃ困るわけなんですよ。実際、今この社会の中で、これだけメディアも発達してきているわけですので、何とかそこら辺はうまくやって、住民に迷惑がかからないような住民サービスをしていただきたい。

そしてまた、説明会の話もありましたけれども、各集落を回って説明をしろという話じゃなくて、ちょっと皆さん集まっていたいで、支所のあり方について説明会しますということで、蘇陽地区なら2カ所ぐらいでやってもらう、清和も2カ所ぐらいでやってもらうような、このようなことで意見を聴取するようですね。こぎゃん決まりましたけんという上から目線はなくて、ぜひ皆さんの意見を聞かせてくださいというような姿勢が欲しいというふうに申し上げてるわけですので、ぜひそこら辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 最初に申されました、支所で住民の方のまずはワンストップで済みますように、あとは支所と本庁の事務的な扱いと。で、支所のほうにまたお返しできるよということについては極力しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。また、高齢化社会が進むのはもう当然のことですので、支所の役割というのは今後とも非常に重要だというふうに思っております。

それと、もう一点だけ。説明会につきましては、もう一度こちらのほうで検討させていただきますようお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、清和高原野菜市場の件ですけれども、16年7月にオープンしてから現在に至っておりますけれども、今回、指定管理者の取り消しというようなことがありました。これについて、これまでの経緯について、簡単に結構ですのでお願いをしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。御質問の内容でございますけれども、公の施設、高原野菜市場についてのこれまで経緯を簡単にということでございました。

公の施設の高原野菜市場につきましては、平成16年の7月に合志市の幾久富、現在の光の森でございますが、この近所におきまして、当時清和村のアンテナショップとしてオープンいたしました。有限会社清和高原市場が管理運営を行っており、野菜の供給元は、地元清和の高原野菜市場出荷協議会が連携をとりながら、安心安全な農作物を消費者にPRしながら、現在まで営業されてきたところでございます。

しかし、開設当初から赤字がずっと続いておりまして、単年度の赤字もずっと続いておりました。その間、ここ3カ年間にございまして、かなりの債務超過となりまして、ことしの2月ごろから会社の役員の方から御相談もあり、最終的に役員会において会社の解散を視野に方針の決定がなされ、平成27年の4月1日付で本社から当該施設の指定管理の取り消しについての申し込みがあったところでございます。

これを受けまして、本庁内でも慎重に審議をしながら、このままこちらの会社にしても管理ができないということで、5月22日付をもちましてその取り消しの通知をしたところでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは会社法の話になってしまいますけど、今まで未払金とかいうのも多額にわたってくるのかなと思います。そちらの処理については当然、会社法によってされると思いますし、町のほうも出資されていますけれども、出資金はもう返ってこないと思いますし、それはいたし方ないとしても、問題なのは、条例が、山都町清和高原野菜市場の設置条例があるわけです。これがある以上、なかなかそれを壊すとか、それをどうするこうするとかいうことができないし、ここにも指定管理者を指定して置くというふうなこともうたっております、条例の中ですね。

そういうことになってくれば、大事なものは、つくった人の思いもたくさん入っていると思いますよ、これ、施設、何億円もかけてやったわけですから。熱い思いがあって、その当時、一生懸命野菜を売ってやろうというような気持ちでスタートしたわけですので、早急に今後の対応については考えるべきであろうというふうに思うわけですね。

この条例がある限りでは、これはもう取り壊しできないわけですので、直営でやるのか、あるいはまた指定管理者にするのか、あるいは貸し付けするのか、いろんな形での検討が早急に必要と私は考えるわけですね。そういう中で今、課長が考えている今後の対応、どういうメンバーで

どのように検討していくのか、それは役場単独で判断するようなことじゃないだろうしですね。その辺のところは今後の対応策とスケジュールについてどのようにお考えなのか、お聞かせ願えるならばと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 今回の件につきましては、非常に残念に思っております。清和高原の冷涼で安全なおいしい野菜などを販売しながら、山都町のPRにもつながっているわけございまして、会社側も出荷者がいる限り、その対応をしたいと頑張ってきたのですが、本当に残念な結果になりました。

今後の利活用につきましては、これまでの設立までの経緯、そして本来の目的などもあり、それらのことを十分勘案して、具体的な内容を今後町長と、また議員の皆さんからの御意見をいただき決定してまいりたいというふうに思っております。

これから、会社につきましては破産の手続きを進めていきますけれども、この行方を見据えながらでございますが、猶予の時間は議員がおっしゃいましたようにないと思います。早急に答えを導き出したいというふうに思っております。

また、現在、メンバーにおきましては、指定管理者委員会等も含め、また特に町長を中心として、企画サイド、そして山の都サイド等も含め、全庁的にこの点につきましては全力で取り組んでいきたいというふうに思っているところです。またメンバーの構成につきましては、今後、充実させていくような形で取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうからお話がありましたけれども、本当にこれは町として大変重要な課題になると思っておりますし、この条例が生きている以上、やっぱり早急に皆さんと相談していきながら、また、やり方次第で私は、本当だめよという話じゃないのかなど。言いわけとしては、大型店ができたとかいろいろ話がありますけれども、やっぱり無農薬で安心で安全と、多少値段が高くてもそちらがいいというような宣伝をしていけば、私は経営としても成り立たないことはないような気がするわけです。それは私の意見ですので、ぜひ今後委員会とか開きながら、建設経済委員会もありますし、議会のほうも皆さんと一緒に考えていって、早急に将来が見えるような取り組みをしていただきたいというふうに考えております。よろしく願いします。

以上で終わりであります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時16分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。1番、吉川でございます。本日最後の質問となりました。もうしばらくの間、おつき合ください。

また、世の中のほう梅雨に入ってきました、きょうも大変天気が悪うございますが、たくさん傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。また、毎回、本当に白熱した質問となっておりますので、次回もさらに毎回このたくさんの方にお運びいただきますよう、この場をかりてお願い申し上げておきます。

さて、先日、本当に二、三日前の新聞ですが、またびっくりするような日本創成会議の発表がありました。これには、高齢者がもう都会でたくさんふえている、ふえていると言うと本当に語弊があるんですが、高齢者の人口がふえ、それを介護していく場所がないというような事情から、それを地方で余力のあるところに分配し、四十何カ所か候補地がありまして、熊本市と八代市が候補に上がっていたようでございます。そんなところに、介護の余力があるというようなところに高齢者を移住させ、そこに雇用が発生し、ウイン・ウインの関係ではないかというふうなありましたたんだのではないかというふうには私は読み取りました。そして、我が家にも2人の高齢者がおりますが、もうこの新聞を読むと即座に、「ああら、こら、うば捨て山たい」というふうに申しました。全くそのような印象ではなかったのかと思います。

私はそれを読みながら、この日本という国は、いつからこういうふうには年寄りを粗末にするようになったのか、ただのコストのかかるお荷物という考えに変わってきたのか。

そして、ちょうどその同じ日の熊日には山都支局の取材記事があって、高齢化率100%の舞鶴地区の話題が載っておりました。そこには、全てが65歳以上という中でも、お互いに助け合い、死ぬまでこの地で暮らしたいと、そう願って生き生きとしている方々がいらっしゃるとい、心に響く記事でありました。

人権というのは一体何でしょうと思いました。人権というのは、この地球のどこで生まれようと暮らそうと、その人が願う幸せを追求できる権利だと、私は思っております。

安倍首相は安保法制を急ぐあまりに、自衛隊で働く人たちの命の問題、また、戦争に巻き込まれるかもしれない国民の命を「大げさなんだよ」というふうな野次を飛ばしました。また、先日は地方創生に関する大学の先生の講話を伺う機会がありましたが、地方が今、地方創生といっているいろんなアイデアを出せというふうに言われておりますが、どんなにそういうふうなことを頑張っても、つまりのところ国の方針に合っていなければ、思うようなお金はやってこないんじゃないかというふうな、あんまり未来のないようなお話でありました。

しかし、一方で、ここで生きている私たちが少しでも幸せを感じ、豊かに暮らせるように、お互いに力を合わせて生きていくしかないんだなというふうには、さらに考えを深めたところでもあります。

そして、また先日は、二輪車安全運転の熊本大会がありまして、そこでは山都町が高校生の部、そして女性の部で優勝を果たしておりました。そしてまた、団体の部でも優勝を勝ち取っており

ました。夏の大会を目指してさらに精進していただきたいものだと思いますが、こういう若者の頑張りにも期待を込めまして、きょうも私たちの希望である子供たちの育つ環境について、幾つかの質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） それでは、きょう、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、3月の定例会でも私が質問をさせていただきました。きょうは一番、中村議員のほうからも質問がございましたが、菅尾保育園の統廃合に関する現状と今後の予定について、お伺いをしたいところなんです。開会日に行政報告という中で、門川課長のほうからも報告があったところなんです。私も地元説明会に2回参加をしながら、その後の行方も気にしておりましたので、少し詳しく聞かせていただきたいというふうに思っております。

今回の行政報告の中では、平成27年度で菅尾保育園を閉園する、そして28年度以降は民間に移行するという事だったと思います。民間移行の内容としては、地域説明会の中でも町長が、町内の経験豊かな私立保育園に受けていただく意向であり、そうしますというふうに力強く答弁をされたのを聞きました。

しかし、実際の募集要項の案をちょっと拝見したところ、第一に10年以上保育経験のある社会法人、そして第二に社会福祉事業に熱意があり、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信用を得ていることというふうにあります。どのタイミングで、地域説明会のときの町内の4園ですね、私立4園に受けていただくとおっしゃっていたものが、こういうふうに一般的な法人のほうにも枠が広がっていったのか、経緯を町長にお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 菅尾保育園の件でありますけども、私のほうは町内の私立保育園4園のほうに、これは保護者の方が御心配なさるといけないから、経験豊かなところに、4園に、公募をしたらどうかということをお願いしたんですが、その後、町内でもやりたいというような御希望もあるという社会福祉施設の法人もいらっしゃるということも聞きましたので、プロポーザル方式でやりますので、その辺の御意見はどういうお考えを持って、そしてどのような計画を持って、そして、この山都町の子供たちをどう育てていくのか、そういう意向も聞く必要があるんじゃないかということがありまして、内部で相談しまして、その辺に枠を広げたということがあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ということは、そういう今回の菅尾保育園の民間移行ということについて、ほかの法人のほうでもキャッチをされた。あのときに受けていただくという意向であり、そうしたいということをお願いしましたが、そのときにはまだそういうふうなところまでは範囲を広げていらっしゃらなかった、とりあえず、その4園に。ちょっとお伺いしたいのは、この間、第2回目の説明会の前には、もう既にそういうふうな意向を町内に提案されていたのか。その反応があまりかんばしくないで、実はその枠を広げたのか。じゃなくて、どういうタイミングでこの一般の法人の方たちがこれに参入されるようになってきたのか。そこの辺をもう一度、

お伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 説明会のときには、その辺の考えはなかったということでありまして。説明会が終わって、その後、そういう御意見もあるということで、その御意見をもとに検討したということでありまして。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では、具体的には、その法人さんというのは幾つぐらい、どのようなところが手を挙げていらっしゃるのかはお伺いできますか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まだ、その辺はしっかりと把握していないということでありまして、そう多くはないということで、一つか二つということで私は考えております。4園のほかにと、社会福祉施設という意味で。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） していないということですね。しかし、当初の説明会の折に私もいただきました資料の中には、スケジュールとしまして、もう今は6月に入っておりますので、5月の下旬までにはこの団体が決まり、そして6月以降は今後のスケジュールを保護者に説明をしていくという段階に入っているはずでした。

だが、最近の、この間の行政報告のスケジュールの中では、まだ何か第2回目の選考委員会ですかね、それもまだ満足に終わっていないというような状況ですが、今おっしゃるように、法人への呼びかけ。つまり、一つか二つかというふうに聞いているというふうにおっしゃいましたけれども、これはもう遅かりしとはいえども、やはり町内のそういう、いわゆる法人さんに向けては全部応募というか、募集をされるというふうなことなんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 本来は選考委員会にそういうところまで諮るということは本来はしないんですけども、今回の場合は特別に、ただ選考してくださいというだけじゃあ非常にこう、事が事だけにいけないと思ひまして、丁寧に進めているところでありますので、少し時期がずれているのは間違いございません。当初から説明してあるのからしますと少しおくれております。

社会福祉施設その辺の中で御希望があるというところについて、問い合わせというか、私どもが把握している中で、それを加えた、4園プラスのそのうちにと、このところまで至急公募をかけていきたいという考えであります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 確かにかなりおくれております。そして、きのうというか、開会の日の行政報告によりますと、民間法人は27年7月までに選定するというふうにして、10月以降は移行期間に移っていくというふうなことが書いてあったように思いますが、このおくれを今回、もう既に2カ月おくれですね、現在の時点で。これが本当に28年度から移行できるという確約というか、本当にこれは、もちろんその募集をかけて、どのような人たちが応募してくるか

というようなこととか、いろいろその選考とか、いろいろな煩雑な手続がある中で、一応27年の閉園というものは打ち出していらっしゃる。それ以降は、存続に関しては民間法人に運営を移行していくというふうなことなんです、もう既に2カ月おくられている、このおくれをどういうふうにして取り戻されるのか。本当に28年4月からスタートできるというのが、どこら辺にそのお約束があるのか。そこら辺を、覚悟を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 本来は、この菅尾保育園というの、答申を受けて計画決定をして、統廃合の対象にして、それを説明しながら進めていくというのが、本来の姿であったんですけども、先ほども中村議員に説明しましたとおり、人口減少も進む中で、子供も減る中で、そして、限られた職員で、少ない財源の中で効率的な財政運営を営むために、経営するために、この統廃合はやむを得ないという判断を、これは諮問機関から町のほうもそういうことを受けて、計画決定をやったわけですが、ただ、地元の強い継続してほしいという気持ちに、私は応える必要があると、この施設については思う。それはやっぱり統廃合というのは、一方ではやっぱり福祉サービスというのの低下につながります。この相反するものをお互いが立つようにということで考えたときに、民営化ということをお断りしたのでありますので、これについては、一生懸命これ頑張る、この行程どおりに進めたいというのが、今一番の覚悟でございます。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、このおくれを取り戻すべく頑張ってくださいと思いますし、もう一つちょっと確認をさせていただきます。

以前、やはり住民説明会の中で、もしこれがうまいぐあいに進まずに、28年度以降の民営が、民間が決まらないという最悪の場合に、そんなときに、町長はたしか、そのときには町で責任を持ってその後も運営をこの場所で続けますというふうに、私はお聞きしました。これは多分録音も録ってあると思うので確かめられると思いますが、その件についての御覚悟はいかがですか。

私は、最終的には28年、27年閉園は菅尾保育所と白糸、そしてその次に、また浜町と浜町第二というふうな順次な計画がございますけれども、ここに来て、こういうふうに詰め詰めのスケジュールでやってしまうというよりは、本当に29年にきれいにそろえるというふうな方向でもいいのではないかとこのようにちょっと思ったりしてはるんですけども。もし28年度に移行するための法人が見つからないというような場合には、本当にその次の年、また継続してそういったところを探す、あるいは次なる方策を探すというふうなところで、それまでは町がその運営をしていくということに間違いはございませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議員がおっしゃったとおり、この内容は仮にと、私が申し上げたということではなくて、仮にそうなった場合、決まらない場合はどうしますかという御質問があったから、私は答えただけであって、私は一生懸命それに向けて。私は先ほど申し上げたとおり、民営化するというのは苦渋の判断、決断でございます。やはり、それに向けて一生懸命やると。こ

れはお互いが立つように、今、私は考えているわけですから、それに対して一生懸命やるということでもあります。

その後のことについては、やっぱり分けて考えていただきたいというふうに思います。29年度というお話がありましたけども、それは今、考えにはないということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません。分けて考えられないというふうに思っています。やはり、保護者さんの気持ちとしては、これが決まらなかつたらどうなるんだろうって。じゃあ決まらなかつたら、やっぱりあそこは閉園になるのかというふうなお考えの方もいらっしゃると思うんですよ。

ここにこういうふうの方針としては、山都町立菅尾保育園は平成27年度末をもって閉園するというのを第1番目にうたってございます。なので、2番目には、閉園と同時に菅尾保育園は民間に移管をし、28年度から民間法人による運営にするというふうに順番的になっているわけなんですけれども、やはり第1番目の条項を見たときに、じゃあ決まらなかつたときはどうなるのかという不安をとても持ってらっしゃると思うんです。これは、私は切り離して考えてはいけないんじゃないかと。やはり同時進行的に、そのときに場当たりに、ならどやんしようかではなく、やはりもちろん予算の問題とかも絡みますので、それは事前事前に考えていただいて、やはり町長のお覚悟というか、もちろんその全力全霊で27年度中にそれを、方向を決定していただくということが第一番ですけれども、もしそれがかなわなかつたときには、こういう案というか、こういう対策をいたしますよということ、やっぱり同時に発信をしていっていただきたいというふうに思っていますので、もう一度お伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 仮にという話で続きますけども、受託者がいない場合は、やはりこれはどんなにお願いしますと言ってもできないわけですから、先ほど言われたようなことになろうかというふうに思いますけども、今はその仮にという話は使えないと。一生懸命やっている段階でございますということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では、これ以上はやめますけれども、とにかく仮にという事態が起きないように、本当に全力で投球していっていただきたいというふうに思います。本当にスケジュールがこれだけおくらせていますので、これを取り戻すのは生半可ではないというふうに思いますし、ぜひ住民の方々に説明が十分なされていながら、行政のほうが先走りにならないように、十分に地域の人たちの気持ちに沿う改革をしていっていただきたいというふうに、切にお願いいたします。

そして、もう一言つけ加えさせていただきますが、これと同時に、もちろん浜町地区の統廃合というものが考えられて進められていくわけなんですけれども、私はこの地域創生とか、先ほどちょっと冒頭で申し上げましたように、地方の力がどんどんどんどん弱まっていく中で、山都町においてはこれ以上の園の今回の統廃合が終わったら、本当に小学校も保育園ももうこの数で行

くと。やっぱり地域になくてはならないものであるということをしかりと考えていただきながら、もう人口云々ではなく、やはり地域を活性化するため、先ほどの100%高齢化とかいろいろ、結局もう国には余り期待をできない状況ではないかというふうに思っているんですね。だから、何か本当に小さい自治振興区、この間、地域版を配って、そのうち各家庭に配られるんでしょうか、ああいうふうなものを手元に置きながら、本当に自分の地区が生き生きしていく、自分の地区に生きていて本当に楽しい、嬉しいという、そういう地域づくりのためには欠かせない、その地域の核が、保育園であり、小学校であり、中学校であるというふうに思っています。

そして、もちろん矢部高校の問題もござりますが、これ以上学校の数が減らないように、保育園の数が減らないようにということを、この場で切にお願いをいたします。ありがとうございました。

では、次の質問に行きます。

矢部高校に関する町民会議というものが、今回の補正予算の中で組まれているわけなんですけれども、矢部高校に関する問題は、本当に各課一生懸命に取り組んでいらっしゃるかどうかというふうに思っております。

そして、前回の定例会のときに町長は、先ほど何か教育長がプロジェクトチームというふうなことをおっしゃいましたけども、学校教育課それから生涯学習課、そして山の都づくり創造課に各担当者を置くというふうなことを言っていただきました。

その後、どういうふうな成り行きになっているのか、町民の皆さんには余り見えていないというふうに思いますので、その各課に担当者が配置できたのか、そしてその音頭をとっていくのはどこなのか。そこら辺の説明をよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長ですか。

○1番（吉川美加君） はい。町長にお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部高校の推進本部を設置したというのは、当初の提案理由の説明でも申し上げましたが、全庁体制のもとに矢部高校の応援策を協議していくということでもあります。あわせて、山の都創造課、そして生涯学習課、学校教育課、3課で構成する矢部高校応援の総合窓口というのをつくりまして、各課に担当も決まっておりますし、そして、どこがリーダーとるかといったら、山の都創造課がリーダーとなって会議を進めていく、話を進めていくということにしております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、ありがとうございました。そこで、創造課がリーダーになっているというふうなことなんですけれども、今回その矢部高校応援事業費という項目で補正が出ておりますね。そんな中で、これが9款の教育費の中から提出されているようなんですが、矢部高校の問題は、もちろんこれは全ての町づくりの根幹というか、かかわっている問題だとは思いますが、なぜ教育費のほうから。私は、創造課が音頭をとるという話であれば、創造課のほうから予算を組まれてもよかったんじゃないかなというふうに思っているんですが、ここら辺はどう

して教育費。だから、何か所在が、今のように教育委員会と、それから創造課のほうに担当者を張り付け、しかもリーダーは創造課ですよとおっしゃったんだけど、予算のほうは教育費のほうから出てくるとなると、何だか私たちとしては非常にわかりにくいと思ったんです。なぜこれが創造課の予算ではないのかって。

まあ、もちろん全体とすれば山都町のお金であって、どこから出ようということかもしれませんが、何かやはりその姿勢が、何かこっちなのかな、あっちのかなというふうなことが、すごくはっきりしないというふうな印象を受けていますので、このことは、やはり矢部高校の問題は、私は町づくりの問題だと思っています。これを教育の問題だというと、やはりそれは義務の部分と県の部分とで違うんですよとか、カリキュラムには入り込めないとか、もちろんそれは県のいろんな取り組みがあって、もちろん矢部高校という主体があって、だから私たちは外野なんであって、だけど直接的にはあれなんだけど、やはり町づくりとして、子供たちとボランティア活動であったりとか、子供たちが矢部高校を出て、この町でいかに生き生きと過ごしていくかというふうなことが問題だと思っているので、町づくりの観点から矢部高校の問題に取り組んだらいかがかというふうに思っているんですが、なぜこれが教育費から出ているのかということの御説明をお願いいたします、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 予算のことですけれども、せっかくの機会ですので、少し説明をさせていただいて、そして答えをさせていただきたいと思います。

現予算の中で、補正じゃなくて当初予算の中で、矢部高校の進学者助成事業として、入学支度金を2万円、各1人当たりしておりますし、2年生、3年生の教科書代の助成事業、それから下宿される方については月額1万円の助成。そして、これはバス通学、これは蘇陽高校と矢部高校が統合したときに町外から、例えば美里町だとか御船町から来る方に対しては県からの助成が出ております。しかしながら、県外の五ヶ瀬町のほうは出ておりませんでした。でも、これはやはり、小学校、中学校、高校と同じメンバーで進学をされた方に非常に不合理だなと私は思っていて、県のほうにかけ合っただけですけど、なかなかこれができないということで、町で単独で月額1万2,000円ということで助成をさせていただいております。そのほかにも、矢部高校の教育振興会、これに50万円、矢部高校の助成事業として30万円、これらの助成をさせていただいております。それが9款であります。

これからが説明でありますけれども、矢部高校応援ということになれば、矢部高校という冠がつきますので、これはやはりこの9款教育費が最もよく当てはまるという考えで、9款のほうに補正予算を組まさせていただいたということになります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では、この中で、応援町民会議というふうなものが開かれますが、こうこうふうなものは、どういうふうに変定をされて、そこにはやはり教育費からお金が出ているということは何なんでしょう。教育委員会のほうが、それを音頭をとられるということでしょうか。それとも、チームのリーダーである創造課がとられるということでしょうか。

また、つけ加えまして、これはどういうふうな目的で、5回を予定されておりますが、どのような内容で、構成委員はどういうふうに変定をされていくのか。まとめてお返事をお願いいたします。町長、いいですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ちょっと細かいことは担当の課長から説明させていただいて、その後、私が回答させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 若干これまでの経緯をちょっと説明させていただきたいと思います。

町長の指示のもとに3課、山の都、それから生涯学習課、学校教育課、どこがどうということではなくて、3課一体的にやってくれということで、4月1日の辞令の交付のときにいただきました。その指示のもとに、3課長、それから3係長、そして担当者3人で4月1日に構成しました。そして、4月15日には、矢部高校の校長先生と事前の打ち合わせも行いました。これには、副町長、教育長と一緒に、校長、それから教頭先生、事務長の方と意見交換を行いまして、その後、矢部高校の応援の庁舎内会議を5月9日に設置しまして、それから矢部高校との協議をずっと進めてまいりました。

そして、これは県立高校ですので、当然、県の御意向あたりは踏まえた上で動く必要がございますので、事前に県の教育部局と相談をいたしまして、6月3日には教育長に直接、町長と教育長と会っていただきまして、町のこれからの全町的な応援をやっていくんだということにつきまして町の意向を伝えまして、教育長のほうもそういった形で、町が全体で地域の核である矢部高校の支援をしていただくということは大変ありがたいというようなことで受けましたので、それをもって今回、町長の提案理由説明の中でそういう決意が表明されたわけです。

それをもちまして、今後どう取り組んでいくかということにつきましては、町民会議につきましては当然、学校の関係、同窓会、育友会、そういった方々が中心となりますし、町は誰がどうということではなくて、町民全体で矢部高校を応援していくんだという体制をとってきたいということで、関係団体もそうなんですけれども、これを応援してくれるいろんな団体、それから、あるいは矢部高校に熱い思いのある方々を一部は公募してやっていきたいということで、今、事務方のほうではそのメンバーの、大体20名程度でやっていくというようなことで事務を進めているところであります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ということは、やはり榎林課長がこのことには前面に立って。例えば私たちがいろいろ矢部高校のことを、どうなっているのか、これはどうでしょうかみたいなことの御相談というか、お話は、榎林課長のほうに申し上げればいいということでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 町長の指示では、この3課のプロジェクトチームの窓口を山の都創造課にやってくれということでございますので、窓口の一元化という点では、この山の

都創造課がやってまいります。そして、当然、生涯学習課、学校教育課と3課で、定期的に話をしながら、そして当然これは農林課が関係があったり、いろんな部局が、福祉課もそうですけども、部局が関係出てきますので、それについては、そのときそのときに会議を持ちまして、この矢部高校応援プロジェクトのチームの中で、必要に応じてそれぞれの課が入っていただいて協議をして、そして矢部高校につないでいく、あるいは町民会議につないでいくという体制をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 町民会議をいつごろ選定されていくのかということ、本当に急がなければいけない。何事もノンストップでというか、本当にスピード感って、いつも皆さんおっしゃるんですけども、本当に緑科学科の問題なんかは、本当にもうぎりぎりのところまできていますので、町民会議も結構ですけども、やはり一つでも先に進んでいくように頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。はい、ありがとうございました。

では次に、この4月1日から、学校図書司書が配置をされました。2名の学校図書司書の方が嘱託職員となられまして、各学校を5月からめぐっていらっしゃるというふうにお伺いしております。

ただ、なかなか、まだ始まったばかりということもありまして、なかなか現場とのスムーズな連絡、あるいは教育委員会とのスムーズな連絡、彼女らは、彼女らというか女性2人なんですけれども、毎日いわゆる違う職場に出向くわけですね。毎日違う学校を渡って、自分ができることというふうなことで、学校の図書室の改革。改革というのはおかしいですけども、少しでも子供たちに使っていただきたいというふうなことから働いていることと思うんですが、なかなか精神的なとか、あるいは物質的なサポート体制がどういうふうになっているのか。私が行くような小中学校に聞きますと、非常にやっぱり子供たちが図書室に、若い先生方なのですごく人気があって、雰囲気はよくなっていますよというふうなお話も聞くんですけども、実際にこの2人を生かすための周りのサポート体制ですね。現在のところ、どういうふうになっているのかを担当課長のほうから御説明いただければと思います。

○議長（中村一喜男君） どっち、教育長。

○1番（吉川美加君） どちらでも。はい。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） まず、私のほうから状況を説明しまして、その後に詳細につきましては担当課長のほうから答えたいと思います。

本年度、学校図書司書が2名配置をされました。この2名の司書が町内の10校、小学校7校、中学校3校ですけども、その10校を分担しまして、1人が五つの学校に出向いています。1日に1校訪問しますので、各学校に図書司書が訪問しますのが週に1回程度になります。そういうふうに現在、訪問しているわけですけども、仕事の内容ということでは、これは各学校の事情によっても違うんですけども、例えば図書室の環境づくりであるとか、図書の整理であるとか。それ

から、実際に子供たちに対応できますので、子供たちへの読書の働きかけであるとか、あるいは子供たちが本を選ぶ、あるいは先生方が本を選ぶときの、その選書のアドバイスですね。そういったところをやっておるわけです。

先ほど、議員のお話にもありましたように、非常に子供たちから評判がいいです。週に1回程度の訪問ですけれども、図書司書が学校に来る日というのは、非常に子供たちが楽しみに待っている、そういう様子も幾つかの学校からは聞いております。それから、学級担任におきましても、司書といろいろ相談もできますし、例えば授業の中身に合わせて、こういう本が必要だとか、そういう相談も受けながら準備をしたりとか、そういう対応もされているところです。

5月からスタートしてるわけですが、実際に勤務をしてみて、いろんな条件整備等につきまして、どうなのかということにつきましては、教育委員会では2人の司書から定期的にヒアリングをしたいというふうに考えています。早速、5月末にヒアリングをしましたところ、幾つかの相談はありました。こういうことで配慮してほしいとか、そういった話も何点か聞きましたので、現在そのことにつきましては対応をしているところです。という状況です。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 学校司書に対するサポート体制ということですが、今、教育長のほうからありましたように、週に30時間という嘱託の勤務範囲なものですから、一つ学校が6時間で、五つを回るということなので、子供たちもとても待ち遠しく待っておるということは、今、教育長のほうからあったところです。

体制自身がことし初めてできたということもあって、今はまだ研修の時間だというふうに私も思っています。まずは司書の2人が学校に行き、笑顔で子供たちに接すること。そして、子供たちが、ああ、先生たち来てくれてよかったなど、やっぱり思ってくれることが一番だろうというふうに思っています。

その中で、研修としては、町立の図書館での研修、また、矢部高校には司書教諭の先生がおられるので、そういったふうな専門家の先生について研修をすること。それとまた、近隣の先進的に学校司書の取り組みを行っておられる美里町の砥用小学校に研修に行ったり、あとは学校図書館の問題研究会、九州ブロック集会とかいうのもあります。あとは、県の読書応援ボランティア養成講座とか、そういうのもありますので、そういった機会を捉えながら研修の場を積み、これから2人、私たちも一緒になって、特に担当も置いておりますし、各学校の図書館の担当の先生等もおられます。そういう連携をしっかりとっていきながら、よりよい読書環境が提供できるように努めていこうと思っているところです。以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御説明ありがとうございます。何しろ、今、課長もおっしゃいましたように、始まったばかりの取り組みでありますので、試行錯誤ということは承知しております。ただ、やはり何分にもやっぱり若い職員というか、司書でもありますし、本当に経験豊かな学校教育課、あるいは教育長の本当にしっかりしたサポートが欠かせない問題だというふうに思っております。特に、担当者も配置して、まあ昨年からですけれども、学校図書館の担当者が増員されて

おりましたので、ぜひそこら辺も力を入れていただいて、本当に孤軍奮闘していると思うんですよ。だから、そういうところを、精神面でも物質面でも本当にしっかりと支えていただきたいなと。

学校ですので、図書館とは違って土日の勤務がなく、本当に月曜日から金曜日までということ、その限られた中で、そしてまたこういう研修なんかも重ねていけば、なかなか委員会とのコミュニケーションというのをとりにくいんじゃないかなというふうに危惧しております。なので、できれば、先ほど教育長はヒアリングをしているというふうにおっしゃったので、ヒアリングというのではなく、やはり決まった定期的にスタッフ会議みたいなのをですね。そして、やはり教育は機会均等でなくてはいけないというふうに思っておりますし、学校によってばらつきがあるというふうなことではやっぱりいけないと思いますので、やっぱり共通認識を持った上で、教育長、あるいは学校教育課、もちろん生涯学習課、そういった全体としてのこの町の教育というものをその司書たちとも共有しながら、本当に子供たちのためになる活動にしていきたいというふうに思っておりますし、あと小学校と違って、やっぱり中学校はかなり専門的になっていると思いますので、そこら辺のバックアップもよろしくお願ひしたいというふうに思って、質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

それから、やはり子供たちの環境の問題ですが、先ほど矢部高校の問題も各課横断的にやっていくんだということをおっしゃいましたけれども、学童保育というのが今、社会的にもすごくクローズアップされておりますし、また全国的にもこれはもうなくてはならない施設というふうに認識しています。

我が町でも、かなり、合併前から私も学童保育には取り組んでまいりましたけれども、今ではかなり国や県からの補助あたりも充実してきてるとは思うんですが、まだまだやはり、今、町内の七つの小学校にそれぞれに学童保育なるものが、呼び方はいろいろですけれども、学童保育の取り組みがなされています。

ただ、その中のいわゆる格差というか、やっぱりそれはもちろん人数による経営力の体力のなさとか、人が多い、あるいは支援の必要な子供さんを受け入れると、そこにまた加算されて、それ相応の補助金というものがおりてきたりなんかしているようです。それで、やっぱり各そういう人数、あるいは要支援者を抱えているか抱えていないかというところで、かなりの体力の差が生じているというふうなことを感じていますが、この均一化といいますか。もちろん、その学童保育というのは、親のニーズによって、親が自発的に取り組んだものでありますから、何もかも町におんぶに抱っこというわけではないんですけれども、今や本当になくてはならない施設になってしまったというようなところから、やはり町でもそれ相応の支援というものが、さらに必要じゃないのかなというふうに思っているのですが、その現状ですね。私のほうでいただいた資料の中からすると、今、小学校が合計で591名いらっしやいます。そのうちの162名が学童保育というものに参加をされている。この率というのは27.4%です。で、ああ案外、私は少ないのかなと、もうちょっと半数ぐらいいってるのかなというふうに思っていたんですが、これは低学年のほうにしても34%ぐらいの率でした。しかし、そこに3割強の方が使っていらっしやるというこ

とになると、やはりしっかりとした支援も必要じゃないのかなというふうに思っています。

ただ本当、山都町は、門川課長からも以前から聞いているところなんですけど、学童保育に対しては、他町に比べればかなり支援策は充実しているというふうなこともあります。ですが、やはり、例えば指導員さんを雇う賃金の差があったり、700円から900円の間で移行しているようです。そういったものの格差とか、やはり町内で一定の賃金でなければ、いや、ここの学童保育から募集があつとるけど、こっちのほうが高いよねみたいな感じで、そういったところに差が出てきてはいけないんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そこら辺の格差についてどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。この格差につきましては、私のほうも放課後児童クラブの各クラブの決算状況、それから運営の仕方、その辺のほうを見させていただきました。その中で、町としては、確かに運営の仕方の違いがあり、それから予算の使い方、いろんな部分の違いがありますが、今後は各クラブごとの運営の仕方について検討していく必要性、それから指導員の不足についても、町として県内の取り組みなどを参考にしながら、各関係者の方と放課後児童クラブが本来の目的に沿った、よりよい運営ができるような形に進めていきたいというふうに思います。

先ほど、議員さんのほうから言われましたように、山都町のほうでは、この放課後児童クラブに関する運営の助成というのが、1人当たり月に3,000円の助成をしております。年間にしますと大体550万円ほど町が助成をしているというふうなことで、県内のところから見ても、山都町ならではの助成事業というふうな形に思っているところです。

その辺も含めながら、先ほどから言われているように、やっぱり運営費というのが利用料によって、国、県、町の助成がされていますので、例えば60万円の利用料があれば、3分の1ずつということで20万、20万の形になって、それにプラス、障がいのある子供さんがいらっしゃった場合は160万ほど入ってくる。それが1人いるかないかというふうなところで、160万が減、増というふうな形で、運営の仕方に相当、その年によって違いがあるというふうなことは知っております。

その辺のところ、今後、町としても先ほどから説明しておりますように、この運営の方法等について、もう少し町として勉強させていただいて、山都町の放課後児童クラブが、よりよい運営ができるような形で頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今、助成金の話がありましたけれども、やはり私も、単純に1人3,000円を12カ月ということだったので、先ほどの人数に掛けてみましたら、583万2,000円という数が出てきました。今、何か控え目に550万というふうにおっしゃったかはしれませんが、やはり、こういう支援をしている以上、やはりそこそこの学童さんに任せるという、もちろん任せる部分が大きくなってはいけないと思うんですけど、やはりそれだけのお金を支援しているのですから、やはり町としてもその運営の仕方とか、そういったところ、会議をもっと頻繁にして、やっぱり

共通していけるところは共通していくとか。例えば、その五百何十万というお金を、指導員さんに余り格差が出ないような配慮をしたらどうかとか、そういう提案とかぐらいはしていてもいいんじゃないかなというふうに感じていますので、ぜひそういう会議をされて、もっと何か。

具体的に言えば、具体的にじゃないです、数で言えば、本当に一番少ないところは中島だったかしら、中島10人から、清和小学校の44人まで、かなりの差があるんですよね。だから、そこでももちろん経済力にもかなりの差があるというふうに簡単に考えるべきなんですけれども。そういうところで、もっとやっぱり、少ないから多いからというところじゃなく、やはりそういった支援ができないかなというふうなところを、よく考えていただきたいというふうに思っています。

それから、引き続きよろしいでしょうか。学童保育については今度、法制、法的に基準が、いろいろなことが出てまいりました。職員は原則として2人以上であるとか、1人は研修を受けた人で有資格者であることとか、それから、参酌すべき基準として、集団の規模を40人とするとか。それから、この面積なんですけれども、児童1人当たり1.65平方メートルという基準が出ているんですね。これを、このデータを見ますと、かなり厳しい。特に清和小学校はかなり厳しい、1.65かなんかなんんですよね、もうぎりぎりの感じなんですね。1.62か、もう本当にこの1.65にすれすれのところなんです。今後、清和小学校については、もうちょっと人数の増加も見込まれていますので、そういったところの対策等も町のほうとしてはどうなんでしょう、考えていらっしゃる部分があるでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。大川のほうですね、清和のほうなんです、清和のほうは1人当たり、今、基準が1.65平方メートルというふうなところなんです、今のところ、先ほど言われましたように1.62と、ぎりぎりのところ。将来的に人数によって1.6を切るようなことがあった場合にどうするかというふうなことに関しては、施設が一つしかありませんので、その部分に関しては他の、本当に10人ほどふえたりとかいうふうなことになっていくと、また違ったやり方等を考えていかなければならないというふうなことまでは考えております。

それから、あと、潤徳のほうの、今1人当たりの面積がもう少なく、減っていますので、その部分においては、潤徳のほうはプレハブのほうで対応してはいたしましたが、今年度補正予算のほうで、足りなくなってきた部分をプレハブで対応していくというふうな形に今しております。

ですから、そういうふうなことなんかも今後いろんな形で出てくるかと思っておりますので、プレハブ対応がいいのか、中には、老人福祉施設と一緒に見ていくとか、それから保育園と一緒に放課後児童クラブを見ていくとか、そういう地理的な背景も含めながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。ぜひ速やかに予測をしながらの対応を、これは予算が本当伴いますので、早目早目の対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今の場所のことについて、課長が少し触れられましたけど、例えばそこが狭くなったからといって、また違う施設に移るといふこと条件が出てきたときに、私がきょう用意している質問の

一つにもかかわるんですが、コミュニティバスをですね。コミュニティバスはコミュニティバスとしてということと、それからスクールバスとしてということで動いておりますが、聞くところによりますと、学童保育に預けて、もちろん低学年で、お兄ちゃんたちは部活をしている、お母さんたちのお迎えは遅いということで学童保育に入るわけなんですけれども、そのときにスクールバスとして2便目が出るときに、学童に例えば弟や妹がいる場合に、お兄ちゃんたちと一緒に乗って帰ったらいけないというふうに聞いたんですよ。それは何なのかってちょっと不思議でたまらなかつたんですが、親御さんが迎えに来られなくても、お兄ちゃんたちと一緒に帰れば安心じゃないと、放課後家で一人で過ごすというわけじゃないからと思ったんですが、やはりこれも、今はその質問先に担当課長と書きましたが、学童保育は門川課長であり、小学生というものは教育委員会であり、そして、スクールバス、コミュニティバスということが今度は企画のほうになるわけですね。

だから、それぞれ同じ1人の子供を支えるのに、いろんな課が囲んでいて、しかもそれが縦割りであるという、これは何か顕著な例じゃないかなというふうに思うんですけども、こういう不便さ。本当に単純に言えば、2番バスが来たなら、そのときに学童から乗っかって、お兄ちゃんたちと一緒に帰ればいいんだなというふうに思うんですが、そこら辺の対応は現状いかがになっていて、今後どういうふうになっていくのか、お聞かせいただきたいんですが。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 学童保育の子供がコミュニティバスを利用できない場合とはいうふうなところで尋ねられておりますが、コミュニティバスのほうは今のところ利用されてもいいというふうなことで、利用されています。長期休暇中においては、ほぼ利用されているというふうな方もいらっしゃるということです。

ただし、放課後児童クラブを利用されている子供さんというのは、本当に基本的には保護者の送迎が原則というふうなことで保護者会等にも話をしてしておりますが、今回、企画政策課、それから教育委員会、それから健康福祉課のほうで協議させていただきまして、スクールバスにつきましては子供が安全に乗車できるように、学校と同じ条件で乗車名簿を作成した上で、責任者の方がバスに乗せてもらうことをしていただければ、乗せることは可能というふうな形で、今回3課協議させていただいて、そういう形で乗せていただけるというふうな形になりましたので。

そのことにつきましては、まずは子供の安全を第一に考えて、放課後児童クラブ運営会議等で周知していきたいというふうなことで考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今までそれがなされなかったのが本当に不思議というか。結局スクールバスは学校の生徒のため、安全な登下校のため。そして、コミュニティバスはもう一般、誰でも使っていいんだよと。そして、その子供たちが、例えば清和小学校でいえば敷地内にあるわけなんですけれども、それが一旦帰宅とみなされて、それから先はコミュニティバスには乗っていいけど、スクールバスには乗ったらだめなんだよというふうな決まりだったと思うんですね。

だから、それがどういうふうに、今回3者で話し合われたということなんですけど、案外、何と

いかな、何かそういう規約の改正とか必要だったのですか。それとも、その3者の話し合いでそれが成り立ったということですか。済みませんが、ちょっとお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 吉川議員からおっしゃいます、1人の子供さんを対象に見れば、いろんな制度があっては縦割りではないかということの視点だと思います。ただ、コミュニティバスは一般混乗を含めて、今までも利用している子は利用できるということがありながら、なぜ今回そういう変更ができたのかということだと思いますけども、基本、学校は部活をされて、低学年の子は早く帰ったり、下校便で帰りますね。それから、部活便も部活する上学年の子供たちが帰るということで、これはスクールバスの利用でした。おっしゃるとおりです。

学童保育というのは全く福祉制度ですので、これにつきましては保護者の方が自分たちでそういう組織をして、福祉施策としてやっているものですから、スクールバスに乗る子たちはやっぱり学校の責任として一度下校させたということになりますから、それと一つにしてしまうと責任の所在が非常に曖昧になるということで、これまでできなかったと思います。

ただ、いろんな保護者からの希望も長年あっております。今回、議員の指摘だけではございません。では、なぜ乗せられないかということ協議しまして、これは学童保育の精神なり制度はきちんと責任を持ってやっていただく上で、学校側は下校して子供たちをこれに乗せましたということで、一つ責任から解放されるわけですね。学童保育の子供たちも、きょうは乗る、乗らないではなくて、きちんと、誰誰君を、誰誰さんを、誰誰ちゃんを乗せますという、きちんとそういうのを仕組みができるならば、いいんじゃないかということで統一を図りました。確かに制度上、ちょっと難しいなという話をしておりましたが、やはり子育て、そういった視点からは必要なことではないかということで、今回、協議をした結果でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。こういう柔軟な対応を今後も。皆さん、口々におっしゃいます。子供は町の宝です。未来のある子供たちです。この子供たちなくしては町の未来はないのです。なので、本当に柔軟にできるところは柔軟に対応していただきながら、子供たち、また保護者の安全・安心。安心して働ける環境を整えていただくことに力を注いでいただきたいということを最後をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時15分

6 月 10 日（水曜日）

平成27年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年6月4日午前10時0分招集
2. 平成27年6月10日午前10時0分開議
3. 平成27年6月10日午後3時0分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

13番 佐藤一夫議員

5番 藤澤和生議員

8番 工藤文範議員

日程第2 議案第42号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて

日程第3 議案第43号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて

日程第4 議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

日程第5 議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 田上聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 増田公憲

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長	甲斐良士	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 皆さん、おはようございます。13番、佐藤一夫でございます。

きょうは3人でこの第2回の一般質問も終わりますが、その残ったくじを引いたら5番目でしたので、1時間ほどよろしくおつき合いをお願いしたいと思います。

さて、うちの町も、大体ことしは雨が順調に降って、田植えも9割ほど終わっておると思います。農家の方々も一段落と思いますけど、一段落したからといって、何か気分としては、うれしくないんじゃないかと思えます。やる気がないんじゃないかと思えます。なぜならば、米価の暴落、1俵5,000円もしない、30キロ5,000円もしない田んぼに。収穫までは、まだいろんな作業が残っております。

10月に収穫しても、100%実がとれるわけではありません。また有害獣対策とか、いろんなことがありますので、大変でありますけど、皆さん、私たちも、私も農家です。追田をつくっております。もう毎年毎年、電気柵も張っておりますけども、イノシシたちも、こうしゃなって、入ります。飛び越えます、もう鼻で上げて。だけ、ほんなこと農家は大変ですよ、何をやっても。いや、きょう傍聴に来られとる方もそうだと思いますよ。植え付けはしたものの、12月は精算して、手元に残ればいいけど。何かそんな変な気持ちであります。

そういうことで、私は町全体が、執行部、町民、また議会も一体となって、この疲弊しつつある山都町を、何とか現状維持で頑張っていきたいと思っております。そんな中、執行部の特定の方が、ちょっとしたミスをお犯しておりますので、そういうことが今後ないよう、1人2人のミスで、ちょっとしたことで町民の、やっぱり町の信頼がなくなりますので、そういうことはないよ

うに心がけていただきたいと思います。

そういうことで、今度は質問を五つほど上げておりますけど、まずは、この庁舎の人数問題、職員問題、それと農林業、中山間地の問題、それに生活支援者についての問題、さっき言った有害獣問題のわなの問題、いろんな問題があります。そして最後に、人権問題について、あとは質問台のほうから質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） それでは、通告において、本町の職員数についてお尋ねしたいと思いますが、合併当時から10年で、大体100人ぐらいの削減をするような計画がなされておりましたが、現在の人数はどうなっておるかをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

ただいま、現在の職員数についてお尋ねをいただきました。

本町の職員数、本年4月1日現在で、総数349名でございます。

（「削減率は、10年来の」「合併当初が」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 指名してからお願いします。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 合併当初420名でございましたので、その差が今回、約350名ということになりますので、約70名を減にしておるということでございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 約70名の削減ができておるとのことですね。

それでは、目標としては100人程度だったと思いますので、今後はあと30人ほど、大変失礼ですけど、いろんな財政事情もありますので、減らされる予定がありますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在、定員管理計画ということで、適正な人員管理を行っているところでございますけれども、これによりまして今後5年間、これをもちまして、320名を目途に、先ほどおっしゃいました100名、合併時から100名減ということの結果となります320名を、今後5年間を目途に定数削減をしていきたいということで計画をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 5年間で100名に達するような削減をされるということですが、何分急にしなくても、徐々にやっていってもらったらいと思います。その仕事も大変だろうと思いますが、でも、最終的には、削減を100%できるよう頑張っていただきたいと思います。

それでは、私が町民、今現在、町民1,000人当たりには他町村との比較といいですか、どれぐらいの職員が我が町にいらっしゃるのかをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 25年度の確定数値で申し上げますと、人口1,000人当たり、本町は15.49人でございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 他町村との比率はどうなっておりますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 他町村との比較について今お尋ねがあったところなんですけれども、これは町村によりまして、当然のことながら、人口規模ですとか、面積、それから保育所ですとか、学校数、さらには病院ですとか、下水道の有無といった要素によって、各団体の職員数というのは大きく左右されますので、一概に比較するという事は非常に困難でございます。場合によっては妥当性に欠けるということもございますので、この職員数の多寡を見る場合に、全国全ての市区町村を対象に、人口と産業構造の二つの要素を基準として設定されました累計による類似団体、これでもって比較をすることが当然あるというふうに考えております。

この分別によります類似団体、全国35グループに分けられておりまして、本町の属します人口1万5,000人以上2万人未満、それと産業構造の2次と3次の80%未満、これに該当します地方公共団体、26年4月現在で29団体ございます。この類似団体の職員数の平均値、それと本町の職員数を比較、分析をしますと、この29団体中5番目という高い結果になっておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） ちなみに、私の手元にある、これは24年度の資料なんですけど、全国30位まであるんですけど、この1,000人当たりのランキングではですね、うちはトップなんです。熊本県山都町。あさぎり町が9番目ですかね。あとは、もうほとんどありませんけど。とにかく全国一位なんです。

できれば、そういう他町村より多い職員が頑張っておられるわけですから、今後、後の質問につないでいきますけど、できれば、先ほど冒頭にも言いましたように、町民また執行部、みんなが一体となって、この疲弊しつつある山都町を支え、現状を維持していかなくてはなりません。

そういう観点から、どうしても、多いからいかんというわけじゃないけど、今、トップでもいいんですよ、多くても。それだけ、やっぱり町の元気があれば。そういうふうなことで、職員が一丸となって頑張ってもらいたいと思います。ただ、変なことをしなくてね、ただ、もう町をよくしたるために頑張らんにやいかんです。

そういうことでございますので、何とか頑張ってもらいたいと思います。そして、各支所、今、うちには支所が清和支所、また蘇陽総合支所がありますけど、28年度中の4月からは、人事異動で、また改正で変わってくると思いますけど、適正な人数ちゅうものはどれぐらいなのかちゅう、よその各支所があるところは余りないと思いますけども、あるとこで、やっぱり住民のサービスを怠らないような人員削減、ぎりぎりの人数でもサービスはできると思います。できるだけ、やっぱり支所も今後ちゃんとした住民サービスができるような体制で、人間だけようけおっても意味はないと思いますので。

それと、よく聞くんですけど、こういうことがあるんですよ。仮にやっぱり10人なり5人なりおるでしょう。よく住民の人が訪ねて来られます。きょうは担当がいらないから、ちょっとわかり

ません。その住民は、また翌日か翌々日か出直さな用が足せませんでしょう。だったら、課長クラスは、欠席者、きょうは出張でおりませんとか、そういう人がいないときは、ちゃんと連絡とれるような体制をしとかないかとですよ。そして、ちゃんと、じゃあこうこうだから、いつ来てくださいとか何とかじゃなくて、直接連絡ぐらいできるでしょう、今。そういうときこそ、メールとか今の携帯電話を使わないかとですよ。そうでしょう。

そして、住民サービスに徹底してください。職員数がどうこうじゃないんですけど、やっぱりし、最少の人数で最大の効果を上げるような町づくりをしていきたいと思っておりますので、何とか、課長さんたちも大変だろうと思えますけど、町民、執行部に恥じないよう頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど議員が全国一位とおっしゃいましたけれども、ちょっと資料のほうが、よく私も存じ上げておりませんが、現在、私の手元にありますのは、県内町村で一番多い、総数で一番多い職員数というのは間違いがございませんけれども、全国では、まだ多い団体があるというふうに認識をいたしております。

この主な要因ですけれども、先ほど少し触れましたけれども、本町の場合は保育所ですとか、学校数が非常に他団体ですとか類似団体に比べて、はるかに多いと。当然そこで働いております保育士ですとか調理師の数ということが影響しておりますし、また、本町の場合は支所ではなく総合支所ということでも、そういったことも類似団体を超過している原因であるというふうに分析をしているところでございます。

現在の総合支所、清和総合支所23名、蘇陽総合支所25名ということで勤務体制をとっておりますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、住民サービスを可能な限り低下させない観点から、支所機能として必要な人員配置を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 清和と蘇陽、やっぱり23人から25人ですか。それぐらい必要だと思いますけど、私たちは専門家ではありませんので、いろんなことはわかりませんが、さっき言いましたように、やっぱり最少の人数で最大の効果を上げられるよう頑張っていたいただきたいと思います。

職員数が多いからどうかじゃないんです。現状を町民に、今うちの町の現状はどうであるかということ、町民にもわかってもらいたいわけなんです。で、どういう体制で今この町が動いているかということ、やっぱり町民の方々も知りたいわけなんです。私たちはある程度把握しています。ところが、一般の町民の方はわかりません。そうすると、耳の遠い方は、また特にまたわからんわけですね、防災無線が聞こえんですから。

そういうことで、できるだけ町民に、今の町政の現状、様子をやっぱりできるだけ詳しく、可能な限り知らせていきたいと思っております。そういうことで、職員数も質問したわけですので、わかりましたので、5年後には100人削減できるよう頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

次の質問に移ります。

農業振興について、中山間地域直接支払いが3億5,000万円ほど支払われております。この団体がどうなのかと。該当するのに受けられない集落があるわけです。あると思います。ありますか。中山間地の条例に該当しても支払いを受けられていない集落があれば教えてください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

佐藤議員の御質問、中山間地域の直接支払いについて、そして、直接支払いを受けていないような、そういう該当する集落はないかという御質問でございます。

まず、この中山間地域直接支払いの概要を少し説明させていただきたいと思います。この制度につきましては、農業生産条件では不利な地域、山都町のような非常に中山間と呼ばれるところでございますが、農業生産活動をこういうところで継続するために、平成12年度から実施されております。

ことし平成27年度から第4期の対策として、5年間実施されます。また、地域で取り組んでいらっしゃる農業生産活動は、洪水や土砂崩れや美しい風景や生き物の住みかを守るといった広い国民全体に及ぶ効果について、国が半分負担するようになっております。平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として恒久的に実施されます。

この制度につきましては、ことしから5年間の計画を策定いたしますので、今月下旬に説明会を行う予定としております。

制度の内容を概略申し上げますが、集落等単位に田、畑を維持管理していくために、集落で協定を結んでいただき、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象農地は、農業振興地域内の農用地にある一団の農用地でありまして、おおむね1ヘクタール以上の農地で構成されるようになっております。この中で、中山間地の不利と言われます急傾斜地、田んぼにおきましては20分の1、20メートル行って1メートル下がるという非常に急傾斜地になっているところ、こういうところ等を該当しながら、傾斜地に応じて交付金の単価が決まっておるところです。

この交付の対象者につきましては、集落を単位とする協定を締結した農業者でありまして、5年以上、農業生産活動を継続する農業者に限られております。

交付の単価でございますが、急傾斜地、先ほど申し上げました20分の1、田んぼにつきましては2万1,000円、それから畑については1万1,000円、あと草地と採草放牧地も該当するようにしております。

この交付金の使途につきましては、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い利用ができるようになっております。

現在の取り組みの現状でございますが、実施の協定数でございます。集落協定数で165の協定が今結ばれております。この中で、8割の単価と、それから10割の単価というふうに分かれてお

りまして、基礎的な活動をする、農業生産活動を継続するための基本的な活動につきましては、交付単価の8割が交付されます。山都町の場合、水路の泥上げとか、農道の草刈り、こういうものをされている基礎的な活動です。それから、交付単価を10割交付いただけるような活動でございますが、これは、基礎的な8割の単価の上に、地域の農業を守るための活動を加え、いわゆる山都町においては、行われております機械の共同利用とか認定農家の育成、こういうものを上乘せして行くと、この10割が交付されるというものです。

実際、この交付の取り組みを行われることが、今後わかりませんが、実際、今、交付が行われていないところを申し上げますと、この矢部地域では浜町、それから蘇陽では馬見原、これはもう町内でありまして、農地が非常に少ない、このところ。それから、清和地区では東緑川地区が該当いたします。

ただし、ここでは沢津地区は除いております。非常に現状として農家の減少、それと高齢化で、活動取り組みの希望が上がってまいりません。これは、活動ができないということと、事務負担などがそういう問題になっているのではないかと思います。また、対象になる面積も少ないということで、交付額も少ないというのも要因になっているようです。

あと、蘇陽地区においては、高辻、高畑、東竹原集落が現在取り組みを行われておりません。地域によって原因はありますけれども、傾斜の要件等もちろんございます。農地ですから、田畑の傾斜の要件、それと、こういうものを含めて現在取り組みが行われておりませんので、地元説明会等を実施しながら、申請に向けて本年度は推進するような形に今しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） これは何か見直しがあったみたいな話を聞いたことがありますが、見直しはあっていないんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 先ほど御説明申し上げましたように、27年度から新たに4期目の5年間の政策が行われます。今回、見直しをその初年度に当たり実施するというので、今月の説明会で、また地域の説明会と含めて推進してまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 今月の説明会でまた説明するというのでございますが、私が思うには、やっぱり同じ集落でも、隣の集落は傾斜が違う、20分の1がかかるからもらえると。こっちのもうどしこも離れとらん、何キロも離れてない集落ではだめだと。それでは何か不公平だと町民は思うわけですよ。隣はかかって、ここはかからん20分の1に傾斜度が足りないからとか。そうじゃなくて、私が思うのは、やっぱりせつかく町に国から交付税が来る、金が来るわけですよ3億円も。だったら、町民、町がみんなで潤うようなやり方ができないかと私は思うわけですよ。

町民がそう言われるんですよ。隣は来るけど、隣は共同利用で田植え機でろん、そのあぜぬりてろんもみんな買われると。うちはかからんから買われん。そういうことじゃない。そんなら、この集落単位じゃなくて、自治区単位。自治区単位ならちょっと広がりますから、傾斜度が出

てくると思いますよ。そういうことはできないのかなと私は思うわけです。町民の方もおっしゃるんです。

まだ、今、蘇陽地区でも、まだ橘地区あたりも1回放棄されとるでしょう。事務処理ができないということで。高齢なんですよ。もうとにかく集落の農家している人が高齢者で、事務処理ができない。だから、せっかくもらえる金も、もうもらえないと。だったら、そういうときに、うちの職員がサポートするべきじゃないか。先ほど、課長が言うには5番目ぐらいにランキングされとる職員がおるんだから。やっぱり職員がサポートしてでも、やっぱり地域地域に恐らく役場職員とかがおるわけですよ、おると思います。やっぱり、そういう人たちがサポートしてでも、壊滅しかけた集落、高齢者集落に、何とか手を差し伸べて、わずかな金でも、やっぱりもらってやるべきじゃないかと。

そうせんと、該当しませんからだめですよ、事務処理ができないからだめですよじゃすね、その反面、町づくり町づくり言っても、町はでき上がりませんよ。そこが基本ですよ。そこから町づくりをしていかんと、みんなで助け合っていかなと、俺の担当じゃないとか、俺の部署じゃないとかじゃなくて、みんなで力を合わせて町を守っていこうじゃないか。何とか、この疲弊しかけた山都町、現状維持でもやっっていこうじゃないかという、そういう意気込みが欲しいわけですよ。

だから、こんだけ人権、人権言う町ですよ。やっぱり、隣の集落は、例えば150万も200万ももらっとると。こっちの集落は、戸数は多いけど傾斜度がない、20分の1ないからだめだとか、そういうことじゃなくて。これは町の行政ではできないかも、県単位でないといきんかもしれんけど、あれと一緒にすよ、前の米の減反政策と。

あれも、全部が1ヘクタール、5ヘクタール持つとる人だったらよかつたんですよ。あれ、各自が農協、JAかなんかが全部集めて、3割減反とかあったでしょう。今、転作になつとるけど。なら、五反の人が3割減反したら、飯食えんのや。

それと一緒に、やっぱり今度の中山間地の直接払いも、やっぱりできれば、町全体、町民全体に潤うようなことはできないかなと。町民の方もそうおっしゃいますが、私も同感です。そういうことはできないかを、ちょっとお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員がおっしゃることは、もっともだと思います。

現在、取り組んでおりますこの制度につきましては、国の法律の中で行っております。先ほど申しあげましたように、農地の傾斜角、これについて採択要件は厳しく決まっているというところがあります。ただ、先ほど申しあげましたように、その要件を備えながらも交付を受けることができない、そのために活動が停滞しているところが現在見受けられるのは、当然のことです。

これにつきましては、現在、集落営農等の推進も含めて、自治振興区を単位に説明会等もまた今後進めるということになっておりますが、その中で、この交付を受けていないところについても、集中的にそういうお話し合いをもっていこうかということをお準備をしておるところであり

ます。

また、職員のサポートでございますけれども、現在、既にさまざまな形で職員は地元とかかわっております。特に、こういう中山間に限りましては、農地水も含めて多面的機能と申し上げますが、自治振興区でも非常に地域のサポート役として活躍しております。

現在、役場職員でございますが、15名がこの中山間地直接支払いの事務、それから会計処理等の中で活躍しておりますし、また、多面的支払い機能の事務においても、同内容の事務を27名の職員が地域に入って活動しております。

今後も、先ほども申し上げましたように、このような形で、職員も積極的に地域の活動にかかわって行って、地域の集落振興につながるような、特に中山間地等の取り組みについても、取り組みの範囲、これを自治振興区、集落または小部落という、今非常に取り組みの形態もさまざまでございますので、また、その地域の特色に合った範囲のとり方、こういうものも現場のほうで実際にお話を聞いて、何か取り組みがないか、今後推進してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 職員も、15名と27名ですか、合わせて42人、みんな頑張ってサポートしとるということでございますけども、大変結構なことです。でも、そういう、やっぱり支払いを受けていない地域については、極力説明をして、何とかできないところは町がサポートしますから貸してくださいちゅうぐらいで、わずかな金でも、やっぱり集落営農のために、やっぱり、何とか支払いを受けられるようにしてやってほしいと思います。

そうしないと、本当にだんだん、きのうからありよったように、100%のあれ、やったでしょう、高齢者が100%の集落でも何か、きのうの質問であったような元気なまちがあるとか、元気な集落があるとか言うておられましたような気がしますけど、やっぱり、うちの町も、もう限界集落といえますか、そういう集落が大変多いわけです。だから、やっぱり、みんなで策を弄して少しでも町民に元気が出るように、また、お年寄り、高齢者が、少しでもやっぱり何か楽になるような、やる気を出せるような。もうさじを投げてもうやめた、せん、やめた、そのようなところがあります。うちの集落でも、もうことしも植えつけしないうところが2ヘクタールほど、昨年までは植えつけてあったんです。ことしはもう2ヘクタールぐらい、弱と思いますが、ことしはもう植えつけしないう、そういう現状です。やっても合わん。

そしてまた、お年寄りなんか特に、もう頼まなでけんでしょう。もうみんな、農地に愛着があるから、荒らしたくない。荒らしたくないとよ、年寄りには特に。ところが、頼めば、皆、借りれば借地料払わないけん、ところが、やっぱりよその人には貸さないとかね。やっぱり昔の古い習性で、取られるちゅうか、そういう感じがあるとかね、昔のお年寄りはね。でも、そういうとこでね、やっぱり今植えつけがだんだん少のうなうなって、放棄地がどんどんふえてきております。

だからこそ、そういうことも含めて、みんなで頑張るって、何とかして、元気な町づくりをしましょう。以上でございます。お疲れさまでした。できる限り、そういう、もらえるような方向に説明して、頑張っていたきたいと思います。もう待っている方がおられますよ。私も集落に聞いたら、できればお願いします、わずか70万でも私たちは欲しいですと、そういう集落もありま

す。よろしくお願ひしときます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 次に、生活支援者についてお伺いします。

やっぱり25年度で、支援者が94世帯、118名ほどおられるわけですが、その内容はどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 生活保護の制度について、ちょっと説明します。

生活保護は、生活に困っている人に、国が法律に基づき、生活を送るために必要なお金を給付し、自立を手助けする制度というふうなことで、県のほうが調査をして、必要な人には支給をしているというふうな状況です。

今現在、5月1日付におきましては、世帯数を言いますと103世帯というふうなことになっております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） それでは、118だったんですから、減ったわけですね。違う、ふえたわけか、94世帯だけですね。なら、年々これはふえる傾向にあるんじゃないかと思えますけど、今、よく言われるのが、この中には、本当に苦しいのかとか、そういう基準がどこなのかとかいう、よく言われるんですよ。支給の翌日は、遊技場か何かに行っておられましたよとか何とか、隣近所の人とはとにかく詳しいんです。よそ者はわからんば。「あん人はもう、きのうば支給日やったけん、きょうはもう」と。そういうことも聞きますので、基準はどこなのかと。国が判断するちゃ、どういう判断するわけですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 生活保護の申請の部分に関しましては、相談があった場合は役場で受付をしますが、県の福祉事務所の職員が訪問して、必要な調査を行って1カ月ほど決定までにはかかるというふうな状況です。

内容につきましては、訪問したところで、保護の申請に至った経過とか、家族構成、生活歴、扶養義務者、世帯の収入、それから資産の状況などが対象となって、その中で、保護が必要かどうかという部分に関しましては、厚生労働大臣が定めた基準によって、保護を受けようとする世帯の最低生活費を計算して、これとその世帯の収入との対比によって決めるというふうな形になっております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 最低生活費と今言われますが、大体わかりますか、基準が幾らぐらいか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 基準的には、大体、一人、五、六万ぐらいの平均というふうな形を出しております。

ただ、生活をされている中に、人によって年金をもらったりとか、そういうふうな部分で差し

引きをしながら計算をされていますので、そういうふうな状況です。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 大体五、六万ぐらいだろうということですが、その中にはやっぱり母子家庭の方もおられるし、高齢者の方もおられると思いますけど、やっぱり、20代、30代、40代の、まだばりばり働ける若者はおりませんか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 年齢構成に関しましては、ほぼ85%が高齢者世帯、それから40代、50代が11%ぐらい、それから20から30代が3%というふうなところで、若い方に関しましては、障害を持っておられる方とか、いろんな病気をもっていられる方等が、この中に含まれて、ほかは高齢者世帯というふうな形になっております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） いろんな病気とか状況で、そういう方もおられると思いますけど、私もそれは大変、みんなで助け合うことに対してはいいことなんですけど、極めて健康で、ばりばりやれる人が、どうして受けられるのかなちゅうふうな、町民からの問い合わせもあります。あんなたちは役場でそういうのを聞いてみてくれんねって、そういうことも言われます。

あえて大変失礼なんですけれども、そういう方には、病気とかなんとかいう方には大変失礼、また、苦しい方はみんな助けていかないかんわけですけど、やっぱりそういう、ばりばり働けること、あら、この前まで車に乗ってばんばん走りよったが、あれはいつの間にそげんったかいちゅうぐらいの調子ですよ。ところが、そういう人は、やっぱり基準によって、車なんかも持たない、持ちゃいけないんじゃないですか。そうなとるんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） そちらの苦情等につきましては、町のほうに電話があったりとか、直接相談があったりとかしますが、そのことに関しましては、担当の職員がすぐ訪問して、そういうふうなことの指導をされたりとか、あとは、県の福祉事務所と相談して、指導していくというふうな形になります。どうしても指示に従わない場合は、生活保護を受けられなくなるというふうなことは、あります。

それから、あと、車につきましては、基本的には認められておりませんが、働くために交通手段がなく、働く意欲のある人に関しましては、基本的には認められていませんが、もうその部分に関しては、意欲のある方には、やっぱりどうしても最終的には保護をなくして働いてもらうという目的に沿って、そういう部分では認めることもあるというふうにしてあります。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 車の所持も、場合によっては認めるということですが、これは、取り上げたら、取り上げるというと失礼ばってん、廃車されたら、やっぱり交通手段がないんですから、若者、年寄りも、とにかく足がないと困ります。

逆に、そういうことじゃなくて、仕事のほうを、何かできる仕事を紹介するような方向にもって行って、できる限り病気とか、いろんな事情で支援を受けられる人は、これはもう仕方ありま

せんけど、元気でばりばりの方は、できるだけ仕事の紹介でもして、もう、こういう保護を受けられないような方向に、職員も一丸となって進めていってもらいたいと思います。

それと、私はいつも思うんです。5万から6万の1人当たりの支給でしょう。家族が二人だったらもう倍になるわけかな。三人、二人か三人でしょうね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。その件につきましては、全体の一人一人の生活に合わせた計算法が違ってきますので、一人に対しては幾らで、その分のと足した部分で出していくというふうな形になると思います。

働いている人とか、障害のある、年金をもらっている人、そういうふうな形で計算されてくると思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 年金とかいろんな金を受け取られている方は、それによって計算するということですね。

ただ、家族に三人おれば、二人目、三人目は減額とか、そういうことじゃなくて、みんなそれぞれ一人一人に対して、収入がある方は、いろんな計算をして、5万から6万もらっておられるということですね。

それなら、それを5万、6万ちゅうのは、ただ、支給しっ放しで、後の報告はないわけですかね。何に幾ら使ったとか、何に幾ら、こういうことでお金が要りましたとかいう、やっぱり交付金ですから、明細ちゅうか、そういうのは提出しなくていいわけですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） これに関しましては、県の福祉事務所のほうから月に1回、ケースのところに行かれて調査をされていると、報告を聞かれているというふうな形になります。状況調査に入ります。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） これは、県のほうから調査をしておられるということですか。じゃあ町は、中間の役ですね。やっぱり、どうしても困っている人は助けていかないけませんので、そういう働ける人に関しては、いろんな仕事でも紹介して、今後、やっぱり支援者が町から、できるだけ若者の支援者がないように、そういうふうに指導等を今後頑張っていってもらいたいと思います。

以上でございます。お疲れです。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 次に、有害駆除についてのことなんですけど、このわなについてということで触れておりますが、うちの町も、昨年度が大分とれますね。イノシシが1,000どしこととるでしょう。ちょっと待ってください。イノシシで1,116頭とれております。ほんで、鹿が355頭とカラスが200羽、この有害駆除の金、お金は全部でどれぐらい支払われておるかですね。

ただ、支払いが受けられない人がおるわけです。とつても捕獲しても。なぜならば、免許、そういう支所長は詳しいと思いますが、特区というわながあります。この特区というわなは、制度が、年に1回やっぱり講習があつていふんですよ。その講習を受けても、これは何にもできないわけです。ただ、わなの見回り、動物に餌をやる、イノシシとかに餌をやる、それだけしかできません。そういうわなの講習はありますか。知らないお年寄りの方は、俺はわなの講習受けたから、もうわなかけちから何でもできるちや、勘違いされとる。

ところが、わなで、例えばイノシシが入つたとして、とめ刺しをせなね。とめ刺しをするときに、本当のわなの免許を持った人が来て、一緒に写真に写つてせんと、金は出さん。なら、そういう免許は要らんじゃないかと。意味がない。30人ぐらのおるですよ、特区が。これが去年も3月かね、講習が行われておりますけど、これはただじゃないんです。恐らく講習料を何千円か取られとるはず。

そういう講習を町がする必要はないですよ。私はそう思います。ただ、とめ刺しもできない、餌やつて見回りするだけ、そして、もしわなに入つたときに、自分のわなに入つても、免許持っておる人を雇つてきて、とめ刺しをして、写真を撮つてぴしゃつと提出せんと、金は払わんと。それじゃあ、この特区ちゆうわなは、講習する必要はないと思います。

それよりか、本わな、本当のわなが必要なんでしょう。でも、免許が必要ちゆうのは、これは県が言うだけであつて、実際、一般の人は、やっぱり身に降る火の粉は払わにゃならんけ、そら、免許持たん人でも殺しますよ。自分の田んぼに入れば。それでなくても、安い米ば必死になつてつくりよるんだから。

そういうところで、お金がどれだけ支払われたか。逆に、頭数が1,000頭とれたからつて、全額支払いばやつてないんじゃないかちゆう気がします。俺はやつたけどもらえんかつた、写真ではねられたとか、とめ刺しのときの本当の免許を持っている人が写真に写つたらんからだめだとか、そういうことで金ば支払つていない例がありやしませんか。

そうしたら、やっぱりこういうわな、有害獣の捕獲の意欲は減退しますよ。何やつても、俺らがやつても、金くれんならもうせんとつう。年寄りなんか特にそうです。そして、わざわざ、わなのところに免許持った人を雇いに行かな、連れに行かな。そして、その人にやつてもらつて、また写真撮らな、もうややこしいでしょう。年寄りはもうめんどくさがるですよ、だから。どつちみち65歳以上の高齢者なんですよ、わなをかけとるのは。若い人はわなとかしません。ゴルフとかなんとかばつかしてつてから。だけん、そういう金が支払われているとかをちゆうとお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、有害鳥獣対策の現状について、御報告を申し上げさせていただきます。

この対策につきましては、農作物の生産安定や、農業者の生産意欲を向上させるために、町の根本的な政策として捉えております。この政策につきましても、国、県の補助事業を受けて平成26年度も捕獲員の増員や、駆除期間を周年、1年間行う。また、役場のほうからわな等の貸し出

しにより、そして何より、捕獲隊の皆さんの御協力により、ここ数年来最高の捕獲数を見ております。

捕獲数を申し上げますと、平成26年度が、イノシシで3,433頭、鹿が1,041頭でございます。合計4,474頭、そのほかタヌキ、カラス、猿も捕獲をしております。

御質問の奨励金の額でございますが、総額で4,442万6,000円交付いたしておるところであります。

(「4,400」と呼ぶ者あり)

42万6,000円でございます。

○議長(中村一喜男君) 指名してからお願いします。13番、佐藤一夫君。

○13番(佐藤一夫君) 今、猿とかという話も出てきましたが、猿についても奨励金が出るわけですか。

○議長(中村一喜男君) 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長(藤島精吾君) 現在、本町では、3万円を1頭に出しております。

○議長(中村一喜男君) 13番、佐藤一夫君。

○13番(佐藤一夫君) 猿の場合は1頭3万円ですか。何頭とれておりました、猿が。

○議長(中村一喜男君) 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長(藤島精吾君) 3頭捕獲されております。

○議長(中村一喜男君) 13番、佐藤一夫君。

○13番(佐藤一夫君) 大体、私も、うちあたりも、竹原地区なんですけど、高森から上がってくる猿が多いですね。よそもんですよ。

高森峠ちゅうところがあるが、あそこを上ってくるんですよ。それも団体で。猿丸とか上柳とか、そういう集落に来て、全部、庭の菜園て言いますか、家のぐるりの自家用野菜ば全部荒らすわけです。追っ払っても木に登って威嚇します、やつらは。もう年寄りのばあさんじゃあどうしようもありません。また1回出ても、家の中引っ込みにゃ危ないです。そら、違うですから。

猿とは恐らくどこかでとれたかは知りませんが、竹原のほうじゃないでしょうね。

○議長(中村一喜男君) 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長(藤島精吾君) 捕獲の場所は、町内に分散しておりまして、ちょっとこちらでちょっと今資料を持っておりません。

○議長(中村一喜男君) 13番、佐藤一夫君。

○13番(佐藤一夫君) 場所はわかりませんということですが、とにかく、私も狩猟歴がもう40数年になります。税金払うばかりで、あんまり行きやしません、よく電話がかかってくるんですよ。猿の団体が来るとるから来て撃ってくれって。もう私は猿は撃ちませんち言うんですよ。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。それは冗談ですけども、なかなか、猿ば撃つ人はいません。

(後刻、調査の結果、79ページの33行目を不穏当発言と議長が判断したため、その部分の発言取り消しの措置がされた。)

○議長（中村一喜男君） 発言に注意してください。

○13番（佐藤一夫君） はい。それで、猿を撃つ人はいませんから、高森あたりでは、南郷谷あたりの猿はたちが悪いから、1頭10万ぐらい捕獲料ちゅうか出されるそうです。うちあたりも、3万じゃちょっとなかなか、猿は。いざ、銃口を向けると、こうしますので。必ずやります。私も体験したことがあります。もうやめたっち。

そういうことですので、今後、また、そういう有害獣対策にもみんなで協力して、全額金が支払われるよう頑張っていってもらいたいと思います。そうせんと。そして、この特区、特区のわなの講習はもうなくして、本免許のわなに助成金ちゅうの、千何百万か助成金かなんかついとしたでしょう。それをそういう方法で、本免許のわなのほうに助成金をやって、31人ですかね、この人たちに本免許を取らせるよう頑張っていたきたいと思います。そうすれば、とめ刺しもできるし、また誰か雇ってきってから写真を撮ったりもせんでもできますので、そういう方向で、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 今、申されました方々につきましては、講習認定者という位置づけでございます。町が年に1回講習会を行っております。ことしは2月4日に実施いたしました。その際、66名の方の御協力を得て、ことしの班編成をしたところでございます。

この方々につきましては、捕獲技術や安全性が確保されると思われる方々に、特別に町が選定して補助者として認定しているところです。この方々につきましては、町の指揮に基づき、免許所持者の補助活動ができる、捕獲ができるということではございません。これは、蘇陽時代から、この特区という認可をもらっておりますが、内容は何にも変わっておりません。

補助活動とは、狩猟免許所持者の捕獲隊員でございますが、この指導や助言を受けながら補助作業ができるものです。みずからわなの設置や屠殺、解体作業などを行うことはできないというふうになっております。わなの移動設置やこの手伝いについては、あと加えて見回りと餌まきなど、それとあと、捕獲ができたときの連絡等は、補助者の方々はできる。非常に、どちらかといいますとボランティア活動に近いわけですが、こういう方々の御協力も得て、昨年、非常にいい成績が上がったというのは自覚しております。

ただ、わなや鳥獣等に直接触れることはできないというのは、免許を保持していらっしやらないからということでございます。ことしの狩猟免許の講習日でございますけれども、実は、上益城郡では、第1回目の狩猟免許申請も受付が行っておりまして、7月2日が締め切りとなっておりますが、初心者の講習会が7月7日、これは知識講習でございます。それから、実技講習として7月16日、会場が御船町のカルチャーセンターで行われます。この講習会を経て、初心者研修の方々の狩猟免許の試験が7月18日、県庁の地下大会議室で行われます。

ぜひ、この狩猟免許、わな免許を取っていただきまして、免許所持者としての法令を守り、そして安全で、農家の方々の被害防止にぜひ御協力をいただきたいと思います。

先ほど申されましたように、27年度で、ぜひ免許を取っていただきまして、講習認定者の方々の受講につきましては、28年度以降は少しずつ減少させていただくように、そういう形で進めた

いというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 2月4日に、66名の方は、見回りだけしかできない免許ですかね、それを取られたと。すごいですね。

それと、取られた、それは結構なんですけど、今、県庁とかであると言いましたが、今度、蘇陽総合支所でも、6月20日に狩猟の講習があるように私は聞いて、申請しておりますけど、それは御存じですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） それは、経験者の免許更新、狩猟免許を更新する経験者講習でございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） では、わかりました。では、この66名が、また特区とかいう見回りだけじゃなくて、本免許を取られて、やっぱり有意義に駆除ができるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

もう1、質問が残っておりますね。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） わなの免許も66名とだんだん多くなっておりますけども、みんな頑張って、有害駆除の退治をしましょう。

それと、最後に、人権についてお尋ねしたいと思います。

うちの町は、御存じのように、同和問題ということで、もう前からいつも出ておったんですけども、私は全然そういうことは、そういう感じはないですよ。もう合併したときから。

でも、みんなが、がやがやそういうふうなことで言われますので、今度、教育長になられました、35年間の大ベテランさんが、何かきのうから言われとったですから、どういう方向性でこの同和問題を今後やっていきたいか、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） おはようございます。

同和問題についての考えということですので、述べていきたいと思います。

まず、同和問題につきましては、同和对策審議会答申というのがあります。この中に、人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に係る課題というふうにあるわけですが、その解決については、これは国の責務であり、同時に国民的課題というふうに答申にうたっております。これが国の基本方針です。

熊本県におきましても、この方針を受けながら、熊本県人権教育啓発基本計画、これができております。その中に、同和問題を人権問題の重要な柱とするということで書いてあるわけですが、それを受けまして、本町におきましても、平成20年に条例ができております。山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例。さらに、山都町人権教育啓発基本計画もできており

ます。

特に、学校教育にかかわっての部分で申し上げますと、県の教育委員会が、これは全ての学校で取り組むということで、人権教育取り組みの方向を示しております。これが、学校教育においては趣旨になります。それぞれの学校で、人権教育を総合的にかつ計画的に推進する、これが県の各学校へ出しています通知ですね。

教育事務所も、これに沿って、人権教育の推進ということで出しておりますし、本町も、国、県、それから事務所、そういったところの通知、考え、方針、これを踏まえまして、山都町学校教育努力目標の中に、豊かな心の育成という項目をつくっておるんですけども、その中に、次のようにいたしております。「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、さまざまな人権問題の解決のために、差別意識の解消に向けた人権学習を推進する」これが本町の示した目標です。

残念ながら、本町におきましても、部落差別の問題は残っております。ですから、この解決は、大事な部分としてありますし、それに加えて、さまざまな人権問題がありますので、その解決にもつないでいく、そういうことになります。ですから、こういった方針、趣旨等に基づいて、本町の取り組みを進めている、そういうところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） これをもって、13番、佐藤一夫君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 皆さん、こんにちは。5番議員の藤澤和生でございます。

5月、6月は、我々農家にとりましては、1年で最も忙しい時期であります。例年ですと、この時期は、水不足で田植えがおくれるところはかなりあったんですけども、ことしは6月2日が梅雨入り宣言をされてか、同時に雨が降りまして、ほとんどのところが終わっているというふうに思いますけども、けさ、私の集落辺りを見ますと、まだ、けさ6時ごろから田植えをされておるところがございました。また完全に終わってはいないなという感じをいたしました。実りの秋まで、大した災害がないならというふうに願っておるところでございます。

ところで、5月17日が清和中学校の体育大会でございました。これは、雨で延びましたもんですから、蘇陽も矢部も清和も一緒の日だったというふうに思いますが、清和は全校生徒が39名でございます。非常に少ない人数ですので、これは一時どうなるかというふうに思いましたが、やっぱりさすがに先生方の御指導、また保護者あたりの協力によって、素晴らしい体育大会になったというふうに私は思っております。

それで、私も、忙しい時期だもんですから、昼までで帰ろうと思いましたが、これはあんまり帰るのにもちょっと気が引けるなと思いついて、最後まで見させていただきましたけど、本当に生徒さんたちの心に残る体育大会であったというふうに私は感じております。

それで、来年が、清和中は、33名です。その次の再来年が34名と聞いております。私も思ったのが、少しでもふえればええなという感じがいたしましたし、クラブ活動の紹介がございましたが、野球と女子バレーと陸上なんですよ。ほかにしたいクラブがございませんもんですからね、非常に、これはもう人数が少ないなら、こういう状態になるなというようなことを感じました、その辺が。

清和中からも、サッカーで矢部中のほうに2名ほど来られとるという話も聞きますけど、その辺を聞くと、やっぱりある程度の規模でなからんとところは、なかなか難しいなというようなことを感じました。せつかくの機会ですので、お手伝いもさせていただきました。

それでは、発言台で一般質問を行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） きのうちから、副町長、教育長に対しては、いろいろな議員さんからのあれがございましたものですから、私もまたここであえてということも何かと思っております。

ただ、副町長が誕生いたしました。それで、県では地域振興などを主に担当されたとのことで、非常に私も期待をいたしております。それで、副町長という立場では、恐らく町長補佐、いろいろ、昔で言うなら右腕とか、いろいろ話がありますが、それは私もわかっておるんですけども、ここで私がお願いするのは、副町長の役割について、町長はどういうお考えなのか、その辺のことを、町長にちょっとお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

副町長の役割についてということと、御質問の中では、最も期待することということもありましたので、あわせて申し上げたいというふうに思います。

副町長の職務は、申されたとおり町長を補佐して、そしてまた、企画や政策について、私と一緒に職務を推進していただくということはもちろんでありますけれども、やはり職員を監督する立場にあるということもちょっとつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

また、最も期待するという意味では、やはり、行政機構改革、行政と機構の改革、それとまた、この三セクの問題ですね。三セクの見直し、そしてまた行政機構改革をやっても、職員の意識を変えるということは非常に大事だと思います。やはり形だけを変えていくということではいけませんので、意識改革、これについて、私と一心同体になって進めていただきたいということを期待しております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） よくわかります。私もそういうことは、おのずからおっしゃっていただろうというような気を持っておりました。

次に進みます。副町長が来られて2カ月余りなんですけれども、山都町の感想はと言うと、書

いておりますけど、きのうからいろいろなことをもう述べられておりますので、その次に行きま
すけれども。職員の方々の、今2カ月間の間に、非常に期間が浅いですが、能力とか、やる
気あたりはね、どういう気持ちで捉えたのか、社交辞令は別にして、率直なことをおっしゃっ
ていただこうかと思っておりますけど、よろしく申し上げます。副町長に申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） まず、職員の感想を言う前に、ここ山都町の感想を少し述べさせて
もらいたいと思います。

私は4月の赴任直後に、挨拶のために町内を回りました。ちょうど桜、菜の花、桃の花が満開
でありまして、里山の緑を背景に、すばらしい対比を見せておりました。集落の先には、地元の
人たちが、営々と耕してこられた棚田が幾何学模様を描いておりました。山都町の自然の豊かさ、
農村景観の素朴な美しさに感動いたしました。訪問先は不在のところが多かったんですが、どの
家も玄関の戸があいておりました。町内の治安のよさ、そして、今、日本の中で薄れつつある近
所同士が助け合うという美風を感じました。

こちらに住みまして、町中で会う人からも、挨拶や声かけをいただきまして、町民の方々の温
かさを感じております。その一方で、自然や人情に恵まれて、皆さんおおらかというか、多少貪
欲さに欠けるところがあるのではないかと思うところもあります。例えば、通潤橋や九州脊梁登
山、八朔祭などに多くの観光客が山都町を訪れていますが、そうした人たちからお金を落として
もらう仕掛けが足りないのではないかということも感じております。

町の情報も、もっと発信すべきではないかと思っております。山都町に来て、そのすばらしさ
に気づいたと申し上げましたが、逆に言いますと、山都町の情報幅広く伝わっていないと言え
るかもしれません。役場職員はもとより住民全ての人々が町の広報員として、山都のよさや出来事
などを、どんどん情報発信していけば、町のイメージアップや流入人口の増加につながり、ひい
ては、住民自身の山都町に対する自信や誇りにつながるのではないかと思います。

また、山都町には、非常にいい意見を持った元気のいい女性が多いということも感じていま
す。しかしながら、女性が意見を述べる機会や団体役員、審議会などでの登用は十分でないと思
います。これから、町の新しい男女共同参画も策定されますが、そうした状況も十分踏まえて、女
性の力が存分に発揮できるような環境づくりに努めていく必要があると思っております。

役場職員の印象についてであります。2カ月余り一緒に仕事をしまして、土木の現場や環境
処理施設の管理、それから夜間の住民座談会や滞納者訪問など、さまざまな仕事に対して、それ
ぞれの職員が使命感を持って取り組んでいると感じております。やる気のある職員も多く、来
庁される方に対しましても丁寧に対応していると思っております。役場の仕事だけではなく、消防
団や自治振興区の活動など、地域の中核的役割を担っている職員も多くおまして、職員は町の
貴重な資源であり、資産であると思っております。

今後、限られた人員で、最大の効果を上げるためには、職員がさらに能力を高め、力を発揮し
てもらう必要があります。そのためには、失敗を恐れず、困難な課題や新たな分野に果敢に挑む、
チャレンジ精神が大事だと思っております。先例に倣い堅実に仕事をこなすことは、公務員に求

められる資質の一つではありますが、超高齢化時代の到来など、これまで経験したことがないような時代変化の中で、これまでのやり方ではなかなか通用しません。職員はみずから考え、課題解決を図っていく必要があると思います。困難を乗り越えた成功体験は、職員を成長させますし、仮にうまくいかなかったとしても、それは次の挑戦の大きな学びになると思います。

各課長には、部下職員からの提案や意見が出やすいような環境づくりに努めるように、また、職員の新たな取り組みに対しましては、しっかり支援するように話をしております。職員の町外研修などにも積極的に派遣するようにして、新たな知識の習得や視野の拡大に努めていただきたいと思います。

最後に、私の意気込みではありますが、昨日、また、ただいまこの議会におきまして、また多くの皆様から高い期待を寄せられていることを大変ありがたくと思いますが、そうした期待に応えられるように、私自身がチャレンジ精神を持って、町長から与えられた課題、町が直面する課題に対して、積極的に取り組んでいきたいと思っております。また、そうすることが、若手職員に対しまして、いい影響を与えることができればなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 先ほど、職員が349名と、全職員が。5年後には320名に削減をするという話が出ました。その中で、非常に、先ほど副町長が言われましたように、使命感を持って、個々の人がやっているというようなことを聞きまして、非常に私も安心をいたしました。

それで、副町長とちょっとお話した中で、私を評価してくださいと、そういうことを聞きましたので、非常に私は、その辺のくんだりで感銘を受けました。そこまで言われる方なら、非常に改革あたりもずっと進んでいくんじゃないかろうかということで、私は期待感を持っておりますので、どうぞひとつ、このあたりはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 時間等もございますので、次に進みたいと思っております。

自治振興区と区長制度についてお尋ねをさせていただきたいと思っておりますが、今回の提案理由の中で、町長が、町が区長を任命する制度を廃止し、自治振興区の構成、組織として位置づけると、文書配付や調査業務等については、町と自治振興区との協定により、自治振興区へ依頼するというようなことが言われました、提案理由の中で。

それで、私も感じるんですけども、今の区長制度ちゅうのは、私は清和の人間ですけども、昔から区長制度ちゅうのは、ちゃんと確立しておりまして、これは清和が27、そうすると蘇陽がたしか26と思っておりますけども、矢部のほうは、恐らく、これは駐在員というような昔だったと思っておりますけども、90どれかのあれがあるというふうにも聞いておりますけども、その中で、私どもが清和に住んでおると、それから何にも問題なく進んでおったわけなんですよ。これまた自治振興区という話になりまして、自治振興区も今、非常にいい組織になつとるんですよ。

うちあたりも見ますと、小峰ですけども、小峰は6集落ございますけども、各集落ごとに区長さんが一つおられる、6名おられます。そんなふうに、自治振興区ちゅうのがございます。自治振興区会長さんもおられます。いろいろ連携してつながるところから自治振興区としますもんで

すから、その委員さんは、全部区長さんが入っとるわけなんですよ。非常にスムーズにいとると。各、今、助成あたりももらっておりますし、いろんなところで集落の、6集落のとがうまいこと、この金はどっちゃんに使おうというようなことで、まわしみたいな格好で、各集落ごとにお願いをしてからするような格好になっております。

私が思いますのには、清和の方で、蘇陽の一部しか知りませんけれども、このままでよわないかという話が非常に出てきております。それで、このままちゅうことになれば、二本立てですよ。区長制度は区長制度、自治振興は自治振興区のような格好で、もうそのままでよわないかと。メリットは何にあるかということになれば、要するに、これは言わしてもらおうと人件費削減と経費削減、そのあたりも含めてだろうと思いますけど、別に、そこあたりが私が感じるのには、旧矢部が90何ぼもあるところが、ある程度整理をされていない。ならば、自治振興区には持っていきようがないんじゃないかなろうかという、私はそういう感じにとられるわけなんですよ。実際はそうじゃないかもしれませんが。1回は、旧矢部はある程度整理していただいて、するのが普通のやり方じゃないかなろうかという気もいたします。

その辺のことについては、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。ただいまの自治振興区と区長制度についての御質問がございました。

まず、冒頭、御質問の中にありましたように、今回の自治振興区と区長制度の見直しといたしますのは、それぞれの組織というのは、お互いに補完をし合う住民自治組織であるということ、こういった観点から、町が区長を現在委嘱しております。この制度を廃止しまして、自治振興区の構成組織として位置づけをするというふうに考えております。

実際に今、委嘱をすると申しました。その内容については、広報紙などの配付ですとか、調査業務、これについて、町と自治振興区との協定によって、自治振興区へ依頼をしようというものでございます。結果的には、やはり、最終的に文書配付業務ですとか、調査業務につきましては、区長さんの御協力を得なければ進まないという認識ではおるところでございます。

ただいまのそれとあわせまして、清和地区の取り組みについても事例をおっしゃっていただきました。非常にまとまった組織ということで、私どもも認識をいたしておりますし、この際、これを何か全く変えようということではございません。よく誤解をいただきますのが、区長制度そのものを廃止するというようなことを、よくおっしゃいますけれども、もちろんそういったことではございません。集落の代表者としての区長制度、これはもう連綿として続いてきているわけでございますので、そういったことについて、町が手を入れて何か改革しようというものではございません。

先ほど言いましたように、区長と町、これは委嘱関係を外して、そして、さらに区長さん方が自由に活動できるような形に持っていきたいと、現在、委嘱状を交付しているということで、区長さんのお立場というのは、非常勤の公務員ということになっております。こういうように、御案内のとおり、非常勤の公務員ということですので、いろんな制約というものがございます。具

体的には、やはりどうしても、選挙等々ですね、こういったときに、御自身では立候補できませんし、また選挙に対する活動というものも著しく制約を受けますので、実際に集落の代表として、非常に活動が制約されるということもございます。

これは、こういったことも一つのメリットではございませんけれども、そういったことを外して、地域の中で、もっと自由に活動を促していきたいということも、今回の一つの狙いということもでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今までにも区長会あたりでいろいろ議論をされてきているというふうに思いますけども、まだ今から先もいろいろ話もされることだろうというふうに思います。

ただ、私もね、ずっと思っと思ってんですけど、委嘱状をいただいて、制限がございます、確かに今言われたように、区長としては。ただ、それはそれなりとして、まず、今から先は、非常に少子高齢化もどんどん進みます。そうすると、やっぱり、区長という方は、やっぱり肩書きもあって、各集落をまとめると、そのようなことをまず今から先がこれは必要じゃないかと。かえって自治振興区の中に、構成組織に入るじゃなくして、区長制度は特に、今から先、こういう高齢化社会になると、かえって必要になった、反対に必要になりませんかという、私は考えも持っておるんです。そのあたりはいかがですかね。

自治振興区が多くなりますと、いろいろまた障害じゃないですが、配付もんにしても、さっき言われましたようにいろいろありますよね。隅々まで、その集落自体などから行政に届くかという懸念もございます。今から先は、そういうのは、かえって反対で必要じゃないかという、私は思っておるんで、そのあたりは、総務課長はいかがですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、区長さんの役割について御説明がございましたけれども、全くそのとおりでございます。集落住民の方の意見を集約したりとか、行政への提案ということもございますし、そういった一番身近な、住民に身近な住民組織の運営も、代表としてなさっていらっしゃるという意味では、住民自治の根幹を担っていらっしゃるということでは間違いないというふうに考えております。

今回、繰り返しになりますが、その区長制度をなくそうとか、そういったことではございません。町との関係性を整理したいと、これは行政窓口の一本化ということがございます。合併しまして、これまで、自治振興区と区長制度の役割といいますか、担っている業務について、非常に不明確だと、よくわからないというような御質問もかなりございました。私どもも、そういったことを整理しながら、今回、自治振興区と区長制度を統合させながら、行政窓口の一本化を図っていくことを考えているところでございますので、区長制度そのものを、そういったことを何か形を崩そうとか、そういったことではございませんので、改めて申し上げたいというふうに思っております。

非常に区長が果たしておられる役割ということにつきましては、もう、これはもうなくてはならない存在だというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） そうすると、配付もんとかなんかもそういう格好になれば、自治振興区あたりに送られるというふうに思いますけども、これまた、そうなった場合に何か、自治振興区のまた負担が非常に大きくなるような気がいたしております。

我がところをまた言うのは何かと思いますけども、今、自治振興区の会長さんは、うちの6集落では回しになっております、これは。手挙げる人がおらんわけなんですよ、正直言うと。やっぱり負担が、今でも負担がいろいろあるし、そういうことになれば、今後はそういう集落も、そういう自治振興区も出て来やせんかと。うちあたりは、もう回しなんですよ。いろいろの、要するに、自治振興区内の役員は、回しに今全部しております。集落回しというような形で。そういう格好で今やっておるもんですから、そのあたりのことも、非常に難しゅうなってきやせんדרるかと思ひますし、区長さんは、基本給が恐らく3万円というふうにはお聞きしとるんですけども、1戸当たり4,000円ですかね。これを今役場のほうからやられとるちゅうようなことだらうと思ひますけれども、そのあたりも、自治振興区の構成員の中に入ったなら、どういうことになるのか。自治振興区にそのままの金が振り込まれるのか、削減して振り込まれるのか。そのあたりも、恐らく議論あたりもまだ今から先は、いろいろの集会あたりでも、区長会あたりでも、議論の対象になろうかと思ひますけれども、そのあたりは、今現在のお考えは、どうお考えなんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、前段の、広報紙等の配付についてということについてお答えをしますけれども、これは現行どおり、区長宅へ個別に配付をするということとは変えるということとは考えておりません。

それが、現在、職員が持つていくということが基本となっておりますけれども、これはまた郵送という方法も、今現在検討をしているところでございます。

それと、広報紙等の配付も現在月2回ということでございます。これも、まだ検討中でございますけれども、少しこれを減らしていくということも、整理していくということも今後考えていくべきではないかということも考えております。ですから、議員さんがおっしゃったように、これは自治振興区の会長宅へ持つていって、そして配付してもらうということは考えておりません。これまでどおり、区長さん、区長区ごとに配付をするというスタイルは変えるものではございません。

それと、区長報酬の件でございますけれども、これにつきましては、現在、先ほどおっしゃいましたように、1区長当たり基本割が3万円、均等割が3万円ですね。それから、個別に1戸当たり4,000円という交付金を支払っておりますけれども、この報酬支払いにつきまして、新たにまた算定基準を設けて、これをベースに、今お支払いしています報酬をベースに、こちらのほうで新たな算定基礎を設けて、世帯数ですとか、そういったことを基本にしながらお支払いをしていくということを考えております。お支払い先は、自治振興区ごとになるということは、現在考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。

いずれにしても、これは自治振興区と区長会あたりでも、いろいろ今から先の議論も、また座談会ややまトークあたりもあろうと思いますし、そこらでまだ議論があるかと思しますので、それを十分、住民の方々の意見を聞いていただいて、何がベストかというようなことを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 次に参りたいと思います。

昨年の12月の定例会で質問をいたしました、小中学校の学力テストについて、ちょっとお尋ねをまたさせていただきたいというふうに思います。

その中で、非常に上益城地域は、県の平均を下回ると。もちろん、全国の平均も下回ることとはもう言うまでもないわけなんですけれども、非常に学力の、そういうことになれば学力の低下ということを考えざるを得ないというようなことを申し上げたわけなんですけれども、その後、3月の定例だったというふうに思いますけれども、前山下教育長が、その後のテストでよい結果が出ていますというようなことを口頭で言われたと私は思うておりますので、そのあたりは、どういうテストだったのか。全国学力テストというのは、全国学力調査とかも言うとか言われましたけれども、そのあたり、この前のときは、たしか26年度は4月だったと思いますけれども、その後、何かいろいろ、そういうようなテストがあったんだから、そういうことを言われたんだろうと思いますので、そのあたりのことをちょっと、教育委員会のほうにお願いします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） お答えをしていきたいと思います。昨年の4月に、全国学力学習状況診断テストというのが行われました。その後には、熊本県の学力テストは、普通にはゆうチャレンジ、熊本県の熊と、ゆうチャレンジというふうに言っております。昨年の12月に実施をされています。

その熊本県の学力調査というのは、先ほど言いました全国学力学習状況調査は平成19年から行われているものではありませんけれども、それより以前から、熊本県独自に実施をしていた調査があります。調査内容が、全国の調査と同じように、子供たちの学力と、それともう一つにおいては、教育に関する意識調査、勉強が好きとか、授業はわかるのかとか、家庭の学習時間はどれぐらいですかとか、本はどれぐらい読みますかとか、そういったふうな学習状況全般について調査するものを実施していたものです。

前教育長のほうからお話をした分については、熊本県の学力調査においては、ある程度の成績をおさめていたということで、お話をしていたものだろうというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 全国学力テストが4月と、県のやつがまた12月ですか。なら、年に2回ほど、そういうような、全国、県を含めたところが2回、そういうのがあるということは、毎年ということですかね。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 熊本県の学力調査は毎年ずっと行われてきております。始まりましたのは、もう大分前になります。済みません、ちょっと今正確には何年からか覚えておりませんが、随分前から行っています。

とにかく、全国学力学習状況調査よりも早くから行っていたところです。全国の学力学習状況調査は、先ほど言いましたように、平成19年から始まったわけですが、最初は、全部の調査、悉皆調査ではありましたが、途中で学年を絞っての、特に学校を絞っての抽出調査でもありました。

平成26年度から、また全体的に調査が、きめ細かな調査が行われるということで、行われています。全国学力学習状況調査は、小学校は6年生、中学校は3年生です。熊本県の学力調査は、小学校は3年、4年、5年、6年、中学校は1、2、3全学年ということで実施をしています。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。

この前、12月も私は質問のときに言いましたけれども、学力が全てではないと。ただし全てであるというようなことを私は申しあげましたけれども、企業あたりも、役場もそうだと思いますけれども、受験、入社とか何かのときには、試験あたりは大事、試験というのは、要するに学力であると思います。あとは面接とかいろいろあろうかと思いますが、やっぱり成績上位のほうから、まず第1次試験には合格というような格好で私も思っておりますので、やっぱり学力というのは、全てではないけれども全てであると、そんなことを申し上げた経緯がございます。

それで、もう一つお尋ねなんですけれども、私は、熊日のあれ、ちょっと見てから、小学校も中学校も、国語Aとか国語Bとか、数学Aとか数学Bとかありますね。小学校の場合は、もう算数Aとか。この「A」ちゅうのは、どういう仕分け方、その辺が全然私どもは、一般人にはわかりませんが、「A」「B」の、それはどういう意味なのか、その辺がよかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 国語、算数、そして中学校では数学、それと、理科のテストが行われています。A問題というのは、主として知識、学校で習った知識、それに関する問題がA問題とされています。B問題というのは、それをどのように応用していくか、活用していくかという、活用力、応用力を見る問題になります。それがB問題ということになります。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 次に進ませていただきます。

土曜日の授業の取り組みについてということで、お尋ねをさせていただきたいと思います。

これは、熊日の紙上で、これは土曜授業を2015年に実施する県内の市町村立小学校、21市町村の119校、全体の527校の23%が土曜授業を始めると、もう始めておるところもありまして、本年度は4自治体の33校にふえたというようなことであります。土曜日は休日としたのは、やっぱりゆとり教育とか、だんだんそういう格好のもので、土曜日は休みということになったんだろうと思いますけれども、また最近は、これは変わってきてるですね。これは授業時間の確保とか、そ

こちらあたりもあって、またそういう脱ゆとりなることを書いてございましたけど、そういうこともあって、土曜授業というようなことになったんだろうというふうに、進んでいるというふうに思いますけども、熊本市内近郊あたりは、塾というのがございますよね。土曜日あたりも、ほとんど。だけ、熊本市内は、ほとんどのところが土曜授業はされていないというような話が載っておりますですけども、塾あたりに行くなら、もう格好の休みですよ、こっちから言いますとね。

やっぱり、中山間地に住んでいる者は、まず塾あたりもございませんし、そのあたりを考えると、やっぱり格差あたりが出てきやせんかということを見ると、土曜授業ちゅうのは、今から先は考えていかななくてはならないことじゃないだろうかというふうに思いますし、その取り組みについて、教育長のほう、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今、お尋ねがありました土曜授業につきまして説明したいと思いません。

県の教育委員会が言っております土曜授業、これがどういうものかといいますと、これまでは、保護者、それから地域住民、それが参加をする形での行事だったんですよ。例えば、開かれた学校づくりということで、地域を含めたところで、催し物をしたりとか、それがこれまでの土曜授業の内容でした。

先ほど議員がおっしゃられました、変わったんじゃないかという部分は、ことしの2月に、県が、これまでは土曜授業の中身としましては、保護者、地域住民参加の行事だったんですけども、それに加えて、学力向上という目的で、教科の授業、これもできるようにしました。それが変わった部分です。

この土曜授業はどういったものかといいますと、もう少しつけ加えますと、例えば本町でも、土曜日を使っているいろんな行事をしたり、そういった取り組みがあります。特に、本町では、世代間育成の授業であったりとか、子供たちの学習発表会であったりとか、あるいは授業参観する場合もありますけれども、それは、県が言っています土曜授業とは違います。これは、土曜日を使って催しなりをしまして、その土曜日をほかの日に振りかえて、ほかの日に休みをとるという形です。ですから、県が言っています土曜授業とは違います。

この土曜授業をした場合にどうなるかといいますと、子供たちは、1日ふえるわけですね。学校に行く日がふえます。しかし、職員につきましては、これは職員の勤務時間が決められておりますので、ほかの日に、その日に出た分の休みをとるという形になります。ですから、今、非常に問題点として上がっていますのが、職員が土曜日に出勤した場合、その分の代日をほかの日にとるということになりますので、非常に授業に支障が出たりとか、あるいは学校運営に、経営に支障が出たりとか、そういう状況が今出ております。

先ほど、議員の資料の中に、これまでかなりの土曜授業の取り組みがあっているということですから、本年度新しく、学力向上を目的とした授業ができるという形になりましたので、これから先は、またちょっと状況が変わ

ってくると思います。

本町におきましては、この土曜授業につきましては、これまでの形で、土曜を使ったそれぞれの学校の行事的なものは、これまでどおりあると思うんですけれども、それをほかの日に振りかえをする形で進めていくということで、今後も進むだろうと思っています。

そうしまして、一番問題になってます、今回、学力向上を目的としている部分、本町ではじゃあどんなふうに学力向上、学力を保障していくかということでは、これは、上益城郡内の教育長と相談をしまして、昨年から夏休みの期間を少し短くしたり、そうしまして授業日数をふやして、そして学力保障につなぐというように、そういった手だてをとってございまして、本年度につきましても、夏休みを数日短くしまして、郡内の歩調を合わせて、そういう取り組みをしていこうということで、なっております。

ということで、県が言っています土曜授業ということでは、まだまだ課題がたくさんありますので、現時点におきましては、本年度、土曜授業という形での実施については考えていないというところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 上益城地域が、県平均を下回ったというようなことを12月に申し上げましたけれども、上益城全体で、そういうことを一緒になって考えていращるということになれば、それにのっかって、いろんなことを模索していただいて、土曜授業は今のところは考えていないというような話なんですけども、いろいろなことを、これからは考えていただいて、何が子供のためになるか、社会に出てからプラスになるかちゅうことを考えていただいて、その辺の方向性あたりも、やっぱり、郡の教育長さんあたりと相談をされて、進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 上益城の学力のことが、今出されましたけれども、例えば、先ほど課長から申しあげました全国学力状況調査、これは限られた学年ですね。小学校では6年生、中学校では3年生ということで。限られた学年で、しかも、例えば、本町の場合は、非常に小規模校が多いですので、そういう中で上がってきた数値をもとにして比較するということでは、非常に問題点があるんですよ。

ですから、そのことでは、やっぱり比較をするということではなくて、本来、このテストの意味というのは、子供たちの学習上の課題を見つけて、それに手だてをするということが、本来の目的ですので、平均点がどうのこうのってことで、余り言っていきますと、非常にまた問題が出て来だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 問題を見つけて、手だてをするというようなことを教育長が言われましたけど、全くそのとおりだと思いますので、その辺も進めて、どんどん行っていただきたいと

いうふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 次に進めさせていただきます。

保小中一貫校の取り組みは考えられないかというようなことを今度上げております。

今、清和のほうでは、これは県の依頼というふうに聞いておりますけども、小保中連携の授業が今実施されております。聞くところによれば、非常に成果も上がっていると聞いております。非常にいいことだろうというふうに思います。

ただ、私は、先ほど体育大会のことを申し上げましたけども、非常に人数が少のうなっております。そういうことを考えると、清和だけでも、小学校が1校、中学校が1校、保育園は僻地は別に考えますと、同じ一つという格好になつとるもんですから、一貫校あたりのあぎゃんとはどうかと。宮崎あたりは、そういうこともしているところもあるというふうに聞いておりますし、ただ、今までと同じ、一貫校じゃなくして、一貫校となれば校舎も一つ、グラウンドも一つという考えになれば、経費も相当かかりますので、その辺のことは、また考えは別としまして、それとまた、それに準ずるような一貫校のやり方あたりがありゃせんかと、私自身は思うとるんですよ。そのあたりのことはお考えはないか。教育長、いかがですか、その辺は。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） まず、保育所と、保小中の一貫校ということでは、まず、公立学校については、多分ないだろうと思っています。私立等はまた別ですけども。

一貫校というふうになりましたときには、保育所から小、中と十数年同じ集団での生活という形になります。特に、本町のように小規模校が多いところでは、途中でクラスがえとか、そういうこともできませんので、同じ集団で十数年一緒に生活するという形になります。そのことでのいろんな問題点も出て来るだろうというふうに思っています。

先ほど議員がおっしゃいました清和での取り組み、これは県の研究指定ということで、清和のほうで、そのなかでまた地域を指定されて、ほぼ小中、これは連携です。連携という形での研究、取り組みがありました。この保小中連携によって、一つ成果というふうにありましたのは、保から小へのスムーズなつながり、それから小から中へのスムーズなつながり。お互いに、職員が行き来しまして、子供たちと一緒に活動しますので、そういったところでは、非常に丁寧なつながりができたということでは、成果が出ております。

ただ、これを一貫校という形で考えていくということにつきましては、やっぱりいろんな問題点がありますし、既に小中一貫校というのは実施されている市町村もあります。そこは、統合と重ねながらの一貫校という形をとるケースが多いですので、そのことにつきましても、やはり、まだまだ本町では検討が必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。これからの課題というようなことだろうと思います。いろいろなことを模索されまして、やっぱり子供が一番、何でも進んでいかれるような、要する

に、場所をつくっていただくということが本当だろうと思いますので、この辺の分についてもよろしく願いしときます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 時間も随分過ぎました。

4番目に、中山間地、農地水についてというようなことを上げておりますけど、これはもう先ほど、13番議員さんですかね、いろいろと質問をされました。ただ、私が思いますのには、該当しないところと農地水あたりは、自分たちでもうやらないというところの場所もたくさんあるかと思っておりますので、それで、考えるには、そこらに制度に乗れんとと、自分たちが辞退したところあたりの、いろいろ問題点ちゅうですか、よそは、もう先ほど話もございましたように、田植え機を共同で買ってオペレーターまでつけてあるところもありますし、トラクターあたりも共同購入のとも、あぜぬりあたりもそうなんです。確かにそういうことがございます。

そういう全然かからんところが、先ほど集落営農という話もございましたけれども、そこらあたりも進めないかんこともあろうかと思っておりますけども、それこそ高齢化になっております、そういうとこに限って。そうすると、何とかそこらあたりで、活用ができるところあたりは、助成を町自体はできないかと、その辺が。中山間地も、農地水も、かたられんところもあるし、もう制度によってだめなところもあるし、ある程度の組織が必要と、そういうことができないところは、町として温かい援助あたりができないかというふうに思います。

先ほど、13番さんの意見の中で、緑川地域とか、東竹原地域という話もございました。そこら辺は非常に高齢化も進んでいるところであると思っておりますし、その辺の助成あたりは、別に役場として考えられないか。その辺のとは、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

これは町長、いかがですかね、そのあたりは。町長でも担当課長でも構いませんですけど。

○議長（中村一喜男君） どっちがいきますか。農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。先ほどから質問がっております、この多面的機能支払い、それから中山間地等の直接支払い等の該当しないところというのが、重複してあるところがございます。

先ほど申し上げましたように、浜町地区につきましては、農地面積が非常に小規模だということ、それから清和の緑川、特に東緑川につきましては、農地が小規模に点在するということと、この制度につきましても、中山間地事業につきましては15年経過しております。それから、農地水につきましては、10年既に経過しておるということで、既に10歳、15歳もお年を召していらっしゃるということで、その当時から、なぜこの取り組みができなかったかということに加えて、非常に経済状況が厳しくなっているということは、もう御認識のとおりでございます。

制度の活用について、ほかの事業がないかということでございますが、この事業につきましては、それぞれ27年の法律制定によりまして、恒久的に今後行われるようになっております。この法律がある上は、その補助金、交付金がもらえるということで、何らかの形で取り組みができないかということで、先ほども申し上げましたように、集落営農等の、特に集中的なお話をさせていただく、そういう対象地区として、まず現場に入りまして、現状を、どういうふうな状況かとい

うのを、今、総合支所と取り組んで、検討しているところでございます。

しかし、現状は、高齢化による活動の取り組みが非常に難しい部分と、それから、農地を取り巻く環境が非常に厳しいという部分、こういうものもございませぬ。あと、やはり足かせといいませぬか、なっておりますのが事務補助、こういう部分が出てこようかと思ひます。

先ほどから出ておりますように、この事務を行う場合に、地域の話し合いにより、一体感の醸成と地域活動を伴うために、現在、利用されております制度はいろいろございませぬ。地域おこし協力隊の方をお願いするとか、それから地域支援員、こういう制度もございませぬし、こういう人的なサポートとあわせ、町が持っております単独事業等もございませぬ。

機械等の利用につきましては、現在、経営体育成事業等によります中核的担い手農家を育てようという、国、県の制度事業がございませぬので、これから漏れる部分につきましては、何らかの助成ができないか、今後、町長等を中心に、少しお話を進めさせていただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） もう時間がございませぬので、できるだけそこら辺やっぱり検討してください。よろしくお願ひいたします。

次に進ませていただきます。

5番目の、銘木、神木についてお尋ねをしたいと思ひますが、これは、私は銘木というのが、字がかねへの「銘」か、ただの名前の「名」というようなことで、ちょっと辞書を繰らしたら、これに書いてあるかねへの「銘」は、これは床柱などに使う質のよい木となっております。名前の「名」は、これが由緒ある特別な木と、名高い木と書いてありますので、これが本体ならば、これはかねへんは要らんと、私はそう思つて書いたんですけども、書いてあつたもんですから、あらと思つて、一言言わせていただきました。

それで、これは、ある方が、非常に山都町というのは広大な面積を擁しとると、非常に皆さんにほとんど知られとらん名木とか、神木ちゅうのは神社、仏閣、そこらあたりにあるのが神木というふうにご存じしておりますけれども、相当ありやせんかというようなお話をいただきました。

その辺が、これは生涯学習課と思ひますけれども、前には、そういうことを調べられた経緯があると、その方も言われました。最近は何も出て来んと。だけ、そこら辺がどうなつとるんだらうかというようなお話でございませぬので、あえて今回は調査が行われているか、その後どうなつていられるか、生涯学習課長にちょっとお尋ねいたしますので。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） お答えいたします。名木について、その後どうなつていられるかという御質問でございませぬが、合併前から、旧町村ごとに文化財として天然記念物という位置づけで指定がなされておりました。それを引き続きまして、山都町でも、天然記念物として指定をしておるところでございませぬ。その物件が17件ございませぬ。

そのほかに、熊本県が実施しておりますふるさと熊本の樹木というのがございませぬが、そのほうには、山都町から14件の樹木が登録されてございませぬ。

また、近年では、平成22年から23年にかけてまして、山都町の巨樹、巨木の「巨」、樹木の

「樹」と書きますが、山都町巨樹調査というのを実施しております。そのときは36件調査を行っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 相当数、今言われた部分を合計しますとあるというふうに考えておりますが、ただ、これは、ほかの自治体にも誇れるような名木とか、そこら辺があるというふうに思いますので、ぜひ、これは周知させる方法ですよね。宣伝も必要でありましょうし、まずやっぱり、山都町の住民の皆さんが、ああ、こういうのがあるというようなことはやっぱり認識していただきたいと思いますので、広報やまとあたりで、1月から12月ありますので、場所と写真あたりを載せていただいて、ずっと掲載はできないかと。まず、よそのことよりも自分のことを、自分のところのことをやっぱりちょっと知らんにやいかんというふうに思いますので、ぜひ、そのあたりのことはお考えしていただくというふうをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 活用の部分ということのお尋ねだろうと思いますが、現在、山都町には、フットパスコースがたくさんできております。その中でも、例えば御岳コースにおきましては、県の指定の天然記念物でございます池尻の唐傘松、これをコースの中に入れてあります。それから、清和地区では、清和の大川コースの中には、拝所の杉あたりも、フットパスコースの中に組み入れられて、活用されております。

今お尋ねの、今後、町の広報紙等でどうかというお尋ねの件に関しましては、やはり多くの町民の皆さんに広く知っていただくということで、広報のほうでシリーズとして掲載を計画していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 前向きな意見を聞きましたので、どうぞひとつその辺は、実行してください。よろしくお願いいたします。

時間も相当終わり方に近づきました。

最後に、6番目の清和小水力発電所について、少々お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

いろいろ聞くところによれば、視察に訪れる人もあると。それも行政とかいろいろ、個人よりも何人かのグループとか、そこらあたりも視察に訪れる方があるというふうに聞いておりますが、対応あたりは十分か。まとめて言いますけども、それと、建屋の中は、見せられないときがあったそうですけれども、それはなぜなのか。せっかく遠方からおいでになったのですよ。よかれようぞ、悪かれ、やっぱり建屋の中も見せるのが本当だろうと思うとですよね。そこら辺がどういう理由であったのか、その辺のこともちょっとお尋ねしたいと思っておりますので、どうですか、その辺のこと、清和総合支所長をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、増田公憲君。

○清和総合支所長（増田公憲君） 6番、藤澤議員の御質問にお答えいたします。これまでの

研修の実績についてでございますが、前置きとしまして、平成21年度から平成27年度までには、23件の視察がございました。研修は全て無料で行っているところでございます。これまで視察に来られた皆様方には、視察用の資料として渡しまして、現地視察まで行っているところでもございます。

しかし、これまでに2件ほど研修をお断りしたということを知っております。それは、研修に職員が二人対応するものですから、どうしても向こうの研修先とのスケジュールが合わないということで、2件ほど断りましたということを知っております。担当から知っていると聞いております。

本年度につきましては、2件の研修をしています。1件目は、熊本県のエネルギー政策課の職員さん、それから熊本経済の記者さんということでございます。どちらの研修としても、施設全般と建屋の発電所内の全て視察をしていただいているところが現状でございます。

過去の事例については、どうもその辺はまだちょっと聞いておりませんので、分かりかねるところです。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。きのうあたりですかね、歳入については3,600万ですかね、アバウトで言いますけれども。歳出が、これは1,790万と一般歳出が423万というようなことだったと思いますけども、これは単純に考えると、1,475万の収益があったというようなことを見ても、我々は見ても差し支えないですかね、その辺は。

いろいろ、小水力発電にはいろいろ問題点もたくさん言われましたし、今回、10年のメンテナンスで1,800万円ですか、そこら辺もかかるという話でございましたけど、その辺のほうは別といたしまして、平成26年度は1,475万の収益があったと見ても構わんですかね。総合支所長、その辺はいかがですか。

○議長（中村一喜男君） 清和総合支所長、増田公憲君。

○清和総合支所長（増田公憲君） 先日お話ししましたとおり、平成26年度は1,400万ということでしたけども、1,800万の黒字でございます。

これは、固定価格制度に制度が変わりまして、3倍ほど単価が上がったということでございますので、これは間違いありません。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） これは24年からだったと思いますけど、買い取り価格が上がりました。これはいつまでぐらいか続くんですか、これ。

ああ、もうなか、時間が。後で教えて。

○議長（中村一喜男君） これをもって5番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

今定例会の最後のバッターになりましたけれども、リレーで言いますとアンカーですので、ひとつ元気よく走って、突っ走りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問席から質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） まず、今般、副町長並びに教育長さんには、先日から、所信表明を聞きました。本当に町民の期待がかかっております。本当に一生懸命頑張っていたらきたいというふうに思いますし、その熱意も、きのうからきょうまでの間で、非常に感じさせていだいたところでもございます。

山都町、非常に居心地のいいところでございますので、町長の追認機関とならんように、そうでございますなにならんように、自分の信念を持って職務執行に当たっていただきたいというふうに思います。

それでは、まず教育長に、恐縮でございますが、最初に御質問させていただきます。

今回も、四つほど一般質問をしておりますけれども、一番最後で、非常にダブる部分が多ございますので、その点は割愛しながら、私なりの質問をさせていただきますと思います。

まず、複式学級の解消に向けての考え方と取り組みについてということでございますけれども、町の教育の柱ということは、きのう、教育長から、環境教育・食育の推進、それから、小中高連携、それから、特別支援学級教育の推進ということを伺いました。この三つの柱の中で、特別支援学級への教育の推進ということがございましたけれども、私は、この複式学級の解消ということが、教育の面で非常に大切であろうというふうに思っております。

先ほどの話で、町内3小学校に複式があるというふうに報告がありました。今の小学校の状況からしまして、蘇陽地区も2校です。それから、清和地区が1校、矢部地区、それぞれに、これを改革するというか改善するという方法というのは、やはりこれ以上、統廃合を進めるわけにもいかんということで、これが、私は今の段階では、限界だろうというふうに思います。

それでは、その限界の中で、どうやって教育力を高めていくか。均等ある教育をしていくかということで、この複式学級の解消は、一、二年生が複式であれば、その授業の半分しか、先生の授業を受けないわけですね。半分は自習ということになります。やはりこのことを解消しなければ、私は学力の向上はもうないというふうに思っております。

ですから、今の現状を打破するためには、1日でも早く、この複式学級の解消に向けて取り組んでいただきたいという思いがいたしておりますので、教育長の見解についてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） ただいまお尋ねがありました複式学級の解消に向けてということで、

お答えしたいと思います。昨日の後藤議員の質問の中でも、少しお話したことはあるんですけども、この少子化、そして、この子供たちの減少につきましては、本町の教育の大きな課題というふうに私は思っておりますし、今、町のほうで、まず、その子供たちはもちろんですけども、人口をふやしたいということでの取り組みもありますので、そのことはもちろん大事にしながらも、現状ということでは、複式学級、三つの学校にあります。ですから、このことで、子供たちが不利益を受けないようにということで、そのことを考えながら対策、対応が必要だというふうに思っております。

もう少し現状を、少し詳しく言いますと、例えば、もう一人ふえることで複式学級が解消するところがあります。それから、二人ふえれば解消という学校もあります。それから、三人ふえれば解消というところもあります。

ですから、本当にぎりぎりのところを、今、複式学級という状況にあるわけですけども、いろんな手だてということで考えておるわけですけども、きのう申し上げましたが、例えば、その小規模校同士の交流学习、交流事業、実際にそういう方法、手段をとっている市町村もあります。その場合には、スクールバスを使って移動しながら、同じ学年の子供たちが一緒に集まって学習するという状況をつくり出すこともありますし、あるいは、それぞれの学校にいながら、例えば、教育機器を使ってネットワークでつないで、そして、その画面を通してですけども、授業を受けながら、そして、離れた学校の子供たち同士が、そのネットワークを使って、やりとりをする、意見交換をする、発表し合う、そういった取り組みも現にやっております。ですから、そういう方向も一つあるだろうというふうに思います。

それから、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、本町におきましては、学校の統合というのがかなり進んでおります。その結果として、小学校が7校、中学校が3校という状況です。この統廃合につきましては、地域からも、あるいは保護者からもいろんな意見を聞くわけですけども、一つには、学校は地域の拠点であるというお話もあります。学校がなくなることで、その地域の過疎化がさらに進むのではないかとという心配も、もちろんあるわけですので、私も安易に統廃合ということではなく、慎重にそこは考えるべきだというふうに思っています。

ただ、現に、今、子供たちを学校に通わせておられる保護者の方からは、現実の問題ですので、そこは何とかしてほしいというお気持ちは、委員会のほうにも届いております。

ですから、やはりそういう保護者の意見、それから、地域の意見、そういったものをきちんと踏まえて、じゃあ今後どういうふうに進めていくのかということについては、例えば、検討会なり、そういったものを立ち上げながら考えていくべきだろうと思っています。

ということで、統合については、慎重にやっぱり考えるべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今、教育長が言われましたけれども、私も子供がおりまして、全部複式でしたので、これは何とかせないかんという思いから、統合に踏み切ったわけですね、全員、保護者集まって。しかし、今の現状からしても、これ以上、統合を推し進めると、教育改革をす

るということは、非常にこれは難しいことです。

ですけれども、そういった複式の学級があるという現状があります。とにかく、今すぐにも何とかせにやいかんと、打破せないかんとということです。これを支援教員、支援教師といえますか、その人の雇用によって、例えば、県の配置で一人の複式の学級の先生を、町の配置によって二人にするということで、それぞれに分かれて授業をすると、単式でちゅうのは可能じゃないでしょうかね。いかかですか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今おっしゃいました教諭補助、特別支援のための教諭補助、これは現在、本町におきましても、それぞれの学校に配置しているところでもありますけども、その役割といえますか、それは、支援のための、子供の学習支援のための教諭ですので、例えば、そのことで、複式学級を解消するとか、それぞれに授業を持たせるとか、そういうことではありません。この教諭補助につきましては、教諭と同じように、担任と同じように授業を持つという形はできません。もし、それをやるならば、現に、県内でも実施をしているところがあるんですけども、これは国の法律がありますので、その学級数に応じて教職員の配置がありますので、国の教育特区、この制度を使う必要があります。

この教育特区によって、町で、例えば、講師を雇って学校に配置をするという場合には、これは町の単独予算になります。そうした場合、本町におきましては、さっき3校と言いました。学級数で言えば、複式学級が4クラスあります。ですから、4人を雇用するということになります。大体、講師ですので、大体、県の職員と同じくらいの給与を考える必要がありますので、そうしますと数千万円という予算が必要になってきます。その難しさはありますということです。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、わかりました。

教育長、支援学級と複式学級の解消というのが別問題というのは、もう最初からわかっておりました。ただ、そういった複式学級を単式に直すための支援の先生をできんかといったら、教育長は教育特区をすればできると。それを受ければということであれば、その教育特区を受ける手続をして、そして、やると。この山都町では複式を解消しますというふうな、そういった前向きな検討を、これはぜひしていただきたいと思います。

後で、職員の件についても、総務課長に質問しますけれども、全国で、これは1,000人規模、人口1,000人に対しての行政職員の数は、全国でトップです。これは、日本全国どれだけの市町村があるかしれませんけれども、その中で、職員の数だけはトップです。この職員を何とかすれば、そっちに回せるだけの4人ぐらいの人数の確保は、私は十分にできると、配置はできるというふうに思いますので。これはやっぱり、私は、今課題になっていることをどうすれば解決できるかという方向を、やっぱり同じ方向を向いて、みんなで検討していただきたいというふうに思います。教育長、よろしくお願いします。その検討もですね。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 御意見はわかりました。これは教育委員会だけで対応できないこと

でもありますので、そこは当局と相談をしながらということになると思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 続きまして、土曜日授業についてですけれども、先ほどの5番議員とちょっとダブっておりますので、割愛するわけにはいきませんので質問しますが、先ほど、教育長は、土曜日授業については考えておりませんというふうに答弁をいただきました。考えていないということよりも、何とかできるように考えたいというふうに御答弁いただくなら、非常にこれはありがたいかなというふうに思いました。

といたしますのが、今度、国は、中学生の英語力アップということで、検定の英検の3級以上を50%以上目指すということを打ち出して、平成31年には、全国英語テストをするというふうなことが出ておりました。

そういうことであれば、土曜日を、この山都町では、極端に言えば特色のある教育として、土曜日は英語の日として、英語教育だけ、朝から昼まで、英語によって子供たちを教育して、その平成31年の国検の検定には、もう100%、3級を取るぞというぐらいの、何か特色のある教育が土曜日にできんかなというふうな思いがしているものですから、質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 土曜授業につきましては、考えていないと言いましたのは、それに見合う分の対策、それをとるところでのことだったんですけども。現在、県のほうで言っております土曜授業につきましては、土曜日の半日を使って、月2回までを上限とするというふうにしてあるんですよ。ですから、時間数にしても、そんなに毎週とか、丸1日使ってとか、そういう状況ではありません。

ですから、現にそういう中で、土曜授業活用ということでの地域なりはあるんですけども、先ほど申しましたように、上益城におきましては、相談をしまして、夏休みを短くして、その分、1日単位でしっかりと授業もできますので、そのことで学力向上にもつながるし、授業時数の確保にもつながるところで、そういった方向で、取り組みを進めようということでは話をしております。

それから、土曜授業ということになりますと、先ほど言いましたように、職員の代日を別の日に持ってくるとかがありますし、実際に、じゃあ、子供たちにとって、その土曜授業がどうなのかということでは、現にスタートしている県もあります。そういった状況を見てみますと、子供たちの負担感というのが非常に大きいです。休みが減るわけですのでですね。それから、本町の場合は、土曜授業に伴ってはもちろん、その交通手段の確保も必要にはなりますし、いろんな課題を克服する必要が出てきます。

そういう中で、現在、上益城としましては、夏休みを少し短くして、そして、普通どおりの授業の日数をふやしていこうというところで取り組みを進めているということです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） わかりますけれども、今、高校入試は、校区制がなくなりました。今、

この山都町から、市内のどこを受験しても、市内の子供と、成績、競争ができるようになりまし
た。

それから、子供たちの教育について、小学生については、やっぱり都会の子供たちは、土曜日
休みで、勉強だけでなく、塾に行く人は塾に行く、運動する人は運動クラブに行く、朝からで
すね。そういった選択肢があります。山都町の子供たちは、学校数、生徒数も少なく、今言わ
れましたけれども、上益城の中でも、非常に差があると思います。益城、それから、嘉島、御船、
こういったところは非常に人口も多くて、塾に行こうと思えば塾に行ける、運動クラブがあれば、
運動クラブができる。

しかし、この山都町では、運動するにしても、1週間に土曜日だけ運動しようとしても、それ
じゃあ、何も伸びないわけですよ、子供たちはですね。ただ週1回の運動では伸びない。何を
するかというと、やっぱりそこでは、もう勉強以外にないでしょうって、私は思うとですよ。

ですから、このことによって、市内の子供と非常に格差、差が付き過ぎるという思いがしてお
ります。ですから、私も、教育長が言われるように、週休二日、公務員は週休二日で、土曜日授
業になったなら、先生が平日休むとはどぎゃんなつとるのかなというふうな思いがしりました。

ですけれども、そこは何とか解決するとしても、やっぱり土曜日授業は、積極的に山都町では
考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 先ほどから申し上げていますように、土曜授業にかわる、あるいは、
それ以上に子供たちの学力を伸ばしたりとか、子供たちのいろんな学習活動を保障していく。そ
ういったことにつきましては、いろんな形で考えておりますし、もちろん本年度につきましては、
先ほど言いましたように、土曜授業の実施ということで考えていないということではありませ
ども、もちろん検討はすることになりますので、検討していきます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。町道新設改良事業について、平成27年度社会資本整備交付金の決定状況
について、建設課長に伺います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議員の御質問にお答えをいたします。交付内示、社会資本整備交
付金事業ですが、交付内示が前年対比といたしまして、約790万減となっております。H26が4
億5,300万円程度、H27が4億4,500万ということで、790万ほど減っております。交付金申請を
6月3日に行い、決定を6月17日に受けるということで、情報を得ているところでございます。

国の予算で、社会資本整備交付金は、マイナスの伸びの状況でございます。H26で、国の予算
が9,145億円、本年が9,018億円ということで、マイナスの127億円の減でございます。それに比
べまして、社会交付金の中にある防災安全交付金というのがございますが、これにつきましては、
笹子トンネル以降の状況で、国の法律も変わりました、高い交付内容となって、高い内示を受け
ているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 内示が4億4,500万となりますと、これ予算までは7億から8億ぐらい、当初予算で計上してあったんじゃないんですかね。その点どうですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まだ、交付決定を正式に受けておりませんが、内示額で言いますと、4億4,500万、予算額が7億2,000万ほど組んでおりましたので、その仕事ができない部分が出てくるというふうには考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） その3億円の差額分については、財源確保は可能ですか。いかがですか。どうでしょう。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 交付金事業は、一級、または、それに見合うような道路改修でございますので、交付金なくして事業を進めるということは困難かと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今の答弁からいきますと、困難ということは、できないということですよ。副町長にちょっとお尋ねしますが、予算編成上の課題と問題点ということですが、副町長は県職ですから、一番専門ですから、私はお聞きしますけれども、去年も、3月の定例会で、7億数千万の町単の改良工事を予算化しました。

しかし、それから3カ月後、6月の補正で、また、4億ぐらい減額しました。実質3億ぐらい。普通、補助事業は事業計画書を出して、国から内示をもらって、そして、町村は予算化します。内示に従って予算化して、予算ができれば通って、国からの指令で着工を受けて、着工に移ります。

しかし、この社会資本だけは、当初に予算を組まんと国が予算化しないというような、去年からの話ですね。でも、それはおかしいじゃないかと。なら、10億、20億も予算を組んで、2億しか、3億しかできなかったって。なら、予算自体が大ざっぱなものになってしまうと。これによって、いろんな波及効果がある。当初予算見ながら、ことしの建設業者の人たちは、7億の事業がありますよ、10億の事業、20億も、ことしは何とか仕事がありますと。ことしは何とかやっっていけるばいという見込みはあります。

ところが、この予算からいくと、どうしても、全くの空予算です、これは。幾ら組んでもですね。これじゃあ、予算審議自体が、うちの建設常任委員会の予算の審査自体が、大ざっぱなものになってしまう。この点は、副町長、県におられましたので、おわかりと思いますけど、この点はどうも改善してもらわんことにはいかんと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼いたします。私のほうから、今の予算編成の件につきまして、お答えをしたいと思います。

確かに、昨年度も御指摘がございまして、今も建設課長からありましたように、当初予算計上額の約6割程度が配分額として内示を受けているというような状況でございます。ただ、これは前年の秋口ぐらいから、国との補助金申請を行っていくわけですが、その際には当然、7億の事業を全てやるということで計上を行っていく。そして、また、申請も行っていくということでございます。

本事業の特徴的なことと申しますと、平成25年度から29年度までの5カ年の継続事業でございます。この事業が、今、申し上げましたように、仮と申しますか、決定をして補助金減額があった場合には、路線ごとの事情に照らして、事業量を調整しなければならないということになってまいります。

具体的には、5カ年間のトータルの中で、その中で、順次、次年度に、ことしできなかった分は次年度に送っていくというような形になってまいります。

しかし、国の配分といえども、こういったことで、昨年度も申し上げましたけれども、一部を先送りするということは、本年度7億という予算を計上している関係上、当該路線のいろんな関係の方々、そういった御期待もありますけれども、各方面に少なからず影響を与える結果にはなっているというふうには思っているところでございます。

ただ、ただいま申し上げましたように、順次やっていきますので、しかし、5年間でできなかったらどうなるかといいますと、また、次の新たな、また、5カ年間の計画の上に乗せていくということになるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 5年間の計画でやって、5年スパンでやっていくということですが、それはわかります。わかりますが、ここに、合併当時の決算の状況があります。合併当初の当時、179億7,000万の借金がありました。180億です。ことしの起債の残高が、償還した後が97億です。100億ぐらい借金を返してきました。そして、やっと10年たって、庁舎ができました。合併して、一番のポジションといいますか、ここが拠点になるわけで、このことが進まん限りは、次の事業にはなかなか進めなかったという現実があります。

ですから、この庁舎にも12億だったですかね、矢部の積立金。それから、それに合併特例債が幾らかは借りとる。しかし、そのほかの事業、大きな事業はしておりません。ですから、これだけの100億の借金も返せたと。幸か不幸かですね。何もできなかったけれども借金は返したと。

じゃあ、この100億減らして、97億になりました。じゃあ、過疎債、ほかの起債との併用、例えば、社会資本整備は起点から行けば、終点から過疎債を計画して、終点から工事をすれば、社会資本がつかなくても、5年間でその区間が終わらんときも、過疎債で終点からやっていけば、どんどん進んでくるわけですね。起債の額も100億も減るとるわけですから、これはもう出せば、必ず許可できると思います。許可されると思いますよ。

ですから、そういったことで、一つの路線の距離が長ければ、そういった起債の併用を考えて、起点と終点の両方からやっていくと。そして、早く終わると。そうせんと、全く新規は手つかずですよ、手つかずの状態。やりよるとも半額以下。

ですから、そういった財政的な運用の仕方、これも総務課長、これをよく考えてもらわんと。100億減りました、今からさらに、こういった形でやっていきますと、借金はどんどん減っていきます。しかし、人口も減っていくわけです、それによってですね。何もできないで、人口も減っていく。さあ、借金が返ったき、今から事業をやりたいと言っても、誰も人がおらん。地域に誰も、年寄りばかりで、誰も若者おらん。そしたら道つくる意味も何もない。せんでよかったじゃないかとなってしまふ。

ですから、私はここに財政のがありますけれども、ことしの予算が、公債費の償還が14億です。14億2,000万。そうすると、借入れが6億8,000万、歳入がですね。私は、97億にもう借金が減ったならば、その14億を返せば、14億借りますとって、経済対策をどんどん打っていくと。そういうやり方にしても、97億からはふえわせんわけですよ、もう借金の額というのは。

そうしてやっていかんと、ここで、そういった財政を発動していかんと、ただ守るだけ守っても、私は、地域は活性せんと思います。みんな仕事がなく、昔は、半農半建と言いました。農業しながら、冬場は建設業に行つて生活をしておりました、この地域は。それでよかつたわけですよ。今でも、私はそれでいいと思いますよ、兼業農家は。それ専門に、一つの農業をして、専門にしてやらんでも。みんな、そして、地域が、後継者が残っていけば。私は半農半建でも、それはいいと思います。残っていける。

ところが、農業もだめだ、建設も仕事はない。町は借金を返すだけで、新しい仕事は何もない。こうなれば、やっぱりみんなが閉鎖的になつてしまつて、町に活気は起こりません。

ですから、この財政運用も、総務課長、借金返すのもいいですけど、これまでの町長の努力によつて100億も返せた。議員さんの協力もあつて、庁舎も10年かかつて、やつとできたけん、さあ、今からは何かやろうじゃないかと、地域のためにですね。まちづくりをやろうというふうなことで、返す分だけ借りて、また返すというふうなやり方で運用したなら、いかがでしょうかね、総務課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまおっしゃいましたことについて、お答えをしていきたいと思ひます。

まず、数値を確認したいんですけれども、合併時の平成16年度決算では、地方債残高おっしゃいましたように、約180億円でございます。先ほど議員おっしゃいましたように、26年度末の時点では、約97億円を見込んでおります。これは当然、まだ決算が終了していませんので、97億円と。合併後これまでの間で、差し引き約83億円。これを圧縮した計算ということになります。

しかし、この残高といいますのも、平成25年度末の町村の県平均が約60億円ということでもございますし、まだまだこれから圧縮しなければならないという認識でおります。特に、現在高だけで比較するというのは、非常に財政規模とかが違いますので、これは1人当たりの県平均の残高と比較する必要があるというふうに思つております。

昨年の熊日新聞で公表されました25年度の決算で見ますと、1人当たり県平均の残高というのは47万9,000円です。これに対しまして、本町はまだ60万9,000円ということで、約13万円の

開きがございます。さらに、この数値といいますのは、あくまでも普通会計によるものでございます。本町の場合は、御案内のとおり公営企業会計、病院、簡易水道、それから、国民宿舍会計というものが、この公営企業会計に該当しますけれども、それぞれの会計の地方債残高を加えますと、26年度末時点で、先ほど97億円とおっしゃいましたけれども、これが132億円程度になる見込みでございます。連結決算でいいますと、非常にまだ厳しいという状況に変わりはございません。

また、これも昨日からの質問にあっておりましたように、地方交付税の縮減措置が本年度から始まっております。さらに、本年度からは、着手予定しております情報基盤整備事業、それから、総合体育館の建設事業等々、大型事業も、まだまだ今後控えております。おっしゃいましたように、めり張りをつけた事業展開というものもやっていかなくちやいけないということもありますけれども、さらに将来の負担も考慮しながら、まだまだ抑制策をやらないといけないような財政運営ということでは御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 非常に厳しい財政状況というのはわかりますけれども、やはり地域が活性化するような、そういった仕事もやってもらわにゃいかんというような思いがしております。時間がないので、次急ぎます。

新設改良事業におけるが終わりました、町道の樹木の伐採、これは予算が出る前にしておりましたので、これは予算が200万円というふうに、今回、予算が出とりますけれども、この予算は200万円で足りるのかどうか。建設課長にお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） お答えいたします。町道の樹木の伐採、河川の堆積の砂利の除去等々につきましては、重機借り上げ料等で現地を踏査して、危険度の高いところから予算執行をしているところでございます。また、町の河川のしゅんせつにつきましては、人家があり防災面から勘案いたしまして、人災に発展する恐れのあるしゅんせつにつきましても、現場を確認し、予算の範囲内で実施しているというのが現状でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 優先順位をつけて実施をしているという話でございますけれども、河川の堆積については、もう何年もなりますけれども、前は河川があつて、そこからイノシシやらが上って来きらんだつた、川があつてですね。それが、土砂が堆積して、今そこからイノシシが上ってくると。収穫期には、田んぼに入って、もうどうしようもならんということで、これは今始まったことじゃない。もう何年か言ってあります。

きょうは、甲斐課長が税務課長でありますけれども、甲斐課長が建設課長のときから、流末処理は言っておりますけれども、それも、甲斐課長が建設課長、蘇陽の建設課長時代ですから、もう何年かなりありますけれども、それも終わっております。「しております」と言うけども、実際は終わつたらん。私は200万ぐらいで、果たして、これはもう本当に予算立てて、足るもんかというふうな思いがするわけです。決算からしまして、去年の決算書を見ましたときに、繰り越し

が4億1,800万あります。これは、明許繰り越しも入れてですよ。ですから、3億5,000万ぐらい、明許繰り越しが去年もあったんでしょね、平成25年は。それを抜いても1億四、五千万ぐらいの繰り越しはあるはずですよ。

ですから、その中からわずか200万じゃなくて、1,000万か2,000万ぐらいの道路維持は、かなり要望が来て、各支所に集まっと思うんですよ、事業ができずに。ですから、スピード感がなくて、町民から言われるわけですよ。これだけの繰り越しが出るとならば、もう少し繰り越して、その次の予算に繰り越すよりも、できることなら単年度でやってもらいたい、仕事は。建設課長、その200万で、今の要望が出るとしこ全部可能ですか。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議員御指摘のとおり、可能ではございません。あくまでも河川の場合は、人災に絡むようなしゅんせつは、積極的に行っていくということでございます。県河川が16河川あります。それに流れ込む支流が相当数あるわけですけども、その上流部からの河川をしゅんせつするという事は、ちょっと不可能な数字になりはしないかというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 川を全部、上から下までさらえてしまえてというわけじゃございません。人家のあるところ、人家に水が上がらずでも、そこに水がたまるわけですよ、家の前に。そうすると、夏場はいつも流れんから、そこにたまった水が非常に腐って、においがする。あるいは、害虫、蚊が発生する。そういった状況が現実にあるわけですね。先ほども言いましたように、イノシシがそこから上がってくる。そういったところですね。要望のあるところからでいいですから、とにかく早く、これはもう解決してください。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 答弁しますか。建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 予算の絡む問題でございますし、単費でございますので、財政と十分協議をいたしまして、対応できるよう努力したいと思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 続きまして、行政改革についてですけれども、町名の変更について、阿蘇山都町とする件について、お尋ねをいたします。

山都町が合併して10年が過ぎます。しかし、合併してよかったという声は、どこからも、ほとんど聞かれてきません。私は合併してよかったというふうに思っております。なぜかといいますと、これは、北海道の夕張、そのまま行ったら、うちは夕張よりも先に再建団体に入っっちゃなかろうかなというふうに思っております。その分、町民の皆さん方に、やっぱり負担をかけたんだということは、この合併はよかったというふうに私は思います。

しかし、町民の中には、やっぱりよかったという声は、一つも聞かれてきません。それから、町の状況も、いろんな新聞で出てきますけれども、人口の減少率にしましても、県下でも1番、2番、3番に入ります。市町村所得推計、これも毎年、下から2番か3番ということですよ。それから、情報システムについても、この前まで、3町村残っつると言われましたけれども、もうよ

そは既に着工しとるところもありますし、終わったところもあります。いよいよ山都町だけです。いよいよ山都町が残りました。

そして、名前からしまして、山都町っていいますと、まず最初に、「さんとちょう」って言われます。まず出てくるのが、「さんとちょう」。そんな次は、「ほんとちょう」、そして、やっと3番目に「やまとちょう」って出てきます。なかなかイメージがよくない、町ですね。何とかこれは打破せないかんとおっしゃいます。

それから、先ほど13番議員が言いましたけれども、平成24年度の市町村類型の住民1,000人当たり、総務課長が多いと言いましたけども、資料のとり方によって、何番目かになりますけど、違います。これは、1,000人当たりの一般職の職員数です。先ほど349名、今350おられますって言われましたけれども、これは一般職員ですから、病院事務やら保育所やらは入っておりません。人数は272人しか出ておりません。当時は422人だったんですが、そのうちの270人しか出ておりませけれども、この全国ランキングで山都町が1番です。1,000人当たり15.775人の職員数。2番目に来るのが、北海道、別海町。面積は山都町の3倍あります。そこが2番目です。13番と同じように、多いから悪いということじゃありませんけれども、多いから、支え合って、持たれ合って生きておられますって言うとかもしれませんが、これは余りにもやっぱり多過ぎる。

先ほど、教育長に言いました、学校の複式解消のための職員を3名、4名必要だというふうに、教育長、言われましたけれども、これから行くと、ほかの市町村と50人から100人多い、この山都町は。これを何とかすれば、4人ぐらい学校の先生ぐらい、どっからか出てくる。私はやり方だと思っただけですけどもね。

こういうことでありますので、この話は職員の数じゃなかったんですね。本当は、阿蘇山都町にしようという話から、そういうことになりましたけど、何でかという、イメージが悪いということで、こうしたイメージを打破するために、全国にとどろくような名前にしたらどうかという思いです。東京に行って、「どこから来なつたですか」って、「阿蘇山都町から来ました」って言うたら、その次は言わんだっちゃよかって。「どこですか」って、「阿蘇山都町です。阿蘇ですたい」って言えば、阿蘇山都町。今、「山都町から来ました」って言うたら、「それはどこですか」って言われる。とにかく、「熊本市内から高千穂に行ったところに、ずっと沿線みんなですたい」って、「熊本市内から高千穂まで」って言えば、「そこまでが山都町ですたい」って言えば、大体当たるぐらいのところ。ですから、この阿蘇山都町にしたならどうかという思いがしておりますので、この点について、町長に御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 山都町の話の前に、前の御質問等に少し補強させていただきたいんですが、うちの町の歳出ベースで行くと、120億、当初で組みましたけれども、これは町の中でも断トツです。小さな市のクラスがございます。それだけ、行政としての予算執行、それにまつわる職員も、かなり頑張っているということも言えると思っております。

いろいろありますけども、一つは、財政計画を立てながら、やる必要があります。そういうことで、今、計画的な執行をしておりますので、それを議員の皆さん方も含めて、この辺を圧縮し

ようと、この辺に充てていこうというような御意見をいただきながら、やはり適切な歳出というのをやっていかなければならない。それで、この一般財源が非常に必要なところ、国庫補助がつかない部分も多くあります。そこら辺に、これを充てていこうというようなところを検討していかなければならないというふうに考えております。そういうふうな形で、今後進めてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

阿蘇山都町ということについて、一般論からしますと、阿蘇熊本空港だとか、高知龍馬空港だとか、いろいろ愛称があります。非常にわかりやすいという点では、非常に検討に値するというところでありますけども、いかんせん、これは行政の、自治体の名称でありますので、かなり手続論としては、いろんな条例等も必要でございますし、そして、また、県知事、県あたりの事前協議だとか、その後の報告、いろんな手続がいっぱい要するというのは、簡単には行かないというところもございます。

それと、もう一つは、山都町の名称については、合併前に合併協議会、それ当たりで十分論議をされて、そして、公募されて、そして、合併の前に、こういう名称にしようということで、合併前の協議会で決められて、なったということでもありますので。10年は経ちましたけども、まだまだ知名度が高いとは申せません。やはり、この阿蘇という地名を使うということになれば、南阿蘇外輪山にある山都町だとか、そういう名称の使い方を何らかの形で使っていくだとか、そういうことは、当然やっぱり検討をしていかなければならないと思いますが、地方自治体の名称の変更ということにつきましては、今回は町をよくするため、そして、アピールしていくための提言ということで伺わせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 一つの提言ということで、町長の見解ですけれども、副町長は、県下いろんなところで、地域づくりでかかわってこられましたので、副町長の見解を一つお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 山都町が非常にまだ知名度が低い、東京に行っても、「どこから来たのか」と言われるという話がありましたが、私は、今からまちおこしを頑張って、「山都町、熊本の中心ですので、いいところですね」と言われるぐらいに頑張っていけば、よろしいんではないかと、かように思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 漠然とした御回答ありがとうございました。

一生懸命、町長、副町長、みんなですけれども、みんなで頑張っていかにやならんと思いますけれども、バージョンアップ、スケール大きく持っていかと、何か山都町とこじんまりとして、本当、心まで小そうになってしまうような感じで、阿蘇山都町って、もっと全国に大きな声で発信できるような、そういう町にしたいなという思いで提言をさせていただきましたので、どうぞよろしく願います。

それから、最後の質問になりましたけれども、介護事業と社協の役割について、お尋ねをいた

します。

この介護事業といいますのは、非常に、今、慢性的な職員不足に陥っておりますけれども、合併当時、合併前に、2級ヘルパーというのは、介護する人の講習を、蘇陽の社協で実施しておりました。毎年、今、何十人かずつ、二、三十人ぐらいずつは受講しとったと思いますけれども、そういうところで人材を育成していきよったわけですが、これが町村合併となりまして、社協も合併しました。そこで、そういった取り組みが、今度は合併して、なくなりました、全くですね。今では、2級ヘルパーという制度自体もなくなったんですけれども、それにかわる初任者研修といいますか、そういったものが、実務者研修かな、そのことがかわって行われるようになりました。しかし、これは社協で取り組んでおりませんので、そういった事業が行われずに、今、介護する人は、資格がない人、非常に資格のない人が多いということで、事業所によっては、資格がなくてもできる事業所もありますけれども、どうしても、資格が必要な事業所もあります。

ですから、それぞれ、その事業所によって、定員を10名以上、そこで10名そろえて、そういった許可を受けた事業者に来てもらって、その資格を与えるというようなやり方をしているんですけれども、1事業所で10人を集めるというのは、非常に困難です。その事業所が、金額的にも非常に高うございます。金額的に言いますと、9万から大体12万ぐらい、業者がしますとですね。前、社協でやっていたときは3万ぐらいでやとったと思います。

そこを今回、社協の一つの事業として、民間といわゆる介護事業を競争してすることじゃなくて、社協の役割ちゅうのは、そういった人を育てる、育成していく、そういうのが本来の社協の役割じゃないかなというふうに思うわけですね。民間事業者と競争して事業をやって、足らん分は町から補填してもらおうというようなやり方じゃ、ちょっと違いはせんかなと。民間事業者は、介護保険でその事業もらったら、赤字だろうが何だろうが、それで終わりですからね。町から何の補填もないわけですから。

ですから、そもそも社協の目的は何なのか。福祉課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、お答えします。社会福祉協議会の役割という部分におきましては、それこそ、民間事業所ではできないこと、行政ではできないことの中間的な役割をやっていくという部分で、住民の地域支え合い活動や意識づくり、人材育成が、地域福祉推進に、この社会福祉協議会の役割として位置づけられているというのは、工藤議員のほうも、よく御存じだとは思いますが。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それはよくわかっておりますから、社協は各事業所との競争じゃなくて、その本来の目的を持った事業所になってほしいというふうに、私は思いますけどですね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 社会福祉協議会の人材育成というふうな部分では、社会福祉協議会と話をしている中で、来年度から、人材育成ということで、介護職員の初任者研修を来年度からやっていくというような方向で進めております。今年度は、一応、中山間地域等創生によ

る地域包括ケア推進事業というふうな県の補助事業の申請をして、町のほうで社協と協力をして、高校生を含めた募集をやって、今年度、初任者研修のほうを行いたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ぜひ、そういった人材育成のほうもしっかり手がけて、やっていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので急ぎますが、国際交流支援事業の取り組みについてですけれども、今、介護の職には、この国際厚生事業団だけが窓口で、今、日本では取り組みをしております。

これは国の経済連携協定に基づくもので、インドネシアとフィリピンとベトナム、この3カ国からの人材の派遣ということでなっておりますけれども、この人材は、高校卒業か大学卒業の人です。介護を目指す人、あるいは、看護師を目指す人の受け入れですね。ですけれども、これには一つ課題があります、大きな課題が。それは、この人たちを雇用する場合は、当然、雇用の賃金は、うちが、事業者が払いますけれども、来るまでに、日本語教育として、1人当たり50万要るわけです、日本語教育50万。それで、事業者にとっては仕事をしてもらった分は、当然払いますから、それはもう当然の負担ですけれども、そういった教育費まで、この事業主が、雇用する側が払わなきゃならないということなんですよ、問題は。

インドネシアというのは、今、蒲島知事が、赤の戦略で、熊本県に物すごく力を入れとるところなんですよ、もう何度もインドネシアの方々と交流を進めておるといことですので、これは熊本県とタイアップして、何とかこのインドネシアからの人材派遣、確保をやっていただく。しかも、そういった援助を、国、県で県と町でみてもらう、教育費をですね。そのような方向で取り組んでいただくわけにはいけませんか。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） その件につきましては、熊本市関係のその福祉施設のほうも、熊本市と施設と大学等とで協力をしながら、ベトナムの方、インドネシアの方の人材派遣のほうを研究されているという話を聞いておりますので、その辺も含めながら、企画政策課等と相談をさせていただきながら、その辺につきましても、しっかり勉強していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） きのうの新聞にもありましたように、だんだん年寄りが田舎にやってきます。しかし、介護する人はほとんどいません。ですから、この事業を熊本県が先進地として取り組んでいただいて、そして、安心した老後を過ごしていただくというような取り組みを、またやりたいと思いますので、ぜひとも積極的な取り組みをお願いしたい。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） これをもって8番、工藤文範君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2 議案第42号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第 8号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第 2、議案第42号「専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第 8号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第42号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、平成26年度一般会計補正予算（第 8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。平成27年 6 月 4 日、山都町長。

提案理由です。平成26年度一般会計補正予算（第 8号）について、年度内に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行った。

これが、この議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容、平成26年度一般会計補正予算（第 8号）。2、専決処分年月日、平成27年 3 月31日です。

これは、ただいまの提案理由にありましており、さきの 3 月定例会におきまして議決いただきました第 7 号補正予算後に判明、それから、確定した内容につきまして補正を行いましたけれども、議会を招集する時間的余裕がなかったために、今回、専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書をお開きください。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

14ページです。3 款民生費 1 目の児童福祉総務費です。これは子育て支援のためのプレミアムつき商品券助成事業補助金ということで、26万2,000円の増額補正を行ったところでございます。この分につきましては、前回 3 月定例会で、就学前の子供がいます約400世帯に対して、1 世帯当たり2,000円の商品券購入補助として計上していたところですが、その後、世帯数ではなく、就学前の子ども一人に対しまして2,000円の補助ということに変更になりましたので、差し引き増額となりました分について、今回、補正計上を行ったものでございます。全額、県費補助ということでございます。

次の 5 款農林水産業費 3 目の農政費では、19節に、阿蘇火山活動降灰地域対策緊急支援事業負担金54万4,000円と、同じく緊急支援事業の補助金524万8,000円を計上いたしております。まず、この54万4,000円の負担金のほうですけれども、これはハウスの被覆資材ですとか、農作物の洗

浄機器の購入に対しまして、阿蘇農協管轄分につきましては、阿蘇市が関係市町村分を一括申請しますので、阿蘇市に対しまして本町に係る経費分を、負担金を計上したということでございます。

次の補助金の524万8,000円は、山都町茶振興会に対しまして茶葉の降灰除去のための動噴等の機械整備に係る補助金でございます。いずれも、県、町とも、事業費の3分の1を補助しています。3分の1ずつを補助するというものでございます。

続く15ページでございます。有害鳥獣捕獲隊の助成金、これはニホンジカですとかイノシシ等の有害鳥獣の捕獲実績頭数の増により、2,027万5,000円の補正を行ったものでございます。捕獲数の実績につきましては、イノシシが当初1,300頭で計画しておりましたものが、実績3,433頭、シカ、ニホンジカは当初600頭で見ておりましたけれども、1,041頭の実績となっているところでございます。

次の16ページをお開きください。これはそこに書いてありますように、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費という表でございます。これは昨年4月に、消費税が5%から8%に引き上げられましたことに伴いまして、消費税を構成します地方消費税率、これについても、それまでの地方消費税率1%から1.7%へと引き上げられました。消費税5%のときには消費税率が4%、残り1%が地方消費税率だったんですけれども、今回8%になったことで、消費税のうち6.3%、地方消費税率が1.7%ということになっております。この引き上げの趣旨ですけれども、今後も増加が見込まれます社会保障経費の財源確保にあるということから、地方団体におきましても、この趣旨を踏まえ、引き上げ分の地方消費税税収を社会保障施策に要する経費に充てることとされたところでございます。

これはわかりやすい形で、引き上げ分に係る地方消費税税収の使途を明確化するために、予算書等の説明資料において明示するということが、今般求められたということでございます。

改めて、この表を見ていただきたいのですけれども、26年度予算に係る地方消費税交付金、いわゆる引き上げ分の金額といいますのは3,239万円です。これに対して、本町の社会保障施策に要する経費は、予算額として40億1,351万8,000円。これは、合計欄の経費欄で御確認をいただきたいと思えます。

これから特定財源を除きました一般財源額、表、最下段の一番右端になりますけれども、27億8,804万1,000円。ここに、地方消費税交付金の3,239万円が充当されているというような表になっているところでございます。

次に、歳入について説明をいたします。8ページをごらんください。特定財源につきましては、歳出予算の項で、それぞれ説明した分につきましては割愛をさせていただきます。1款町税1項町民税は、個人、法人、次の2項の固定資産税ともに、現年課税分が、当初の見込み額より増額となりましたので、その課税分の増を計上いたしたところでございます。

2款の地方譲与税2項自動車重量譲与税から、11ページの12款交通安全対策特別交付金までは、第7号補正後、3月定例会での補正予算ですけれども、こちらで補正後に確定した金額に合わせて、今回、補正計上を行ったところでございます。

中で、11款の地方交付税ですけれども、これは3月、特別交付税が確定しましたことによります2億1,617万5,000円の補正を行っております。これにより、普通交付税は61億8,685万7,000円、特別交付税が結果、5億9,053万3,000円、交付税の合計は67億7,739万円となるものでございます。ちなみに、この総額としましては、25年度より1億9,000万円減少しているところでございます。

12ページの18款寄附金のうち、1目一般寄附金850万につきましては、まちづくりやべより350万円、清和資源より500万円の寄付がっております。

19款につきましては、財源調整によりまして、財政調整基金繰入金を1億1,356万5,000円減額したところでございます。基金に戻す、繰り戻すということになります。

続く、22款町債ですが、1目総務債の臨時財政対策債につきましては、財政財源調整分後の6目土木債の社会資本整備総合交付金事業、それから、道路新設改良事業につきましては、事業費の確定に合わせて、町債の金額を調整いたしましたものでございます。

ページ戻りまして、4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございます。今回は、1件の追加と7件の変更を行っております。追加の阿蘇火山降灰地域対策緊急支援事業につきましては、先ほど、14ページ、5款農林水産業費のところでも述べました事業と、これは同じものでございます。今回、繰り越しを行うものでございます。変更につきましては、3月補正予算での繰越明許費を設定しておりますけれども、その設定後に、事業進捗等々によりまして、年度内出来高額に変更が生じましたり、逆に、発注がおくれましたことなどにより、今回、変更を行ったものでございます。

その次の5ページの第3表は、地方債の補正でございます。先ほど、歳入で説明いたしました町債の、これは起債目的ごとの変更でございます。補正額は2億9万5,000円の減額になっております。

続きまして、表紙の次のページをお開きください。平成26年度山都町一般会計補正予算。平成26年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,635万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,655万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加、変更は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成27年3月31日専決、山都町長。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第43号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第43号「専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第43号について説明いたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。平成27年6月4日、山都町長。

提案理由です。平成27年度一般会計補正予算（第1号）について、阿蘇山降灰対策事業を緊急に実施するため、直ちに定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので、専決処分を行った。

これが、この議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容、平成27年度一般会計補正予算（第1号）。2、専決処分年月日、平成27年5月21日です。

これは、提案理由で申し上げましたように、事業の緊急性にかんがみまして、県におきましては、4月に既に専決補正予算を編成されましたもので、そのスケジュールに基づき、事業を実施する必要があり、町においても、予算を今回、専決補正とさせていただいたところでございます。

それでは、予算書のまず6ページをお開きください。5款の農林水産業費3目の農政費でございます。阿蘇火山活動降灰地域緊急支援事業補助金、590万8,000円の増額補正を行ったところでございます。これにつきましては、今回、2組合に対しまして、受益農家174戸でございます。農作物がトマトですとか、キュウリ、ピーマン、キャベツ、ブルーベリー等がございますけれども、そういったハウス施設の被覆資材、または、ただいま申し上げましたような農産物に付着した火山灰の除去を目的に、洗浄機器等の整備の支援を行うというものでございます。これも、先ほどの8号補正で申しましたように、県3分の1、町3分の1の補助を行うというものでございます。

ページ戻っていただきまして、5ページに、その歳入の補正を組んでいるところでございます。県費補助分を計上いたしております。補足財源として、20款の繰越金を294万6,000円計上いたしたところでございます。

それでは、表紙の次をごらんいただきたいと思います。平成27年度山都町一般会計補正予算、平成27年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億590万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年5月21日専決、山都町長でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第44号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第44号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。専決第2号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。平成27年6月4日提出、山都町長。

次のページをお願いします。専決第2号、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、山都町長。

次のページをお願いします。山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。平成27年3月31日、山都町長。山都町条例第18号、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）の一部を次のように改正

する。

次のページを開いてください。この改正内容につきましては、山都町国民健康保険税条例新旧対照表によって説明をいたします。

第2条の国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額についての説明になります。第2条のほうは、基礎課税額、医療分に係る課税の限度額を、現行の当該合算額が51万円を超える場合においてというふうなところが、改正後は、52万円を超える場合においては、基礎課税額は52万円とするというふうになります。それから、3、第1項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を、当該合算額は16万円を超える場合においてはというところが、改正後は、17万円を超える場合においては、課税額は17万円とするというふうに変わってきます。それから、4、介護納付金課税の限度額の部分が、当該合算額が14万円のところを、当該合算額が、改正後は16万円というふうに変わっていきます。

次のページをお願いします。第23条の2のところを見てください。こちらのほうに書かれている部分は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、変更のところが書いてあります。これは、5割軽減の基準額ですが、24万5,000円というところを26万円に変わっていきます。

それから、次のページになります。3になります。3のところは、2割軽減の基準額が、現行45万円が、改正額が47万円になるというふうになっております。

次のページをあけてください。附則のところですが、現行、第1条のこの条例は、平成29年1月1日から施行するというふうにあります。改正後は、この条例は、29年1月1日から施行する。ただし、附則第14条の改正（配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限る）は、平成28年1月1日から施行するというふうに変更と改正になっていきます。

今説明をしました改正概要につきましては、国民健康保険料の賦課限度額を見直すというふうなことと、低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる5割軽減、2割軽減のところが、金額が大きくなるというふうな形で改正になるというふうなことになります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 軽減措置につきましては理解できますが、関連して一つだけ、2点ですね。聞いておきます。26年度いろいろな要因がありまして保険税は12.5%上がっております。そのときの反省事項として、今後は、保険税を少しずつ上げていくということがあったと思いますが、それが、今回は何もしていないと。これでいいのかという話と、現在の医療費の動向はどうであるか。まず、これです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 現在の医療費の動向の部分から御説明します。平成26年度におきましては、歳出の部分に関しましては、マイナスの990万円、保険給付だけで見ますと、862

万円のマイナスというふうなことで、歳出のほう、医療費のほうは下がって、ことしは来たというふうなところですが、保険税の部分に関しましては、一月に大体1億2,000万から3,000万、保険給付のほうを払っております。

中には、ことしの2月、3月にかけては、1億4,000万ほどの保険給付を払わないといけないような、びっくりするような金額になったりしながら、ようやく落ち着いたところではありますが、今後は、平成30年の国民健康保険の県への移行というふうなことを見越した中で、今後、その保険料の見直しの部分のところを、何年間、二、三年に1回ぐらい見直しをしながら、税のところの話をしながら、やっていくしかないかなというのと、あともう一つは、町のほうから、法定外の予算等も必要なかなというふうな形も、今年度の26年度の予算、25年度の予算等を見ながら、今、検討に入ったというふうなところではあります。

特に、今年度の部分は、26年度は、昨年の農業所得が、約4億から5億ほど農業所得が落ちておりますので、その分、保険税のほうの入ってくる部分が、金額的には5,000万円ほど落ちるといふふうなことの情報が入っておりますので、そういうことも踏まえて、今年度から30年度に向けての取り組みのほうを、保健福祉策定委員会等も、その中で一緒に検討させていければというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 医療費のほうは、どうにか落ち着きつつあるということではありますが、所得が落ちてきたと。結果的には4分割方式で、所得に係る部分は、また税率が上がっていくんじゃないかという心配がありますが、広域化の話がもう進んでおります。インターネットで調べて見ますと、本町は、保険税関係は平均以下のところにあります。広域化しますと、これが平準化という名のもとに、熊本県が統一されまして、当然、我が家は上がってきます。そのときに、また急がって上げるというふうなことにならないようなことを、今から考えとかんといかんと思っています。やはり、いろんな意味で、そういった情報を的確につかんで、今後、精査して行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第45号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） それでは、山都町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をいたします。

議案第45号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるところでございます。専決第3号、山都町税条例等の一部改正について。平成27年6月4日提出、山都町長。

専決処分書並びに改正しました条文は、次ページ以降に記載したとおりでございます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が、平成27年3月31日に公布されることに伴いまして、山都町税条例等の一部を改正する必要性があり、また、平成27年4月1日から施行する必要性があったため、専決処分を行ったものでございます。なお、一部改正する条例は、山都町税条例（平成17年山都町条例第49号）及び山都町税条例の一部を改正する条例（平成26年山都町条例第7号）の2件でございます。

平成27年の税制改正は、現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税制の改正が行われております。今回の地方税法等の主な改正につきましては、別紙に添付しております新旧対照表の次に添付をいたしております町税条例改正概要について、説明をいたしたいと思っております。なお、新旧対照表につきましては、各条文の下線の部分が今回の改正となっております。

それでは、主な改正につきまして、直接、住民にかかわる部分のみ、一応説明をしていきたいというふうに思っております。

まず、第2条でございますが、これは番号法改正に伴います、各条文の改正でございます。

第23条につきましては、外国法人の恒久的施設に係る規定の改正です。

第33条につきましては、これは国外転出時に、1億円以上の株券とか有価証券とかを保有する人に、今回新たに課税の対象になったということでございます。

次に、第90条でございますが、これは減免申請期限の改正ということでございまして、これちょっと法の解釈が柔軟になりまして、これは各町村の実情に合った規定が設けられたということでございまして、従来は、期限前7日までというふうに決まっておりましたが、今回、期限までというふうに改正をいたしております。

次に、附則第7条の3の2につきましては、これも、住宅ローンの減税対象期間を、31年6月

31日まで延長するという改正でございます。

附則第9条及び第9条の2につきましては、これは寄付金控除等に係る申告の特例でございます。

附則第11条から15条につきましては、年度の改正分でございます。

附則第16条につきましては、軽自動車の税率の特例に伴う改正でございます。軽自動車につきましても、新たにグリーン化特例規定が設けられました。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、初めて車体番号登録を受けた車につきましては、28年度分から軽自動車税に限り、性能基準別に税率が改正をされております。この規定は、平成28年度以降の年度分の軽自動車に適用されております。改正後の軽自動車の税額表につきましては、新旧対照表の32ページから33ページに掲載をいたしております。

改正附則第1条、第4条につきましては、これは、原動機付自転車及び二輪車に係る税率でございますが、小型特殊等も一緒になります。適用期間が1年間延長されたということに伴います改正でございます。

改正附則第6条につきましては、グリーン化特例が附則第16条に新設をされましたので、それに伴う改正でございます。

続きまして、第2条関係の主な改正でございますが、これは、経年車に対する税率の改正でございます。軽自動車につきましても、14年を経過した軽自動車については、税率の改定が行われております。課税後の軽自動車の税額表につきましては、新旧対照表の35ページに掲載をいたしております。14年経過した軽については、税率が上がるということでございます。軽自動車につきましても、恐らく軽乗用車等については、14年以上と乗るということは余りなからうかと思えます。

しかしながら、軽トラックあたりは、恐らく14年以上は利用されている方も多くおられるというふうに思っております。この自動車税に係る改正の内容につきましては、直接、町民の方々に関係するものでございますので、今後は、町民の方々にわかりやすく広報等に掲載して、この1年間、広くお知らせをしていこうというふうに思っております。

なお、この条例は、平成27年3月31日に公布し、原則として、平成27年4月1日から施行をしておりますが、各条文に施行期日が定められております。

以上で、専決処分について説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時0分

6 月 11 日（木曜日）

平成27年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年6月4日午前10時0分招集
2. 平成27年6月11日午前10時0分開議
3. 平成27年6月11日午後2時55分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 報告第1号 平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第2 報告第2号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第3 報告第3号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第4 報告第4号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第5 報告第5号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
 - 日程第6 報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第7 議案第46号 山都町火葬場条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第47号 山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第48号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 議案第49号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第11 議案第50号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第12 議案第51号 町有分収林の立木処分について
 - 日程第13 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事）
 - 日程第14 議案第53号 工事請負変更契約の締結について（瀬戸福良線・橋梁上部工工事）
 - 日程第15 発委第2号 山都町議会会議規則の一部改正について
 - 日程第16 発委第3号 主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関する決議
 - 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、報告第1号……。

（「済みません、議事に入る前に一つだけお願いがあります」と呼ぶ者あり）

動議ですか。

（「いえ、動議ではありません。災害が今、避難勧告が出るとのことですが、冒頭で、ちょっと気になってしょんなかもんですから」と呼ぶ者あり）

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 報告していただくことはできませんか。

○議長（中村一喜男君） 今の状況をですか。

○3番（飯星幹治君） そうです。

○議長（中村一喜男君） 何かありますか、執行部。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。ただいま3番議員からお尋ねがありました件でございます。8時45分に避難勧告を発令いたしております。矢部・清和地区でございます。

これは、8時40分に土砂災害警戒情報が発令されたということに基づいて、本町で避難勧告を8時45分、矢部・清和地区におきまして発令したということでございます。矢部地区3,510世帯9,944名、清和地区966世帯2,637名が一応対象ということになります。

それから、被害の状況ですけれども、現在、清和砥用線、これは旧白糸第二小学校の付近になりますけれども、ここで土砂災害が発生しまして、現在、全面通行どめという情報を聞いております。それから、横野矢部線、こちらも全面通行どめという情報が入ってきております。町道については、まだ情報のほうは入ってきていない状況でございます。

以上です。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) それでは、会議を続けます。

日程第1、報告第1号「平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) それでは、報告第1号、平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明をいたします。

本件につきましては、平成26年度第7号及び第8号一般会計補正予算におきまして、設定、それから追加及び変更を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、実際に翌年度、つまり平成27年度に繰り越しました金額について報告を行うものでございます。

繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、今回12件、合計欄にありますように、6億3,174万4,000円の繰り越しを行うものでございます。この繰り越し理由につきましては、先ほど申し上げましたように、第7号、第8号で御報告をしているところでございますけれども、改めて簡潔に上から御報告したいと思います。

まず、2款の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業でございます。これは、緊急経済対策によりまして、地域消費喚起、いわゆるプレミアム商品券ですね、これと、本年度から始まります地方創生の先行型、この事業9,064万6,000円、こちらを全額繰り越しということにしておるところでございます。

3款の子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業です。これは、昨日、御報告申し上げましたものでございます。就学前の子供1人に対し2,000円を助成するものということでございます。対象者は526名ということで計画をいたしております。

5款に入りまして、経営体育成支援事業です。国の補整予算対応によるものでございます。トラクターやコンバイン等の農業用機械導入に係ります支援事業ということでございます。

それから、阿蘇火山降灰地域対策緊急支援事業、これは、ハウスの被覆資材ですとか、トマト、ピーマン等の作物に付着しました降灰除去及び洗浄、それと山都町茶振興会に対しまして、茶摘採前の降灰の除去作業を行うための動噴ですとかタンク等の洗浄機の整備補助ということでござ

います。これも、昨日申し上げました8号補正で御報告したものでございます。

次の強い林業木材産業づくり交付金事業です。これも国の補正予算対応によるものです。緑川森林組合が取り組みます林業用の高性能機器・機械の導入支援事業ということでございます。

山のみち地域づくり交付金事業です。これは菊池人吉線でございます。これは同路線内に熊本森林管理署発注の改良工事がございまして、こちらとの工期の重複が生じたので工期の延長を行ったことによるものでございます。

7款に入りまして、道路新設改良事業です。これは、牧野上司尾線ほか5路線です。交差点協議や用地補償協議に不測の日数を生じたことが繰り越し事由でございます。

次の道整備交付金事業です。こちらは藤木万坂線ほか4路線です。これも用地補償等の協議、それから設計変更等を余儀なくされたことが事由でございます。

次の社会資本整備総合交付金事業です。こちらは、瀬戸福良線ほか5事業です。これも、先ほど申し上げました理由に加えまして、軟弱地盤の露出ですとか湧水等が発生しましたために設計変更が生じたということが理由になっております。

橋梁新設改良事業です。所野尾橋の補修工事ですとか、下馬尾橋の下部工の補修工事等の繰り越しということにしております。

次の高速道路対策事業です。残土処理用地取得事業でございます。北中島インターチェンジ建設工事の関連工事ということになっております。こちらにも、地権者ですとか国交省との協議に不測の日数を要したために、今回、繰り越しを行ったものでございます。

最後の9款小学校教師用教科書等の購入費でございますけれども、これは、教科書等が上巻と下巻に分かれておりまして、今回は下巻分に係る繰り越しを行ったものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第1号の報告が終わりました。よって、報告第1号「平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第2 報告第2号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、報告第2号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） おはようございます。

山の都創造課が所轄しております11施設9団体のうち、町が2分の1を出資している4つの法人につきまして、これから報告をしたいと思います。

報告第2号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。平成27年6月4日提出。山都町長。

有限会社「虹の通潤館」は、資本金350万円です。そのうち200万円が町の出資で、JAが75万円、商工会が75万円の出資の団体でございます。平成25年の赤字の決算を受けまして、役員体制

の見直し、それから経営コンサルを入れまして、新しい支配人を採用する等、改革に着手しましたが、平成26年度の決算におきましては、残念ながら黒字に転換するまでには至りませんでした。

それでは、状況について報告いたします。2ページをごらんいただきたいと思います。

総括として、国民宿舎通潤山荘の事業報告ということでございます。

売り上げにつきましては、昨年、25年度よりも1,100万円ほど増収でございましたけれども、消費税、それから天候不順等いろんな条件のもとに、努力を重ねましたけれども、最終的な収支としては、958万7,000円の減益の結果となっております。

部門別の状況につきましては、ここに書いてありますとおり、平成26年につきましては、13万1,000人の入り込み客を計上しております。売り上げは2億3,123万1,000円ということで、昨年よりか売り上げについては伸ばしておりますけれども、経常経費、それからいろんな経費のもとに黒字転換までは至っておりません。

宿泊別、それから宴会、レストラン売り上げ、売店ですね、それから休憩室等、それぞれ伸ばしておりますけれども、温泉館につきましては400万ほどの赤字を計上しております。イベントにつきましては660万となっておりますけれども、支配人がかわりまして、いろんな積極的なイベント開催等、しっかり取り組みはさせていただいております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

部門別の分析としてつけております、月別の報告とかございますけれども、(4)の表、稼働率並びに単価比較というところを見ていただきたいと思いますけれども、部屋数の稼働率は56%ということで、25年度よりかなり伸びております。ただ、客単価のほうは年々下がっているというような状況でございます。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。宴会部門、それから5ページの売店部門、それから温泉館と、詳しい数字が載っておりますので御確認いただきたいと思います。

経常収支のほうを御説明したいと思います。7ページをお願いしたいと思います。

貸借対照表です。現金預金から売掛金等、トータルで資産が3,116万8,519円となっております。負債の部におきましては、未払い金等預り預金、仮払い金等ございまして、総合計が純資産の部でございますと785万8,000円となっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書です。一昨日、中村議員のほうからも一般質問で御指摘がございました。経営状況につきましては、単年度の営業収支で考えるべきとありました。私、答弁のほうで、そこがあるということで申し上げましたけれども、一般企業の経営判断の指標としましては、議員おっしゃるとおり、単年度収支の経営でしっかり分析していくことが非常に大事になってくるということは承知しております。

国民宿舎の売り上げのほうは2億3,213万6,000円であります。売り上げの原価のほうは、営業損失のほうで差し引きますと、2,189万1,399円ということで、ここが議員の御指摘の単年度収支でどうだったかというところでございます。非常に、収支でございますと2,100万円の赤字を計上しておりますので、この点についてはしっかり分析をした上で、今後の対応をとっていきたく

いうふうに思っております。私が申し上げました当期純損失が958万7,797円ということでございます。

次の9ページをお願いしたいと思います。

一般管理費、販売費ということで、役員報酬から給料手当、雑給ということでございますけれども、給料、雑給につきましては、通潤山荘40数名の雇用正規職員、それから契約、パートということで雇用しております。約8,300万円の給与が支払われております。それから、いろいろ雑給与、販売手数料、販売促進費等々、1億9,437万3,000円支出がされております。

10ページをごらんいただきたいと思っております。

ここで最終的に資本の計算書ということで出ております。当期の変動ということで、最終的に当期の損失が785万8,476円ということでなっております。詳細につきましては、お手元の資料について、またごらんいただければというふうに思っております。

経営分析につきましては、消費税の3%の増税、それから消費税の内税の対応、それから、経済産業省におけるいろいろな事業に経費がかさみまして、なっておりますけれども、こういったことは、どの一般企業でも一緒でございますので、そういったところは、しっかり分析した上でやっていきたいというふうに思っております。

新しい支配人になりまして、積極的な経営戦略に今転換しております。代理店の見直し、それからネット販売、インバウンド、海外のお客様ですね、そういったところにしっかり対応していきたいということです。実際に、細かな数字を見てみますと、昨年10月からは売り上げを大きく伸ばしておりますので、後は、いかに販売管理費等の経費のところをいかに抑えていくかということが大事になっていくと思っております。

また、役員体制につきましても、これまでそれぞれの団体から1名ずつということでしてございましたけれども、それぞれの団体から2名ずつの役員を出して、監査のほうも2名とした体制を、先般の取締役会のほうでやりましたので、今後、ことし、平成27年については、黒字に転換できるものと期待をしているところでございます。

以上、説明を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第2号の報告が終わりました。よって、報告第2号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第3 報告第3号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、報告第3号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、報告第3号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成27年6月4日提出。山都町長。

「まちづくりやべ」におきましては、中心市街地の活性化という大きな目的のもとに、いろいろなイベントや地域づくり活動、商店街の活性化に向けたいろいろな活動をしていただいております。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

26年度の事業報告ということで記載されております。企画事業部の中心市街地の活性協議会の事務局の運営、それからさまざまなイベント、そしてサポートセンター事業、人材派遣事業等をやっております。それから、人材派遣事業の部では、山都町内の直営の保育所の9園の人材派遣26名を初め、さまざまな企業への人材派遣等を実施しております。また、地籍調査事業部では、蘇陽地区の地籍調査の測量を実施しております。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

事業報告ということで記載されておりますけれども、大きく三つの部門で、まず人材派遣事業部は、先ほど申しましたように保育園、それからケアマネジャー、それからクリーンセンター等、人材派遣のほうを行っております、受注額が6,256万3,000円ということで、粗利としましては360万円ほど計上されております。

それから、地籍調査事業部、一筆地調査等資料収集、それから測量ということで、トータルの6,440万円ということで、粗利のほうが321万2,900円ということでございます。

それから、企画事業部、この「まちづくりやべ」の本来の事業でございます中心市街地の活性化ということで、浜町商店街のいろいろなイベント、それからサポート等をやっております。その合計として1,333万2,000円ということで、人件費等がございますので、利益率につきましては、マイナスの226万4,000円となっております。

それから、4 ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表、流動資産、固定資産等々で「まちづくりやべ」が有しております資産が6,612万5,550円となっております。流動負債は815万円となっております。純資産の部で資本のほうに現在、5,797万4,802円ということで、資本金初め、利益準備金等々で純資産合計が5,797万4,802円となっております。

それから、損益計算書のほう、5 ページをごらんいただきたいと思います。

トータルの売り上げが1億3,633万5,000円となっております。それから、売り上げ原価のほうを1億2,800万引きますと、営業利益といたしましては1,017万8,000円となっております。

「まちづくりやべ」は、中心市街地の活性化の目的のためにいろいろな事業をされております。これからもいろいろな活動をされていきますけれども、今は、中心市街地のほかにも、先ほど一般質問のときにも答えましたとおり、「まちづくりやべ」のほうに地域仕事センターということで、移住・定住の希望者の方を、新規就農される場合とか農家の方と就農希望者の方をつなぐ人材のコーディネート業務とか、そういった新しい移住・定住に向けての受け入れ体制づくりの事業にも取り組んでいただいておりますので、これから町全体への広がりができるものと期待しております。

以上、報告申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第3号の報告が終わりました。よって、報告第3号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第4 報告第4号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、報告第4号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 報告第4号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「清和文楽の里」協会の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成27年6月4日提出。山都町長。

「清和文楽の里協会」におかれましては、本来の清和文楽の伝統を保存、継承ということに力を入れていただいております。昨年は5,000回を迎える記念公演もございましたけれども、海外公演等を積極的に、清和文楽の名を知らしめるための活動もしていただいております。また、淡路のほうに人形芝居保存会から3名の方を、太夫、それから人形使いということで、人材育成ということで、今、勉強を1年間していただいております。そういったことで、後継者育成につきましては少しずつ光明が見えてきたかと思っております。

また、文楽館には、そのほか物産館等、それから清和天文台を管理していただいております、清和の物産あるいは天文台のよさをPRしていただくという大切な任務もございますけれども、その収支状況につきましては、大変厳しいものがございますけれども、これからその状況について説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いしたいと思います。

利用者数ということで、文楽館、天文台、物産館ということでそれぞれ書いてはございますけれども、25年が7万3,000人でしたけれども、ことしは5万9,000人ということで、大きく入り込み客を減らしております。いろんな原因はございます。店舗の改修とかございますけれども、やはりこれからは、そういった人材、それから協会の職員の意識改革、そういったものをしっかりとさせていただいて、経営の改善、それから文楽保存の本来の活動にもしっかりと力を入れていただきたいというふうに願っている次第でございます。

それでは、経営状況のほうを説明差し上げたいと思っております。

10ページのほうをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表です。大変申しわけございません。小さい数字で非常に見にくいかと思っております。申しわけございません。口頭で説明を上げていきたいと思っております。

資産の部につきましては、現金預金とか、そういったトータルで1億3,664万円ということでございます。負債の部につきましては、トータルで1億6,965万4,000円ということです。11ページをちょっと見ていただきたいと思いますと思うんですけども、11ページに、正味財産の計算書ということで、それぞれ清和文楽館、天文台、物産館、法人会計ということで書いてございますけれども、

ここにそれぞれ、ことしから部門ごとに詳しく収支のほうを内訳も出してくれということでお願いをしまして、今回は出してありますけれども、いかんせん数字が小さくて申しわけございません。

12ページを見ていただきたいと思います。

ここに、中村議員もおっしゃいました本来の営業損益、収益、単年度のですね、それぞれの部門別に記載してあります。清和の文楽館のほうがマイナス682万3,813円ということです。それから、天文台につきましては、管理料が入っておりますので、392万213円ということで黒字になっております。これは管理料含めたところの黒字ということでございます。それから、物産館がマイナスの381万2,683円ということで、これにつきましては、物産館は当然、収益を求める建物、施設でございますので、ここについてはしっかりと改善をお願いしたいということで、さきの理事会のほうでも申し上げましたけれども、今ちょうど物産の見直し、それから食堂のメニューの見直し、そして店舗の改装等に取り組んでいただいております、3年ぐらいの計画でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。また、法人会計でマイナスの779万5,726円となっておりますけれども、これが、淡路人形芝居のほうに研修に職員が3名行っておりますので、そういった経費の拠出がされております。それでトータルで1,451万2,009円の赤字ということで計上されております。

13ページをちょっとごらんいただきたいんですけれども、清和文楽の基本財産ということで、財務諸表に係る表記ということで書いてございますけれども、基本預金が3,000万円ございます。そして、ここに特定資産ということで書いてありますけれども、後継者育成資金、今、現在高で1,761万3,515円となっておりますけれども、毎年、この人材育成のほうを取り崩していただいております。これまで、合併して10年になりますけれども、ずっとこの基金の取り崩しはされてきませんでした。やはり、せつかくある基金を生かして人材育成をしないと、建物は残って人はいないということでは困るわけですから、ここについては、しっかりと取り崩して、使った上で、効果を見てくださいということで指示をしております。

また、2番目に設備投資資金の修繕資金というのがございます。これは4,500万円あります。これについても、やはり、どうもこうもいかなくなってから施設を改善するんでは、逆に施設の本来の改修ができませんので、私はここらあたりは町が当然負担すべき部分、それから財団として基金として持っている部分でやれる分、これについては理事会のほうでもしっかりと協議していただいて、取り崩した上で、していただくということでお願いしたいと思っております、今、協議を重ねているところでございます。

いずれにしても、単年度収支で1,400万円の赤字を計上しておりますので、ここらあたりについては、やはり文楽館本来のもの、それから物産館、天文台は収益施設ですので、そこらあたりは切り分けて、頭を二つ持って営業していただきたいということで、理事長、それから理事会では言っておりますので、今後、資金運用についてもあわせてやっていきたいと思っております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第4号の報告が終わりました。よって、報告第4号「一般財団

法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第5 報告第5号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、報告第5号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第5号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成27年6月4日提出。山都町長。

そよ風パークにつきましては、お手元の事前に書類を、報告書を出ささせていただいておりますので、見ていただいております。非常に厳しい状況でございます。従業員40人、本当に一丸となってやっておりますけれども、赤字体質をやはり改善するには至っておりません。むしろ、負債のほうが増えていく状況でございますので、ここらあたりは本当にてこ入れをしていかなければならないというふうに考えております。それぞれの部門で入り込み客のほうも減らしておりますし、販売額のほうも減っております。

まず、経営状況のほうを見ていただきたいと思います。貸借対照表をごらんいただきます。5ページでございます。

流動資産ということで、現金・預金1,200万円から売掛金等々、トータルの2億9,820万円ということでございます。

それから、固定資産、有形資産は建物、建物附属設備、それから構築物等でございます。ここで、工具、機具、備品ということで、これまで500万程度でしたけれども、1,100万となっております。そよ風パークのほうで、冷蔵庫とポスレジシステムの改修、そういったもので備品の購入と、それからシステムの購入がなされておまして、昨年よりも600万円ほど購入がされておまして、ここらあたりが経費として上がってまいりますので、売り上げのほうの相殺で赤字のほうをふやしている一因にもなっていると思っております。

それから、流動負債のほうで買掛金382万9,000円から短期借入金3,500万円等々でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

ここで一番重要になってきますのが、そよ風パークの場合は純資産の部でございます。資本金1億円食い潰しておりますけれども、その下に書いてあります負債ですね、今、純負債の部のほうで4,842万3,659円となっております。この内訳につきましては、町から3,000万円借りておりました返済が今800万円されておりますが、残りが2,200万円です。それから、遊学協会のほうで借り受けている分が2,349万円ということで、トータルの4,800万円の借入金等がございます。ですから、これ以上赤字がふえてまいりますと、非常に喫緊の課題となりますので、ことしはここらあたりのところをしっかりと、企画政策のほうでも、第三セクターのあり方についてということで、ことし1年で方向性を見出すということになっております。三セクのそれぞれの分析をしま

して、平成28年度からの取り組みをしていかなければならないと思っております。また、議員の皆さん方にも機会を見つけて、そこらあたりの分析については一緒になってして、アドバイスもいただきながら方向性を見い出していきたいというふうに思っております。

それから、7ページのほうに、詳細としまして、売上高とか売り上げ原価等が書いてございまして、ことしの当期の純損失については、ここに書いてあります、7ページの一番下に628万5,000円となっておりますけれども、やはり先ほど申しました備品の購入とかシステムの改修、そういったところは町としっかり協議した上でやっていかなければ、経営の改善もなかなか進んでいかないのではないかと思っております。

以上、山の都創造課が所管しております四つの団体の経営状況について報告を簡単にしてみましたけれども、9月の定例議会の決算審査におきましては、また改めて審議をいただきますので、そこでまたしっかりと審議をしていただいて、町のほうも受けとめていきたいというふうに思っております。

また、平成27年度で指定管理の満了を迎える施設が三つございます。清和地区の緑仙峡キャンプ場、それから青葉の瀬、それから井無田。この三つがこれまで非公募でやってまいりました。今、果たして非公募でいいのか、公募すべきじゃないのかということをも山の都創造課、原課のほうで協議をしております。また、議会のほうにもお知らせ、協議をしていただいて、来るべき28年からの指定管理についてどうあるべきかということをも、町のほうの方針が決まりましたらば、またお知らせし、御協力いただきたいと思いますと思っております。

以上、報告申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 報告第5号の報告が終わりました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

何ですか。動議ですか。

（「動議じゃありません。説明不足です」と呼ぶ者あり）

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 質問ではございません。今、「説明が終わりました」と言われましたけれども、この説明が非常に不足しております。これは去年の12月、常任委員会、それから3月の定例会、それから今度の6月の定例会ですね。この中で、このそよ風遊学協会につきましては、ほかの団体にないような固定負債、それから流動負債があります。長期借入金、短期借入金。今の説明では、4,800万円の繰り越し、ことしの純赤字、その分の赤字については、町から2,200万という説明で、その残りは借り入れとありました。これはそうじゃないんですよね。違いますよ、これは。その前の5ページに流動負債の中で短期借入金が3,500万ありますということですよ。それから、裏の6ページで、固定負債の中、長期借入金、固定負債に入りますので、この中で4,549万というのがある。この内訳は何ですかということをも去年からずうっと言うてきとるわけですよ。で、監査を入れてやります、町の監査委員に行ってもらい監査してもらいますということをも言うてくけども、全然出てこないじゃないですか。この点については、ちょっと説明をもう1回、この内容について説明をお願いします。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) はい。いいですか。報告については、先ほど……。

○8番(工藤文範君) ちょっと待ってください。議長。

○議長(中村一喜男君) 工藤文範君。

○8番(工藤文範君) 報告が不備で足りんちゅうことですからですね。質問じゃありません、私は。

○議長(中村一喜男君) 山の都創造課長、訂正というか報告するものがありますか。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長(檜林力也君) 報告を再度申し上げます。

まず、損益計算書のほうを見ていただきたいと思います。

損益計算書のほうで売り上げ、それから売り上げ原価としまして、トータルで、私が単年度の当期の損失については628万5,736円としておりました。借入金につきましては、先ほど私が内訳を申しました4,500万円のところはですね。ただ、8番議員のほうからも、3,500万円の借入金の話がございましたけれども、それはそれで確かに5ページのほうに負債の部として書いてございます。5ページを見ていただきたいと思うんですが。ここで3,500万円、信用組合のほうから6カ月の短期の借入金ということで借り入れがしてございます。ですから、この借入金についても、当然、遊学協会のほうが短期の運転資金ということで借り入れております。ですから、指定管理料が入りましたら、それで、短期ということで返済していくというところがございますけれども、当然、こういった、いわば民間で言いますと、資金繰りが非常に厳しい、自転車操業的なところは町も理解しております。これを、だから、いかにどうするかということでございますけれども、これにつきましては、ずっと長年にわたる借りては返す、借りては返すという体質がございまして、もう今、トータルで1億4,800万円ということで負債総額が来ておりますので、ここをどうするかということは非常に協議し、それから執行部としても結論を出していかねばならないというところではございます。

ただ、私は、そよ風パークにつきましては、40数名の従業員の雇用としておりますけれども、平成7年、8年に旧蘇陽町で地域の活性化、町の活性化をどうしていくんだというときにいろんな議論がありました。当時、30億の投資をしていく、それをそよ風パークにするのか、あるいは馬見原とか、そういった集落の浄化槽の設備にするのかなど、いろんな議論の中で、やはり地域の活性化をしていかなければならないということで、当時の町長が決断をして、地域活性化に向けてやっていくんだということでした経緯がございまして。そのことについては、私はしっかり受けとめて、その意義はあると思います。

ただ、いつも話に出ます借入金あるいは指定管理料3,600万円、毎年出しております。これについても、もう3億以上の指定管理料を払っておりますので、そこについては、やっぱり町民の血税ですので、後に引くのか、進むのか、そこらあたりは今度の指定第三セクターのあり方の検討の中で、結論を見い出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告第5号の報告が終わりました。よって、報告第5号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第6 報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、報告第6号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 報告第6号につきましては、私のほうで報告させていただきます。

報告第6号、有限会社「清和資源」の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」の経営状況を、地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

平成27年6月4日提出。山都町長です。

この「清和資源」につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金、当時の村の出資金300万をもって設立されております有限会社でございます。

手元にお配りしております決算報告書で説明をさせていただきたいと思います。3ページをお開きいただきたいと思います。

売り上げでございますけども、測量設計受託収入6,447万6,000円でございます。ほかに、測量助手の人夫賃収入といたしまして162万8,500円、合わせまして6,610万4,500円が売り上げ、総利益でございます。下のほうにはその明細が揭示してございます。

次に、販売費、また一般管理費でございますけども、こちらは5,009万8,432円でございます。この一般管理費につきましては、次ページの4ページにございますので、ごらんいただければというふうに思います。

済みません、3ページに戻っていただきます。

これは一般管理費を引いた残りの営業利益が1,600万6,068円となっております。その他営業外収益等を足して、また、営業外費用を引いた経常利益につきましては、ここにございますとおり、③の右側のところでございますが、経常利益は1,582万494円となっているところでございます。ここには揭示はございませんけども、前年よりも110万円程度の増となっております。特別利益等々を戻入したり、差し引いたりしまして、また、法人税関係等々の法定費用を充当して計算した額が435万6,000円でございますので、当期の純利益につきましては、その表の一番下にございます1,147万5,494円となっているものでございます。

2ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

一部について説明をさせていただきます。損益計算書による当期の利益剰余金は、1,147万5,494円でしたが、右側の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越剰余金等が7,551万3,893円ございまして、当期の繰越利益剰余金は、右側の純資産のところにありますよ

うに、8,698万9,387円ということでございます。今現在、下から2番目にあります8,998万9,387円の純資産ということになります。

27年度の事業計画については、こちらにはございませんけども、引き続き、清和蘇陽地区の一筆調査や測量業務を計画してあるようでございます。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況について報告させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

（「議長、質疑じゃありません」と呼ぶ者あり）

何ですか。12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一応、三セク関係の報告を受けました。いろんな疑問もあります。しかし、慣例によってこれは質疑はしないことになってますから。いずれですね、議長、皆さん大変、疑問に思われてるところがたくさんありますので、時間をとっていただきたい。それには一つ条件があります。これは執行部にお願い。3年ないし5年の経営診断を専門家にやっていただいて、その資料に基づいて、私たち議会も勉強させてもらうという方法をとっていただきくならと思います。

今の一借の問題でも、これは何のことはない、自転車操業で、一般管理費でそれを回しておるだけなんです。一体、管理委託料というのはどういう性格のものかという、そもそもの問題から、これはもう完全に崩れております。これは、10年前、合併したときから、私どもは厳しく指摘しておったんですがね、全然それは改善されてないですね。そして、今になると、もう1億5,000万の累積赤字。もう資本割れなんです。一般会社だったら、この清和高原市場は倒産でしょう、どれだけ負債を抱えておるか知りませんが。町民が知らん間にこういう形で。最後は町民の肩にかかってきますから。私どもは、報告を受けたから何も言えないで終わるというわけにはいきません。

そういう形で、これは議長のほうにお願いしときます。経営診断をぜひやらせてもらって、それに基づいて私どもも論議させてもらうと。監査員さんの報告は経営診断的な監査になってないんです。丁寧に読んでみてください。これは経理的に数理的に問題はなかったと、ただそれだけの話です。監査員さんたちが専門的に経営診断するだけの専門知識をお持ちの方は、全部おられないと思うんですよ。だから、数字の問題だけで、数値的に合っているかどうか、それだけをごらんになってるような気がしてなりません。それは報告には皆、一つも問題はありませぬという締めになっているんです、どのセクターも。よく読んでみてください。そういう意味では、町民に対してきちんとした監査報告じゃないと。ただ、数字の上では、このとおりで何にも間違いありませんと、赤字は赤字ですということの話です。

だから、そういうことを含めて、これはお願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） 先ほど課長のほうからありましたが、9月議会で決算報告のときにも質疑応答をしていただきたいと思いますと思いますが、そのほかに場が欲しいと言われるならば、議会運営委員会と諮りながら進めていきたいと思っております。

(「議長、動議です」と呼ぶ者あり)

動議ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

動議の内容は何ですか。

(「公務員の倫理に関する決議案ということで動議を提案したいと思います」と呼ぶ者あり)

ただいま7番、江藤強君から動議が提出されました。賛成者はありますか。

(「何の動議かわからんから休憩して」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長(中村一喜男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、7番、江藤強君から、公務員の倫理に関する決議案の動議が出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

公務員の倫理に関する決議案に対する動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村一喜男君) 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題にすることは否決されました。

日程第7 議案第46号 山都町火葬場条例の一部改正について

○議長(中村一喜男君) 日程第7、議案第46号「山都町火葬場条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長(江藤建司君) 議案第46号について説明いたします。

議案第46号、山都町火葬場条例の一部改正について。山都町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年6月4日提出。山都町長。

提案理由。火葬場の使用料を定めた山都町火葬場条例別表の区分として、妊娠4カ月以上の死胎とあるが、厚生労働省令の死産の届出に関する規定では、妊娠4月以後と記載されており、届出には死産証書に妊娠週数で記載することとなっています。妊娠週数とは7日を1週とし、4週を1月と数えることと定めてあり、数え方としては、妊娠3週(28日)までを一月、12週(85日)から15週(168日)を4月としています。妊娠4月以上とは妊娠12週以後であることから、

同区分の取り扱いに混乱を来さないようにするため、「妊娠4カ月以上の死胎」を「妊娠12週以後の死胎」と改めるものです。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

山都町火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成何年何月何日、山都町長。山都町条例第何号、山都町火葬場条例の一部を改正する条例。山都町火葬場条例（平成17年山都町条例第108号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたします。後ろから2番目をお願いします。

別表でございますが、これは、各区分ごとにおける使用料をあらわしております。上の3段目に妊娠4カ月以上の死胎という記載がなされております。これにつきましては、妊娠第4月以後、いわゆる満12週以上になる中絶胎児は死亡届を提出し、墓地埋葬法上で遺体として扱い、火葬、土葬の対象となることから、この区分を設けてあります。ただ、この表現では、16週と解釈してしまう恐れがあるということでございまして、次のページをお願いします、通常、死亡届に添付する医師からの死産証書には、週数での記載がされておりますので、この区分については、妊娠12週以後の死胎と改めまして、使用料の取り扱いに混乱を来さないようにするためのものがございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 提案理由の中の15週の日になんですけども、これは168じゃなくて105じゃないかと思えます。それと、中身の、火葬の中のその他というのは何ですか、教えてください。それと、さっき言った15週ですね。15週は105日じゃないですかね。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 15週の日にはちですが、済みません、これはちょっと計算してまた報告させていただきます。

それから、火葬区分のその他でございますけれども、これは何かの事情で遺体が損壊して、体の一部だったりとか、そういう場合をその他の取り扱いにしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「山都町火葬場条例の一部改正について」は原案のとおり可決されま

した。

日程第 8 議案第 47 号 山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第 8、議案第 47 号「山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第 47 号について御説明いたします。

議案第 47 号、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について。山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 6 月 4 日提出。山都町長。

提案理由。簡易水道事業の給水区域を拡張することに伴い、4 地区簡易水道事業を 2 地区に統合し、名称変更するとともに、周辺水道未普及地域への給水拡張とあわせて、2 地区の小規模水道施設も簡易水道事業へ統合するため、この条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページをお願いします。

山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成何年何月何日、山都町長。山都町条例第何号、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例。山都町簡易水道等事業の設置に関する条例の一部改正。

第 1 条、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例（平成 18 年山都町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の第 1 号の表中でございますけれども、従前の田小野地区簡易水道、下名連石地区簡易水道、それから日南田地区飲料水供給施設を統合いたしまして、今回、矢部地区簡易水道として、右の表に記載してありますとおり、下名連石地区の 28 字、田小野地区の 12 字、次のページの三ヶ地区の日当字を新たに、矢部地区簡易水道として区域設定するものでございます。

次に、井無田地区簡易水道、高月地区簡易水道、小峰地区簡易水道、鶴ヶ田地区簡易水道でございますけれども、高月と小峰地区簡易水道については従前のおり、井無田地区簡易水道、鶴ヶ田地区簡易水道、牛ヶ瀬地区小規模水道施設を統合いたしまして、朝日地区簡易水道と改めまして、井無田地区の 15 字、鶴ヶ田地区の 38 字を朝日地区簡易水道として、新たに区域として設定するものでございます。

次に、小規模水道施設でございますけれども、日南田地区飲料水供給施設を矢部地区簡易水道に統合いたしますので、この表からは削除するものです。それから、牛ヶ瀬地区小規模水道施設につきましても、朝日地区簡易水道に統合いたしますので、この表から削除するものでござい

す。

次に、山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正。

第2条、山都町簡易水道等事業給水条例（平成18年山都町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条の第1号のアの中で、「鶴ヶ田地区簡易水道」を「朝日地区簡易水道」に、「田小野地区簡易水道、下名連石地区簡易水道」を「矢部地区簡易水道」に改め、同号アの表中「鶴ヶ田地区簡易水道」を「朝日地区簡易水道」に、「田小野地区簡易水道」を「矢部地区簡易水道」に改め、「下名連石地区簡易水道」を削除いたします。

この条例は平成27年7月1日から施行する。

次のページ以降に新旧対照表を載せておりまして、今、御説明いたしました内容について記載しておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。水道の、これは本当に条例の名称の変更ということで、たくさんの地名が出てきておりますけれども。道路工事関係はいつも地図をつけていただいたり、親切な資料がついているわけなんですけれども、私は井無田地区であって、この中に字の名前がいろいろ書いてありますが、本当に知らないような名前もたくさんあります。できれば、こういったときに、どういう地区のどういうというのを。水道管というのはかなり複雑なものだとは思いますが、できるだけ、私たちなんか井無田におってもよくわからない状況で、その他、下名連石、あるいは蘇陽のほうとかの条例文が出てきたときもなかなかわかりにくいので、ぜひそういったものをつけていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 承知いたしました。後ほど、コピーしてお配りしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○1番（吉川美加君） はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第48号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第48号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、歳出から説明をいたしますので、8ページをお開きください。

この歳出の説明に入ります前に、4月1日人事異動に伴います人件費を今回計上いたしております。当初予算編成後の人事異動に伴います補正でございますので、説明については省略させていただきたいというふうに思います。御了承いただきたくお願いいたします。

それでは、9ページをごらんください。

中ほどに、2款総務費で2目の文書費がございます。番号制度関連例規整備業務委託料248万4,000円でございます。これは、いわゆるマイナンバーに関する例規整備の業務委託でございます。今年10月から、マイナンバーがいよいよ通知が開始されるということで、28年、来年の1月から利用開始に向けた準備、整備を進めていかなければならないということに基づく委託料でございます。

こちらも御案内のとおり、住民登録をしております住民全員に、新たに12桁の番号が割り振られるというような内容でございます。これも御案内のとおり、先月、衆議院は通過いたしましたけれども、現在、参議院のほうで法案について審議中ということでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

12目の地域振興費です。2,069万7,000円の増額補正をお願いいたしておるところでございます。8節の報償費7万から、11ページの一番最上段ですけれども、19節の負担金及び補助及び交付金のところの先進地研修負担金5万円、ここまでは地域づくり夢チャレンジ推進事業に関する経費でございます。こちらは、自治振興区を中心に、20代から40代の若い世代、35名程度選任をしまして、自分の地域の実情ですとか課題を把握して、さらには地方版総合戦略の基礎となり得る画期的なアイデアを創出するといったことと、魅力あるまちづくり、地域づくりについて会議、研修を行っていただき、地域づくりの計画を策定していくということでございます。今後、自立した地域づくりを行う地域リーダーとしての人材育成といった面も目的として勘案しているところでございます。これにつきましては58万6,000円の県補助金がついてるところでございます。

続く、11ページです。

まず、コミュニティ助成事業補助金210万円です。こちらは、中島西部自治振興区に対しましての補助金ということになります。具体的には、中島西部小のふれあいセンターの施設・備品等

についての整備につきます補助でございます。これは宝くじの社会貢献事業ということで、全額、宝くじの助成事業ということで充当いたしておるところでございます。

続く、がんばる地域応援事業補助金100万円です。こちらと同じく、市町村振興宝くじの収益金を原資として行われるものでございます。対象としましては、地域内外の子供ですとか、子育て環境にある保護者を対象としておりまして、内容としまして、かまどづくりですとか、菜の花の油絞り体験、それから田植え、田んぼの生き物調査、観察、そういった事業を通しまして、山都町への愛着や、自分の役割の認識ですとか、次世代を担う地域リーダーの育成と、そういったことを目的とした事業でございます。

続く、過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業補助金1,600万円でございます。これにつきましては、過疎地域等の自立促進地域推進交付金事業ということでございまして、平成27年度からの新規事業でございます。過疎地域、過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のために基幹集落を中心として、複数の集落で構成されます集落ネットワーク圏において、集約とネットワーク化を図りながら生活の営みを確立するとともに、生産の営みを構築する取り組みを支援するという総務省の補助事業でございます。1事業当たり2,000万円以内ということになっておりまして、今回は1,600万円の補助を受けて実施するというものでございます。

事業主体は菅地域振興会です。90世帯199名の方がいらっしゃいます。生産年齢の減少によります農地、それから山林の荒廃を防ぐために、高齢農家でもいきがい、やりがい、こういったことを持って取り組める、安心・安全に暮らせる集落制度の確立を目指すということを目的としておるところでございます。主な内容としましては、特産品や加工商品の開発事業、棚田米のブランド化の事業、それから高齢者の見守りネットワークの構築、災害時の対応体制の整備、それから体験・交流事業、これは収穫祭等のイベントが計画されているようでございます、それから専門指導員のアドバイスや指導を受けるアドバイザー設置事業ということも計画をされておるところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3款民生費の1目児童福祉総務費の16ページの14節が7万6,000円、上の12節が役務費9万3,000円ということでございます。放課後児童クラブ用のプレハブの借用料ということでございます。これは、一般質問のほうでもございましたけれども、登録児童数が増加したことによりまして、現在のプレハブの2棟から3棟へ増築をされることに伴います経費について、町として支援を行うものでございます。

続く、18ページをお願いします。

4款民生費の4目保健センター管理費です。エアコンの移設手数料でございます。千寿苑の集団検診室のエアコンのほう非常に老朽化しておりますので、浜町事務所、それから白糸事務所で使用しておりましたエアコンを移設をするという、その手数料でございます。

続く、19ページをお願いいたします。

5款農林水産業費3目の農政費です。経営体育成支援事業補助金980万1,000円です。これは全額、県補助でございます。新規就農者、それから意欲ある経営体などが経営規模の拡大ですとか

経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備に要します経費について支援を行うというものでございます。

具体的には、今回、トラクターですとかコンバイン、管理機、そういったものが上がってきております。全体事業費としては3,300万弱の事業費ということでございまして、対象者は全員で13名いらっしゃいます。補助金以外につきましては、自己資金それから融資等を受けて実施されるというものでございます。

続く、20ページをお願いいたします。

同じく、5款農林水産業費2目の林業振興費です。工事請負費として100万を今回計上いたしております。清和ふれあいの森整備工事です。これは、清和文楽村の対岸にあります森林公園のことです。平成14年度に整備が行われております。約10ヘクタールほどの森林公園ですけれども、これにつきましては、27年度を含めた今後5年間で、遊歩道ですとか展望所等を整備していくということでございまして、今回27年度は、遊歩道の丸太階段、90段ほどありますけれども、こちらが腐食をしており、非常に危険な状況であるということでございまして、今回、補修を行うということの100万円の計上でございます。県補助金が78万円、癒しの森整備事業補助金という名称で計上しているところでございます。

続く21ページ、2目の商工振興費です。ここにつきましては、まず、15節の工事請負費34万6,000円、それから19節の328万4,000円につきましては、くまもと歴町50選のまちなみ活性化推進事業に係るものでございます。

まず、15節の馬見原商店街の環境整備費としましては、馬見原商店街の案内サインですね、こちらのリニューアル工事を4カ所、今回、計画をしているところでございます。これについては2分の1の県費補助ということで、17万2,000円計上いたしております。

それから、19節の328万4,000円につきましては、山神山公園、これは浦川地区、もとの浜町事務所の北側に公園がございますけれども、そちらの整備事業を行うということでございます。現在、あずまやが設置されておりますけれども、こちらが、今、崩落の危険がございまして、こちらをもう移設をして、のり面も補修するという内容でございます。328万4,000円を今回、負担金補助金として計上いたしたところでございます。

それから、17節の公有財産購入費でございます。680万円。浜町商店街の活性化広場用地購入費ということでございます。これは、仲町上地区の大造り物の小屋の建設用地として、今回、購入を計画しているものでございます。御案内のとおり、平成26年度に浦川地区で建設しておりました。同様のものを、今回、仲町上地区に設置をしていくという計画をいたしております。これにつきましては、全体計画がもちろんございますけれども、連合組の中で用地が整ったところから順次整備をしていくということで、今回は仲町上地区ということで計画をいたしております。

場所につきましては、具体的には、浜町の江藤金物店の店舗跡ですね、肥後銀行がございました駐車場の横になりますけれども、そちらの宅地を281平米購入予定ということにしております。平米単価を2万4,200円ということで、鑑定価格等を勘案して、この金額を計上したところでございます。

それから、5目の山の都づくり事業費でございます。20万の修繕料です。これは短期滞在施設の維持・修繕料ということで20万を計上いたしたところでございます。

続く22ページをお願いいたします。

7款土木費2目の道路維持費です。14節の使用料及び賃借料ということで200万を計上いたしております。重機借り上げ料ということで、道路転石、それから堆石土の除去、そして支障木の伐採ということを中心に計画をしてるところでございます。200万の重機借り上げ料でございます。

続く24ページをお願いいたします。

8款の消防費3目の消防施設費です。503万円を今回、計上いたしたところでございます。これは、長田地区のもとNTTの社宅の跡地でございます。この防火水槽につきましては、その社宅の敷地内に平成5年に整備をしたものでございますけれども、今回、NTTから土地が民間の方に売却をなされまして、社宅敷地内にある防火水槽については移設をする必要が生じたので、長田地区の同地内に用地提供を受けまして、同長田地区の入口付近の土地に、今回、防火水槽を設置をするというものでございます。40トンの地下式でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

9款教育費です。11目の矢部高校応援事業費でございます。これも一般質問等で質問を受けたところでございますけれども、今回、新たに目を設けまして、矢部高校に、より有効な応援施策を講じるための経費を計上いたしたところでございます。

内容としましては、8節から13節まで計上をいたしたところでございますけれども、主に矢部高校の応援町民会議の設置に関する、事業に関する経費、それから委託料としましては、108万円組んでおります高校の進学者のニーズ調査ですとか、高校と大学の連携のコーディネート業務ですとか、応援業務、これのメニューの策定等々を計画していきたいということで、133万円の補正を今回計上したところでございます。

それから、27ページから最終の29ページにつきましては、特別職や一般職の給与明細書、今回、人事異動により変更になりました分を反映したものを数字を計上しているところでございますけれども、中で、27ページの中ほどに、一般職のところ、補正後と補正前の数字、3名の差がございます。これにつきましては、会計課の異動が2名、病院会計1名、それから簡易水道会計1名、それが2名減と。一般会計から特別会計に、公営企業会計に異動したということ。それから、1名は当初予算編成後に、一般新規採用職員の辞退がございましたので、合わせてその計3名ですね、こちらが比較として減というふうになっておるところでございます。

続きまして、歳入は6ページからでございます。

それでは、歳出予算の財源として説明いたしました部分につきましては省略をさせていただきます。説明した以外のものについては、7ページの繰入金です。財政調整基金繰入金を3,352万4,000円、財源調整目的として、今回、取り崩しを行うものでございます。

最後、表紙の次をごらんいただきたいと思います。

平成27年度山都町一般会計補正予算。

平成27年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億6,990万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月4日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、18ページの繰出金で、簡易水道特別会計繰出金1,177万5,000円、これの説明をお願いします。

それから、10ページの過疎地域のネットワークの説明はわかりましたけども、以前、これに似たもので、下矢部とか、大野とか、島木とかでやってたような事業があったかと思えますけども、それはもうなくなったのかということ。その違いを教えてください。

それから、21ページの公有財産購入費ですけども、この場所に決定した経過の説明、それから最終決定はいつしたのか。単価の決定の経過の説明もあわせてお願いしたいというふうに思っております。

以上3点ですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私からは第1点目の簡易水道の特別会計繰出金について説明をいたします。

この後に簡易水道特別会計がございますので、そちらのほうで、申しわけございません、詳しく説明する予定でしたけれども。水道管移設工事ですとか人件費が今回、先ほど申しましたように増額となりましたので、その分の一般会計からの繰り出しということになります。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 御質問ございました過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業でございますけども、これにつきましては、国の総務省事業であります過疎地域等自立活性化推進交付金、この中に四つの事業がございます。これまで、過去四つ、先ほど御質問がありましたように、大野、白石、下矢部、島木がやってきておりますものは、その中のメニューの過疎地域等自立活性化推進事業というものでございました。今回は、地方創生に鑑み、新しく27年度から創設されました、同じ交付金事業の一つでありますけども、集落ネットワーク圏の形成支援事業ということで、上限が2,000万ということで、今までのから倍増したものに地域を挙げましたところ、全国313申請中23採択がありました、その23の中に、採択をされたということでございます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、浜町商店街の拠点施設であります八朔の大造り物、それから作業の展示小屋ということで、今回、用地買収を上げております。これにつきましては、若干経緯を説明したいと思います。

昨年、浦川連合組に八朔の大造り物作業小屋兼展示場をつくりましたけれども、これにつきましては、これからつくります中心市街地の拠点施設に八朔の関連の案内や、それから観光案内、そういったものの設備を整えますけれども、どうしても回遊する仕組みをつくりたいということで、それぞれの連合組につくっていくということが合意がなされました。そして、浦川の小屋がつけられたわけですが、その第2弾になるわけです。

これにつきましては、どの場所にどうつくっていくかということは、当然、仲町の上組のほうで議論がされました。そして、小一領神社の参道の前につくりたいということで、これは肥後銀行の横の空き地でございますけれども、それにつきましては、商店街全体で考えていただきたいということで、商工会長初め、関係者の皆さん、それから八朔の造り物連合組の皆さん全員で協議をしていただいて、27年度は仲町のそこの所在地につくろうということが合意されて、町のほうに要望が上がってまいりました。

それを受けまして、町としても、これからつくっていくということで、今回、浦川の場合は町有地でございますけれども、今度は私有地を買い上げるということになりますので、当然、しるべき不動産の評価をしなければなりませんので、不動産鑑定を専門家を入れて、その中で鑑定をしていただきました。

鑑定に当たっては、平成25年、24年の近傍類似地区の不動産の売買実績、浜町、それから下市、城平等ですね、5カ所の実際の売買事例を調査していただきまして、それにもろもろの調査係数、これは専門的な評価の仕方があるんですけども、当然、街路条件、間口、地形、それから交通状況、行政状況、そういったいろんなことを勘案して鑑定結果が出されました。

それを受けまして、1月19日に公有財産評価委員会をしまして検討しまして、やはりこれからつくっていくんだということで、不動産の評価については、しっかり検討していかなければならないということで2回にわたって検討しまして、その検討結果として、5月7日に公有財産評価委員会のほうで決定していただきました。

その決定の過程では、県が持っております地価公示価格というのがございますけれども、これは毎年7月1日に公示しますが、山都町の場合、下市のR I Cしもださんのところが基準値ということで公表されておりますので、平米単価も3万円ということで出ております。毎年、この評価がございまして、こういった鑑定の評価基準値も参考にしながら、県のほうも、この評価基準値を参考にして売買に当たっての単価基準を決めるということでございましたので、そういったことも勘案しまして、評価委員会のほうでは、その鑑定価格、それから評価基準価格を下回る額で、今回、評価額として決定させていただきました。

町の予算を使って買収するわけですから、民間の一般の売買契約とは異なります。売り手の都合であったり買い手の都合に偏らない、やはりしっかりした算出根拠を求める必要がありますので、そこらあたりはしっかりと協議したつもりでございます。その中では、財産権の概念があり

ますけれども、私有財産は正当な補償のもとによって公共のためにこれを用いるということがあります。町が買収する場合は、価格決定の根底にはそれを持っておかなければならないということで、十分検討した結果として出させていただいて、今回の予算に680万円ということで出させていただきました。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 一つお尋ねしたいのが、27年のいつに、その組とか連合会である場所に決まったのか。ことし、27年のいつか、何月ごろかということを知りたかったんですけども。

それから、表示価格、公示価格等々わかってます。私も調べてみましたところ、R I Cしもだあたりが基点という話ですけども、通常は、見てみると、浜町の古町、ニューグランドさんの横あたりということなんですけども。あの辺も基点の一つ、公示価格の一つになってるんですが、そこを見てもみますと、平米当たり1万8,300円で、坪6万390円。ちょうど今度の候補地との間ぐらいですね、R I Cしもだと、その間ぐらいのところは候補地なんですけれど。

実際、今、五つの取引例があったという話ですけども、私も調べてみたんですが、事例が一つ、二つあったんですが、ちょっと町内の、その候補地のそばなんですけども、その辺も坪四、五万という話を聞いております。

それから、実際、町内の民衆の取引がここ10年あってるかというあんまり、今五つとおっしゃいましたけども、どういった事例を持ち出されてそう言われるのかわかりませんが、あんまりというか、ほとんどないという話も聞いてます。本当に残念なことに、それだけこの町に、商店街に魅力がないのかなという話なのかなというふうに思ってますが。

ちなみに、今言いましたように、1万8,300円ですね、浜町が。それから、今おっしゃいましたように、R I Cしもださんあたりが平米3万円。それから、宅地として見た場合の公示価格は、下市の前田というところで、きれいに、今、更地になっておりますけども、あの辺で平米2万600円、坪当たり6万7,900円、約7万ですね。それから、新町、このあたりで平米1万3,900円、4万5,000円。それから、ちょっと町外になってきますと、平米当たり6,890円とか、そういった形になってきます。それで、今、新しく更地になっておりますけども、その場所あたりですね、去年かおととしか、競売の中であって、私も勉強がてら参加しようかなと思って不動産目録あたりを見せていただいたときに、その価格として出てきたのが、平米当たり1万9,000円、坪当たり6万2,300円。それから、路線価の場合で見たときでも2万1,000円。約平米当たり2万円前後で目録が出るとるんですよ。けども、誰も一人も見にも来なかった、応札もなかったという状況です。それぐらい、今現在そういう状況なのかなと思ってます。

実際、公示価格はわかりますけども、実勢価格ですね、そういった部分を勘案したときに、坪にすると約8万近くの単価が妥当かなということがちょっと疑問に思うわけでありまして。

私自身は、つくることに関しては、計画の中で、浦川もつくってきた中で、今後整備されていくのではないかなと思ってますけども、この単価が、今後この町の土地の動きを阻害する一つの原

因になりゃせんかなというふうに思ってます。これらの単価を、じゃあ、民民の方が買うかと。町だからこそ、この単価が出てきたわけで、ここが私、町内をこれからどんどん活性化させようという中で、一つの大きな障害の要因になってくるであろうというふうに思っているんです。

それから、何でさっき、27年のいつごろ決定したのかと聞いたかったのは、その間2軒あいて隣に、ちょっと解体されて新しい土地が売地ということできとります。そのあたりは、まあ中で検討された話でしょうけども、検討されとるのかなというのも疑問ですし、何かどうも、もう最初からその場所ありきというような感じがぬぐえないんで、その辺の時期ですね、教えていただきたいと思っています。

それから、財源が一般財源ですね。さっきから出てますけど、国の地方創生の中のメニューで何かなかったのかなと。こういった形をどんどんどん一般財源の中で手当していくのかなという懸念も持っています。

執行部に最後に確認ですけども、やっぱりこの単価じゃないと検討できないのかと。その辺の一、二度の計算は、単価の設定はできないのかなということもあわせて聞いておきます。

何でそういうことを言うかという、最近、浜町拠点施設というのを中心という話だったですね。浜町拠点施設が現在、三、四年になる中で塩漬け状態になっておると。今一生懸命努力されておられるけども、ああいう見通しの中での購入のやり方が、こういった状況になっているわけで、そのあたりの反省も踏まえた中で、やっぱりきちんとしていかなといかなのかなという思いもあります。

ちょっとだらだらとした質問になりましたけども、担当課長でもいいし、町長の考えもいただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） まず最初に、これまでの経緯についてですけども、浜町商店街で、まず手を挙げられたのが、浦川の次が仲町上組でした。そこで、いろいろ検討を上組の中で検討されて、肥後銀行の横の空き地がいいと。何でもかといひますと、小一領神社のもともとあそこは参道だったということでお聞きしております。ちょうど正面に八朔の造り物を展示すると、そして作業小屋としたいということで熱い思いを語られて、代表の組長さん方、連合組の組長さんとが役場に相談に来られまして、これについては、浜町全体のことでですから、全体でやはり決めていきたいと思いますということで商工会長に御相談申し上げて、じゃあ、会合をやろうということで、数回にわたって、連合組の代表の方、そして商工会の方、集まっていたいて、最終的に浜町商店街の総意として、これは町にお願いしようということで決まりました、それが12月です。それを受けまして、第1回の公有財産評価委員会を27年1月19日に開催しております。そして、協議を重ねて、再度27年5月7日に第2回目の公有財産評価委員会をしております。

議員御指摘のとおり、よくお調べになっておるなと思って感心したんですけども、不動産の鑑定については、鑑定員さんが、我々のわからない非常にいろんな情報網と技術を持っておられて、実際に、平成25年、それから24年に、浜町それから下市、24年にはまた浜町、それと25年が城平と、ABCDEの実勢の売買実例を調べておられます。町が実際に適正な価格で買うといっ

た場合は、先ほども申しましたように、街路条件とか、間口とか、地形、地物、それから日照とか傾斜とか、あるいは交通状況、周辺にどんな施設があるか、そういったいろんな専門的なことを勘案して評価額が決められます。これは、町の税であります固定資産の評価基準、それについても、そういった形で調べて町全体の評価が決まっていますので、それと同じような考え方になります。

ですから、実勢の売買価格が実際に報告がありまして、それにいろんな傾斜配分とか、補修性という数値の考え方があるんですけども、それでされまして、最終的にその単価が決まりました。それを受けまして、最終的に公有財産評価委員会で、その額を下回る価格でお願いしようということで決定いたしました。

民民の場合と公用でする場合というのがやはり違います。民民には、やはり売りよう、買いようというのがありますので、売り手の言い分であったり、買い手の言い分だったりとということで、御指摘のような物件も、通常の売買とは違う場合もあります。商店街の皆さんの中にも、あそこは高かばいとか、あそこは安いばいとかいろいろな話がありますがけれども、町はやはり、先ほども申しましたように、貴重な町民の皆さんの財産について譲り受けして、それを公共の用に供するわけですから、きちっとした積算根拠に基づいて価格を決めるということでございますので、それは税の評価と全く一緒でございますから、そこは御理解いただきたいと思います。

また、浜町会館のことにつきましては、確かにもう何年もたちます。しかし、ここで稚拙に建ててはならないということは商店街の皆さんも御理解いただいて、商店街の皆さんからもいろんな意見を出していただいて、最終的には自分たちでこの拠点施設を経営するんだという思いでつくっていただきたいということで、いろんな協議を本当に何回となく重ねてまいりました。ことは、設計予算を組んでおりますので、その設計予算の中でも、実際に、設計については木造がいいのか、いや、メンテナンスのことを考えたほうがいいのか、それから、最終的には来る高速道路に向けて集客ができる施設にしたいという思いもありますので、そういったことを勘案して、平成27年度には設計ができ上がりますので、28年に着工したいということで思っております。

それから、用地のことについては単費で、大変、財政的には厳しいんですけども、建物については、今、補助金の申請の段どりをしております。この予算をもし認めていただきましたらば、早速、補助金の申請も県にしていきたいというふうに思っておりますので、また、工事の予算を上げるときには御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

あとは町長にお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 八朔の造り物小屋の件で、少し課長の答弁に対して補足する部分もありますので、その辺も含めてお話をさせていただきたいと思います。

議員さんのほうから、浜町、古町の例もありましたけども、県の調査価格、ここは国交省が行う路線価格というのはありませんので、基準の単価としては、熊本県が行う調査価格というのがあります。そこで、浜町は、古町というのと、下市前田というR I Cしもださん、その二つがあると思います。それと、近くでは、矢部高校の近くの城平というところもあります。それで、商

業地としては、R I Cしもださんのところが参考地になるということで、ごらんになれば、そういうふうを書いてあると思います。住宅地としては、古町、それと城平のところの住宅地が参考になりますので、そういうことで御理解をいただきたい。商業地としては、要するに、商業の通りの非常に近い部分については、参考地になるのは下市の前田だということで御理解をいただきたいと思います。

それと、今、実勢、基準となる価格の売買実例というのがありましたけども、これは不動産鑑定士のほうが逆に依頼をされます。と申しますのは、普通、売買があったら、土地所有権移転登記というのを法務局にやります。ここの所有権移転登記の原因が売買というやつが来たら、それを全部抽出します、国交省が。そして、その実例を調べるために、不動産鑑定の全国レベルの協会のほうにそれを委託するわけです。そこの委託したところが、各、はがきか封書かちょっとわかりませんが、買われたところに幾らで買われましたかということを送付をします。そこで、これはもう個人情報ですから、返ってきた分だけという話になるんですが、売買実例の膨大な資料が国交省に入るということになります。そして、それを不動産鑑定士さんは自分たちの不動産鑑定に係る関係のある分について照会をするということになります、国交省のほうに。そして、その売買実例を入手するということになります。さっき課長のほうが申し上げた実例は、それがもともになっているということをお考えいただきたいというふうに思います。これは、先ほど言いましたとおり、全部じゃないと。返事が来た分についてでございます。

それで、議員がおっしゃった中には、多分、任意競売のやつもお話をされたと思うんですけども、それをそのまま使うかということ、そうじゃなくて、やっぱり売買にはいろんな事情があって、買い手主導型、売り手主導型の売買があるわけですから、余りにも高買いをしてるだとか、安く買われてるなということは、鑑定士のほうが補正をかけるということで、ならしていくという作業もしているということをお考えいただきたいというふうに思います。

そういうことを入手して、基準となる調査価格から引っ張ってきたといいますかね、その距離だとか、そのところから持ってきた基準価格、それと売買実例、両方を勘案して土地の評価をするというのが普通の不動産鑑定のやり方でありますので。

そういうことで、課長が申し上げたとおり、町が土地を購入する場合、非常に厳正な、公平な視点の売買、用地価格の評定をやらなければならないと。そこで、なかなか行政だけでは難しいので、不動産鑑定士の見解をもとに、その以内において価格の設定をするということでもありますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） もちろん執行部が出してくる数字ですから、きちんとした手続を踏まえてこられたんでしょう。けども、町民の感情として、実勢価格との余りの金額の乖離ですね。この辺で、すんなり御理解をと言われても、もう少し見直しはできんもんかなという感じを思うわけです。

ちょっとさっき私も言い忘れましたが、確かに商業地というのはわかります。ただ、ち

よっと違う事例を出しますけども、ちょっと例を出しますと、御船町に上益城消防庁舎ができました。ここは農地です。けども、用途地域ということで、ある程度の課税がかけられるということで、それなりの評価がある中での金額なんですけれども、大体、御船高校のそばあたりが坪の8万8,000円、それから肥後銀行のあたりが10万3,000円あたりなんです。ですから、御船高校のそばあたりなんですけども、庁舎があるところがですね、約2万円低い金額で購入されています、消防組合が。公示価格を、かなり努力して、公有として手に入れられたということ聞いております。

ですから、私も、つくことに反対とはいいません。ただ、今ちょっと話を聞いてみたら、組のほうから、あの場所が一番いいということでの依頼ということですから、さっき町長とか課長がおっしゃったように、売り手、買い手の中で、あそこがいいんだよということでの指定でありますから、そこはやっぱり、もうちょっと交渉する中で、どうしてもここが欲しいというところで買いにくいわけじゃありませんから、向こうからこの辺がどうですかという話ですので、もうちょっと交渉する余地があるんじゃないかなと。

私の感覚から行きますと、あんまり数字を言うと先走りしますけども、やっぱり坪当たり5万から6万あたりが妥当かなと、いろんなことを勘案しながらですよ。専門的なことはわかりませんが、そういうふうを感じるんです。で、その差というのが、課長もおっしゃいましたように、非常に厳しい財政事情の中で一般財源から手当したということですけども、建物については、今後、商工会あたりに諮っていくという話ですが、その辺をもうちょっと努力していただきたいなということちょっと質問してるんですけども。

何ですか、見直し当たりの検討はできないもんですか。もう1回お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、御船の上益城の消防署の本部の建てかえの件でも言われましたけども、私も、そのほうには携わらせていただいているので、その辺から説明しますと、あそこも不動産鑑定をもとに価格の設定をしてあります。これはあくまでも専門的な知見だとか、いろんなことによる計算に基づくやつで、こちらが、幾らぐらいが妥当であろうというような根拠のない金額では、うちのほうも交渉ができないというのもあります。いろんな、私、土地の収用あたりも経験しておりますけども、そのときに最後に収用委員会のほうが決定するのも、私どもの鑑定じゃなくて、独自の不動産鑑定を入れて決定をします。これが、今の段階では一番公正な方法だという認識を私はいたしております。

もう一つは、土地建物を持ってらっしゃる方については、固定資産税の評価というのをやります。ここは、どういうことをもとに決まってるかといったら、これもやっぱり3年に1遍の不動産鑑定をやって、そして毎年見直しの補正をかけて、固定資産税評価額というのを決定します。不動産鑑定よりもかなり緩く設定はしてあります。でも、大もとになるのは不動産鑑定であります。だから、課税をするときには不動産鑑定をよりどころにして、買うときには、ほかのやつを持ってきますというのは、同じ町、行政がやるときには、なかなかこれは難しいんじゃないかなという気もいたしますので、こういう根拠を持って、一般に言われている公正な単価の設定とい

うことで、今回の場合だけではございません。いろんな場合もそういう高い設定をせざるを得ないようなところは、不動産鑑定をもとにやっているわけでございます。何とかその辺も御理解をいただきたいと。

(自席より発言する者あり)

一つは、阻害要因ということには私は当たらないと思います。それは、先ほど言いましたように、売りよう、買いようの問題で、そこが欲しいということであれば、単価はそういう鑑定だとか、そういうことじゃなくて、隣よりも高くというのは、それは人情として出てきましょうし、土地をどうしても処分したいという人がおれば、それは幾分でも安く下げて、買い手市場がやっぱり多くなるように、それを設定するのが一般的な考え方だろうというふうに思います。

多分、いろんな商売をなさっている方については、やはり銀行からの借り入れだとか、いろんなことをされておると思います。議員も御承知のとおり、ほとんどの商売人の方々が、根抵当あたりを設定されています、土地等はですね。それについても、やはり評価額というのが基本になってくると。やっぱり資産価値を確保する意味でも、行政が余りにも民間レベルの話だけで動くのはいかかなという気はいたします。やはり、そこ辺を守っていくということも十分考えなければならぬと私は思っております。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番(中村益行君) 今、やりとりを聞きながら、執行部のほうの説明が一つ足らんですよ。向こう側から買ってくれと言われてるならば、交渉の余地があるんじゃないかということですね。地主さんは、その商店街のメンバーですか。商店街のメンバーに入っておって、そして協議した結果、あそこが一番いいということであれば、交渉の余地があるんじゃないかという質問です。そこはどうですか。

○議長(中村一喜男君) 町長、工藤秀一君。

○町長(工藤秀一君) 今の中村議員のお話なんですが、あくまでも相手方から、この額でいいよということであれば、それ以上に買うということは私はないというふうに考えるんですけども、やはり私どもが単価の設定をするときには公正な方法で単価の設定はいたしたいと。特に予算計上のときには、それをやりたいというふうに考えております。

○議長(中村一喜男君) 12番、中村益行君。

○12番(中村益行君) いや、私はそういうことを聞いたんじゃないですよ。地主さんのほうから、地主サイドから、これで買えと、ここを買えとおっしゃるのであれば、交渉の余地があるんじゃないかと。だから、ずっと経過を聞くと、商店街でここをとということになった。しかし、それは商店街だけじゃなくて、商工会全体の問題とさせていただきますとやっとな。私はそこまで非常に正しいと思うんですよ。そのとおり、やるべきですね。ところが質問者は、最終的にあそこに決まったのであるならば、ここを買えということであれば、交渉の余地があるんじゃないかと。だから、地主さんも一緒になって、そういう協議をしておられるならば、そのことも明らかにしてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員の御指摘のとおりです。そもそも、用地に当たっては各連合組で手だてしていただきたいというのが大前提です。たまたま浦川については、町有地でお願いしましたということでしたから、よかったんですけども、今回は私有地ですので、それについては、仲町上組の皆さん方で、同じ組内の話ですから交渉はお願いしますと。そういった交渉の中で、売ってもいいよということで来られましたので、その予算の範囲内でやるということしております。決して、売り主さんが、何と申しますか、高く言われて、売り主さんの希望価格よりもさらに上乘せして払うということはありません。そこは間違いありませんのでですね。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） どうも的確に答えていませんね。私が聞くところによると、この地主さんは、こちらにはいらっしやらない、いわゆる商店街の人じゃないということを知っておりますね。さっきの質問者は、商店街の人、そのメンバーの1人であれば交渉の余地があるんじゃないかという質問ですよ。きちっとあなたたちは受けとめた答えをしてください。私がそこまで言わんでもいいことですから。

そして、あそこは更地にしてある。私はいつも銀行に行きながら、これはこのままになっとなつて、言っちゃ失礼ですけども、邪魔だなと思つた建物が幾つか、最近ばたばたと更地になりましたね。そして売地という看板が出ております。だから、商店街のメンバーの1人としてこの地主さんが入っていらっしやれば、交渉の余地があるんじゃないかということですから、こちらにいらっしやらなければ、あくまでも商店街からすれば第三者なんですよ。だから、そこ辺のどこをきちんと説明をしてくださいと。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 当該地の所有者は、もともとは地元の方でした。今は町外におられるということです。ですから、私の説明も混同しておりましたので、申しわけありません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今に関連して引き続き質問させていただきますけれども。

今、私も、この予算価格を見たときにとても高いと。町民レベルとしてはですね、感覚としては、すごく高いなと。平米でさっきおっしゃいましたけど、やっぱり、単純に計算するとおよそ8万円ということですね。なので、やはり私たちの感覚からすれば、先ほど何回も説明をいただいておりますので、町がやることであるから、適正な価格を算出しなければいけないという説明もだんだんと説得力を帯びてきたわけなんですけれども、しかし今、町長と檜林課長の説明によりますと、この予算書をつくるに当たって、最大限のところを組まなくてはいけないということだったのでしょうか。今さっきから議員各位おっしゃってるように、今から交渉して、本当に心情的に言えば、まちなかの人たち、連合が、それぞれに土地であるとか場所であるとかを自発的に決めていく必要があるんじゃないかと。で、仲町の方たちがここでやりたいという話で。だから、

用地についてとか、いろんなことをやっぱりその人たちの熱意でもってやっていくというのがレベルにあるんじゃないかなというふうに聞こえたんですね。だからそれは、ここにしたいんです、じゃあ、町が買いますではなくて、町が買うとすれば、このような価格で買わなくてはいけないけれどもというふうな予算の組み方なんでしょうか。

この後、例えば、この土地を持ってらっしゃる方が、それはもう町のことになるためならって言って安く、あるいは極端に言えば寄付をされるという可能性もあるんでしょうか。その辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 吉川議員のお話が3点ぐらいあったのかなと思います。

まずは、予算の範囲内という言葉がちょっと出たんで、その辺に関連してだと思いますけども。これは、特に1件の、お一人対お一人の話であります。ちょっと言葉の使い方が悪かったかもしれませんが、私どもは、交渉はこの金額で行くということになります。なかなか1件の場合、予算をお見せをしていくというのが、非常に難しいところがあるなど。予算はこれだけ組んでというのが相手に伝わっておれば、予算がこれだけだからという話になる。だから、やはりこの予算というのは、きちんと評定をやって、そしてこれで買っていくんだという決意を持って上げていくということを考えておりますし、そこに枠のような余地はないというように説明をしていきたいと思います。

それから、熱意ということでありましたけども、特に場所の問題は相当大事になってくると。どこでもいいというわけじゃないと考えてます。やはり、そこは回遊性を持たせるという意味でこれを買っていくわけですから、特に引っ込んでいるところを、誰も見て気づかないようなところは、非常に私は難しいと思いますし、特に車なんかで通っていたときに発見するちゅうのは、片側が今回のように肥後銀行の駐車場としてあいておかなければ、これはもうとても目につかないというようなこともあります。

商工会の方々、そして地域の方々、各組連合会の方々が、ここがいいというのは、いろんなことがあるかもしれませんが、まずはそこ辺が、観光客の方々が目につくところ、これはやっぱり私どもも少し譲れないところでもありますので、余り地元の熱意ということだけじゃなくて、私どもの希望するところも聞き入れていただきながら、そして熱意を持って、この箇所について用地交渉をしていただく。地元の方々が、100%そこがいいんで、あとは役場に任せたとのことじゃなくて、自分たちが主体的に用地交渉をやっていただくと。ただ、そのときに価格の設定は、私どもが先ほどから申し上げてる鑑定、公平公正な価格の設定以内ですよということは、前もって伝えておりますので、地権者とのそういう打ち合わせは当然されているんだろうというふうに思います。

寄付行為のことなんですけども、もう御承知かと思いますが、あそこはもう看板がかかってまして、これ売りますということで書いておりますので、町のほうから交渉して、寄付もということは、私は、ないもんだと考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今ずっと質問の中でお答えをいただいております。行政の事務上だったり、それには問題はなかったのかなど。そして、価格決定についても、根拠があって、もちろんされたということはわかります。しかしながら、議員は町民の代表です。町民感情、住民感情からすれば、もちろん、この庁舎の用地の収用に関してもいろいろ話がありました。それから浜町会館の跡ですかね、パチンコ屋の跡のあれにも、高過ぎやせんかという意見はかなりあります。そういった中で、やはりまた坪単価8万円、実勢価格とは、町内の人に聞いてもみんな違うと、ちと高過ぎるとい話になっております。そういったことを考えますと、もう少し、課長さん初め、収用委員会にしても、町としては、行政としては、価格は安うはできんということなら、裏技なり何かがありやせんかと。先ほど言われるように、町長は笑われましたけど、やはり収用は連行組に任せて、土地の交渉も任せますよと。なるだけ安くしましょうって、それが1点。

それと、先ほどから、回遊、回遊と、町内を回遊とおっしゃる。これは、商工観光課、私ども議員も何度か話は聞いております。しかし、町民全体には、本当に町内の八朔の造り物を主体として、拠点施設をつくって、そういった造り物小屋を幾つか、八つか九つか知らんですけどつくと、将来的に。その共有ができてとらんでしょう、町民に。その中で、こういった高い価格を出せば、これはやはり、住民感情としては、どうしても納得できないという形になるような気がします。その点いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員のほうから回遊について共有ができてないということがありましたけれども、これについては幾度となく会議を重ねてまいりました。前にも見せたことがありますけれども、平成11年の矢部町中心市街地活性化基本計画、これが本当に、一番最初の、浜町の商店街の皆さんがやっという基本計画をつくったのがこれなんですよ。この中にも、回遊性を持たせる、それから中心に、本当はこの八朔の造り物を中に入れて、大きい建物をつくってって、バブルの前の方につくってありますので、そういうことも書いてあります。でも、これは町民の夢です、矢部町時代のですね。それを一つ一つ実現されてきました。その中でやっ造り物小屋ができると。

これは回遊性だけではありません。今、それぞれの八つの連合組では、2カ月間にわたって造り物をされますけども、本当に大変でございます。そういったところで、やっぱり造り物の作業を軽減してやるということも非常に大事なことで、皆さんといろいろと協議した中では、何回となくやったんですけども、皆さんの大変さは、私もやっこの担当になってわかったぐらいです。

ですから、そういう造り物的小屋をつくるということについても、やはり軽減してあげたいと。かつ、残りの10カ月は、有形、無形の文化財である八朔の造り物を飾って、みんなも楽しむし、来ていただくお客さんにも楽しんでもらおうと。これは、商店街、それから商工会の中では共有されとります。それを皆さんに伝えるのは、我々山の都創造課の務めですので、そこはしっかりやっしていきたいと思っておりますので、そこらあたりは、町民の商店街の皆さんには共有ができ

ていると信じております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一番最初の住民感情の問題がまだ答えができてません。住民感情で高過ぎるという感覚があるんだということをおっしゃいましたけども、やはりそういう感覚的なものでは、うちのほうが用地交渉というのは、単価を決定して、そして用地交渉に当たるということから、幾らくらいでいいでしょうということ、やっぱり何かの根拠が要るということですので、そういうことをもって、そして不動産鑑定も生で行ったわけじゃありません。そしてまた、うちの公有地価格審査会でその辺の過去の買収事例、この町がずっと買ってきた、その流れなんかも十分踏まえていかなければならない。価格審査会のほうでちゃんともんで、価格の設定をしております。

合併前でしたけども、一つ申し伝えておかなければならないのは、一番高いころですね、これは新町の通りでしたけども、二十何万ということがありました。もう平米当たりが8万ぐらいやったときもあります。そういうことはやっぱり知らない人は知らないと思うんですよね。そういう時代もあって、今はどんどん下がってきた。一部、当時言われてたのは、郡内では一番高かったんですね、ここが。そして、本当に健軍商店街の近くにある土地じゃないかぐらいの、そのぐらいの設定の時代もございました。やっぱり、そういう歴史もあって、そういう高いときの感覚というのは全然承知されてないという方もいらっしゃる、その辺の評価もあるかもしれないので、その辺も言わせていただいたということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため1時20分まで休憩いたします。

休憩 午後0時26分

再開 午後1時21分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 午前中の続きというようなことで、山の都創造課長の答弁の中で、私が聞いたかったのは、一つは、浜町会館を1億6,000万、7,000万で購入したとか、そしてまた拠点施設をつくり、それがやがて1億くらい要る。そして回遊施設で、建屋だけでも900万くらい総額的にはいっていると。そして、土地をまた買って、それを八、九つくと。それだけでも1億を超えるような感じ。そうすると、4億、5億くらいの投資をするわけですね。その観光の目玉的な施設なり何なりということで。それは、町内の人には説明が行き届いて、共有ができているかもしれませんが、私が言いたかったのは、山都町全体の人にといいいますか、これは町民みんな知れということは難しい面があると思いますけれども、その共有の度合いが余りも低いというような気がするわけですよ。特に旧清和地区なり、矢部町にしても、ちょっと離れたところだったり、蘇陽地区だったり。そこのところをどういうふうにしていくか、そういった点を踏まえて答

弁をしていただきたい、お考えを聞きたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） はい、失礼しました。議員のおっしゃるとおり、まだまだ町の計画が全体に広がっていないということは、確かに御指摘のとおりでございます。観光協会あたりは、常に毎月1回の会合を開いていただいておりますので、その役員会なりにはいつも行っておりますけれども、その中でもいろんな意見を出していただいております。ですから、そういった方々から広げていただくという方法もありますけれども、やはり町として、この観光の計画にしろ、山の都創造課のプロジェクトにしろ、いろんな形を通じて広めていくことは必要だし、またそぎゃんこつしたっちゃってというような意見も聞く必要があると思いますので、広報なりいろんな形で、やまトーク等もございますので、そういった機会があるごとに説明をしていきたいと思ひますし、それは当然、町民に限らず、山の都をPRしていくためにも必要なことですので、いろんなツールを使って今後取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 確認をさせてください。一つは土地購入費が680万、登記手数料及び設計委託料ですか、これが111万、合計すると791万4,000円になるわけですが、これに浦川のやつが929万かかっている、建屋のほうがですね、かかっているというふうに計算してみると、約1,720万が一つの場所にかかる。これを八つ、あるいは九つですか、八つだったですかね、これを建てるつもりなのかどうかを確認させてください。

それと、浦川ができて約2カ月近くなりますが、見学者つちゅうのはどういった状況なのか、それもあわせてお知らせをしていただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御説明いたします。

基本的には、これから連合組それぞれにつくっていききたいということで考えております。それに当たっては、用地についてはそれぞれ各連合組で手だてをお願いしますというのが基本でした。今回は、肥後銀行の横の小一領神社の参道ということで、ぜひそこにつくってくださいということでやりましたけれども、今後いろんな形で出てきますが、この仲町上組の用地の選定に当たってもいろいろな候補地もございました。しかるべき町有地あたりも、あるいは共有地あたりもありましたので、そちらではどうかという議論もしたところです。ただ、やはり町長も申しましたとおり、地元の皆さんの熱い思いと要望で、肥後銀行の横の、確かに駐車場もある、銀行もある、そして広々としている一等地ですので、やっぱりそれなりの価格はするということで、町としても支出が大きくなりますので、そこは大きな決断をするところでございますけれども、今回はそういうことで決断をさせていただきました。

また今後、大川とか新町とかが出てくると思ひますけれども、できれば、吉川議員からもありましたけれども、寄付ということでしていただければ本当に、奇特な方がいらっしやればいいんですが、なかなかこの御時世の中では非常に厳しいかと思ひます。でも、やはり商店街の皆さん

みずからやっていくわけですから、そこらあたりは、また商工会あるいは実行委員会の皆さん方にもおつなぎして、みずからで考えてくださいということは伝えて、今後も努力していきたいというふうに思っております。

また、浦川の利活用については、単なる八朔の造り物小屋、そして展示場ではなくて、浦川地域のコミュニティの場としても使っていただいております。今度はあそこに八朔の造り物の歴史の看板ばつくらにゃんばいとか、もう一つ浦川の案内看板をつくろうとか、そういった形でいろんな動きがっております。落成式のときも町長と一緒に行きましたけれども、本当に喜んでおられました。長年の町の、組の夢がかなったということで。それを受けまして仲町も、今度は自分たちがせなんばいということで、用地を選定されたわけです。

ほかのところはまだ、今のところ協議をされているところで、まだ具体的に町のほうには来ておりませんが、今後それもまた出てくると思いますので、そのときそのときでやっていきたいと思いますが、基本的にはそういった形ですね。これは町がそういうことでやるということ町長が決断したわけですので、その投資額に見合う観光客の誘致を、受け入れ体制をつくっていききたいというふうに思っております。

（「課長、見学者」と呼ぶ者あり）

議員は、見学者数のことを聞かれましたですけれども、町の山の都創造課では把握しておりませんので、浦川の洲上会長、あるいは堂上さんたちが、ある程度、活動の内容は把握しておりますので、そこはまた確認して、機会を見つけて御報告したいと思っておりますし、また今後もしっかり活用していただくように、またお伝えしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 先ほど言いましたように、1つ当たり1,720万かかる。これを八つで計算してみると約1億3,700万かかる。大体そういった計算でいいんでしょうかね。私たちが心配してるのは、ここでこの金額が通っていくと、ずっとこの金額に、この金額全部1億3,700万が出ていくという計算に当然なるわけですね。そっちもあわせて心配をしておりますので、その辺もお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 用地につきましては不確定な部分がございますので、はっきりとは明言できませんけれども、建物につきましては、当初建てるときに浦川の連合組の建物、これを基本とするということと、金額につきましても、それぞれがいろいろな要望が上がってきますけれども、この浦川でつくりました工事費を上限額とするということで、商店街の、それから連合組のほうの皆さんにも理解いただいております。ただ、それぞれの連合組には、つくり方も方法もそれぞれ違いますので、そこについては柔軟に対応していくということで、僕たちは木製がいいばいというような話もありますから、そこは柔軟に設計していきたいと思っておりますけれども、基本的な額としては浦川を上限額としてやっていくということで説明はしておりますので、その方向でやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 御質問と少し、回答のほうはずれたところがありましたので私のほうから補足しますと、当初の計画から考えて全体では七つ、下馬尾、浦川、仲町上・下、下市、新町、大川町、これが対象は全部で七つ考えております。これについて大川町付近は、今、屋根つきのところでされておりますので、当面はそのタイプ、施工で、非常に危険な、小屋組みと申しますか、それは今のところ支障はないんだということが言われておりますけども、回遊性を持たせるということからして、対象としては七つを考えているということで説明を加えさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今、3番議員からありました浦川の件でございますが、あそこを建設の後、土日につきましては、町外の方が来られて八朔祭の造り物を直で見ると、さわってみると。また、近所の人たちが来てからそこを説明しているというような風景をよく見ております。

今回、商店街の人たちは、この件につきましては、八朔祭の造り物をつくる人たちも含めまして期待が大変大きいということをやまず言っておきます。場所につきましては、先ほどから商工会、八朔祭実行委員会、町商店街の方たちの意見の結集でありまして、絶対にいいところであると思っておりますし、また、小一領神社の参道につきましては、毎年3月に、やまんマルシェといまして参道市が開催されております。この小屋をつくりますと、それにも大変効果があるというふうに思っております。

また、先ほどから言われております回遊の件でございますが、やはり観光客にまちなかを歩かせるということは第1次産業の活性化にもつながってくるというふうに思っております。

用地購入費につきましては、先ほどから町長または執行部から再三説明があったとおりでございます、妥当なものであると考えております。

また、憲法の第29条第3項には、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができる」と明確にうたっております。いたずらに価格を上げたり下げたりせずに、実際の公示価格からきちんとした価格をつくってくれということだと思っております。

このような観点から、執行部の提案のとおり進めていってほしいということをお場で申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 答弁要らんですか。

○6番（赤星喜十郎君） いいです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も、ちょっと基本的なことをお尋ねさせていただきます。

先ほど町長が、以前は非常に、健軍に近いところの価格のように高かったといったことを申し上げられましたけども、私どもも、以前からこの浜町商店街の土地は非常に高いという認識を持っておりました。それで、今回の造り物の建屋を建てるのは私もやぶさかではないと、賛成はし

ます。ただ、やっぱり回遊のことも考えていらっしゃいます。それを受ける側が、つくったなら、あとは連合組にお任せしますよという話でございました。今、シャッター通りがほとんど多いですよ。そこあたり、まず対応できるかということ、恐らく課長が言われるのは、連合組にそれを任せるといことだろうと思いますけども、この土地を下げるための方策をせんとですね。今ずっと見てみますと非常に商店街が高いと。よそから移り住んでつくるような人もまずおらんじゃないですか。今までとずっと変わらんような評価額、不動産鑑定士とかなんかも依頼してしましようけど、そこら辺を下げるような方策を町がとらにゃ、ずっと変わらんままじゃないですか。高いままで。

誰でも、町内で空き家があるなら、あそこで新築でんしようという気持ちを持っておられる方がおられるなら、それに合うような価格をちゃんと今から先は提示していかにかんと思っておりますよ。それは不動産もありましようし、鑑定のこともありましようし、評価額のあれもありましようけども、そこら辺をさらにして、もうちょっと。そこはもう決まってるから、鑑定士にお願いしたから、どうにも譲れんという格好じゃなくしてですね。そこらあたりをもう少し考えていただくような必要性はないかと私は思いますけど、いかがですか、その辺は。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 管理のことについてお尋ねがありましたけども、確かに、つくって、あとをどうするかということにつきましては、それこそ、つくる前から商店街の方々と一緒になって検討してまいりました。浦川の造り物小屋につきましても、建設については事業主体は浦川連合組です。これはなぜかと申しますと、補助金も、そういう補助金をいただいて、町が県からいただいた補助金と合わせて補助金を出して、自分らでつくっていただく、そして管理もしていただく。土地はそこは町有地でしたので、賃貸契約を結んできちっと管理をしていただくということで契約を結んでおります。また、電気代とか水道代とか、当然それは自分らの建物ですから、自分たちで管理するというのでしていただいております。ですから、今回、浦川の場合は、維持管理の手間がかからないように鉄骨でつくろうということになったわけでございます。

また、もう一つ議員の御指摘のことにつきましては、やはりこれから浜町商店街をどうするかという根幹にかかわることでもございます。今、空き店舗対策、それから改修事業とかもやっておりますけれども、空き店舗への新規の起業家の誘致とかを今努力しているところですが、やはり貸される側の価格が高いとかいう話も聞きます。貸すほうも、そが安ならもう貸さんでそのままでいいということもありますので、その点については町のほうからも働きかけて、安く貸してくださいというようなことも言う場合もあるんですけども、やはりこれは固定資産の評価を下げないために、そして家賃をそのままにしておくとかいうことも聞き及ぶことから、これは非常に難しいところだというふうに思っております。

ただ、今、どんどん空き店舗、それから空き地がふえておりますので、これは何らかの形で町としてもやってきたいし、空き店舗についてはどんどん起業化を進めるような、改修補助を今しておりますけれども、また違った移住・定住の方に支援をできたりとかということができないか

というようなことは、今、検討しているところですが、いろいろなお知恵を議会の議員さんからもお聞きしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） ちょっと過去の例を申し上げさせていただきますと、これは聞いた話なんですけども、以前、病院、医院をここに建てるという話があったんですけども、非常に土地価格が高くてよそに行かれたという話もございます。その病院でん、ちゃんとした価格が安かったら建てられたと思いますし、山都町のために非常に便利になったと思いますよ。そこら辺を踏まえて、今あたりで言うなら坪の8万とか、平米の2万4,000円とか、そこら辺がちょっと私はいかがなものかと。評価額じゃそういう形になるかもしれませんが、そのあたりはやっぱり、町自体が下げていかんことにはですね。まわりの人たちはそのまま、町に新築でんしようとしたら、まだまだ減ってくると思いますよ。そういうことになれば疲弊にもつながるというような形を私は思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 価格について、小さい数字がですね、確かじゃないですけども、約10年前の、先ほど基準値価格はR I Cしもだだと、商業地の価格は、今3万円だというような価格の設定だったんですが、これが約10年前は5万円台だったと思います。もう6割方になっております。その辺から考えますと、随分、10年でですからですね、かなり下がっております。年間2,000円から3,000円ぐらい下がってきております、過去の経緯を見ますと。それはやはり売買実勢価格がですね、実例、その辺がやっぱりそういう市場の原理によって下がってきているから、それも下がってきているということを考えていいわけです。その辺は、年々下がってはきておるといことは申し上げたいと思います。

一つ、藤澤議員とは違った方向で私が見てるのは、アパートですね。これあたりがやっぱり高いんですね。本当に高いから外に向いて行くということも言われております。その辺もあわせて、土地の賃貸の問題も、そして税金の問題も、全部その辺はかかってくるから、家賃もこれぐらいに設定しなければいけないというようなところもあります。どっちがどうということではないですけど、そういう需要と供給のバランスが崩れつつあるときに、やはり全体でそういうアパート経営とか、そういうところについてはもう少し下げてもらいたいような、そういう動きなんかも必要なんじゃないかなと。それでないと、やっぱりアパートの空き室というのも相当ふえております。その辺を少し高く設定をし過ぎてある。当初、建てたときにそういう計算のもとに建てたということも逆に言われますけども、実際の需要と供給のバランスが崩れたときに、そういうことも少しは検討していかなければならないのかなと。そしてその辺も、この浜町周辺にしかアパートはないわけですから、その辺も有効活用していくためにも、そして町がこれ以上の人口を減らさないという点からしましても、その辺の検討は、どの程度までできるかはわかりませんが、商工会等々を通じて、その辺の話し合いはしていくべきかなというふうなことは考えました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 雨の状況も心配な中なのですが、聞かざるを得ませんので、よろしくお願いたします。

今の件について私ももう少し質問させてください。

まず、今、お話の中、全体として8基の予定があっていると。それから土地の問題も、先ほど町長もおっしゃったように目立つところになければならないというものもあるとは思いますが、まちなか、あちこち空き地も目立ってはきました。ですが、これからその8基をどういうふうにバランスよく建てていくのか。手を挙げられた場所とか、地元が交渉された場所とか、そういったことではあります、やはり町としても、ある程度のスケジュールというものを持ってらっしゃるといふふうに思います。その大まかなというか、今から8基を建てて、まちなかを回遊させていく、そのスケジュールですよね。どういうふうに戻遊させていくのか、そして八朔祭との兼ね合いはどういうふうになっているのか。そして、それだけの投資を毎年毎年、建屋の方は補助金を狙っているというふうにおっしゃいましたけども、その補助金が毎年都合よく続いていくかということは未知数ですね。

ということになると、やはり、ここにはしてここにはしないというわけにいかない。やはり町が負担していかななくてはならない。しかも、土地の価格は年々変わっていくものでもありましようが、今のところの話では本当に8万円というものが多分基準になっていくんであろうと。ある程度の広さも、今度が20何坪ぐらいでしょうか、30坪弱かと思うんですが、そういうふうな土地が必要であるというところで、やはり土地とそれから上物、そしてさまざまな手続、そういったものを考えていくとやっぱり2,000万近いようなお金が毎年いって。そしてもちろん、八朔のほうの支援も毎年1,200万というお金が積み込まれております。

もちろん八朔祭は大切な祭りだと思っておりますし、町を活性化させるための一つの方法ではないかというふうに思っておりますが、やはり山都町の広いまちなかを見渡したときに、先ほど藤原議員も申されましたが、偏った投資というふうに見えるじゃないかというのをすごく心配します。なので、公表、公開するということがとっても大事だというふうに思っています。例えば私たちは、先ほど課長が示されたのは平成11年とおっしゃいましたか、そのころの企画書を大切に温めながらやっていらっしゃるといふような話でしたが、やはり更新されたもの、そういった新しいものを私たちにはとりあえず見せていただきたい。そして、私たちは地域の代表であるので、その地域地域で聞かれれば、それを材料に話ができるというふうな情報公開をしていく必要がとってもあると思います。

そして私は、私だけじゃなく、家の、普通に会計を握っている立場から言いますと、やはりむだ遣いはしたくないというところはあります。なので、先ほどは皆さんの大事な血税ですから、適正な価格で交渉するところというふうな御説明でしたが、私から言わせれば、大事な血税だから少しでも交渉していただきたい。少しでも、適正価格と言われますが、辛抱していただきたいというふうに思うんです。そして、それだけなげうつならば、どれだけの経済効果を予想されているのか。何年後にこういうといった数値目標あたりも一緒にあわせていらっしゃるのか。

そういったところをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、吉川議員が8と言われましたけど、私としては7という説明をしたつもりであります。ただ、その中でも、大川町というのは危険な小屋組みはする必要がないので、今のところ段階的には一番遅い組みに入るじゃないかなと、そういうことを思っております。

スケジュールについては、高速道路の開通を見据えた計画というのは、これは議員さんのほうからも随分こちらにも注文が来てるものだと私は理解しておりますけども、町としましても、十分その辺に耐え得る計画を立てなければならないと。ということは、仮称でありますけど、矢部インターが来るときまでには、何らかのそういう効果が出ている必要がある。そこまで進めばいいなというふうに考えております。回遊性が。

そのときに、やはり一番目玉だと考えているのは、この八朔祭の造り物としての、回遊性を持たせた浜町が活性化しているというところが一番の町の振興策の柱にしたいというふうに考えております。

それともう一つは、九州脊梁の山歩き等について、非常に活気のある山歩きのコースができていて、かなりの人数が、宿泊客が通潤橋山荘を含めて来ているという状況になっていきたいというふうに考えております。

だから、スケジュールについては、少なくとも、今、国交省がまだ公表はしておりませんが、多分に平成33年か34年には、私どもは32年ぐらいに開通してほしいと要望をしているんですけども、33年か34年ぐらいになるんじゃないかなと。そこまでは、ある程度の効果が見込める進捗をしたいというふうに考えております。

八朔祭との関係でありますけども、八朔祭はやっぱり、日本の中で、これはもう民俗学博物館のほうに、今、下市の造り物が行っております。そのときに学芸員の方から聞いた話でありますけども、造り物という文化は北陸までしかない。そして、それは日用品を使った造り物というのがほとんどであって、山都町のような進化をしている祭りの文化はないので、オンリーワンだということはきちんと説明をいただきました。

そういうことでもありますので、やっぱりこれは日本で唯一の祭りだということで、もちろんこの八朔の造り物が一番呼び物でありますので、その展示はやりますものの、八朔祭そのものも、おはやしがあって、前夜祭もありまして、朝起こしもあります。三味線文化も非常に根づいている。そういう一体的になった振興、観光振興、そしてもう一つは、やはり言葉はちょっと適当ではないですけども、浜町のつながり、住民同士のつながりですね。これは八朔祭と、不幸があったときに連携をとるといふことの二つしかないと言われてるんです。これは商店街の方が言われている。やはり、それはコミュニティの醸成がなかなか難しいんだということも商店街はあるんだということがあります。やっぱり造り物を通して、そしてそこに、各地区にあることによって、朝な夕なにそれを通して、ことしはよくできた、この造り物はこういうところで苦勞をした、そういう話が非常に和やかにできていくことによってコミュニティの醸成ができてくる。

そして、それを見る、その観光というのは、自分たちが誇れるものでないと、私は観光の資

源にはならないというふうに考えています。だから、自分たちが誇れる品物を、やっぱり毎年つくっていたい。そしてそこをどうぞ見てくれと言わんばかりのやり方をさせていただく。

そして、もちろん、そこには食事どころ、そして簡単に休憩できるような、お茶を接待するところ、これは絶対必須だと思っております。そこ辺は商店街がどれだけ頑張っていたか、そしてもしも商店街の方々が出せないなら、やはり外からでも来られる、これはしようがないというふうに思います。そこまで徹底して、回遊性を持たせるための努力はやっていきたいというふうに考えております。

それから、偏った投資というふうに見られるということが御意見としてありましたけども、この町、この浜町、これだけの、疲弊はしていますものの一定の頑張っているところはあります。特にそれは、理容店であったりそういうところ、そしてまた飲み屋さんとかですね。これはなかなか軒数は減らないんです。根強い、やっぱり固定客がある。そういうことで、この商店街の病院とか歯医者さんもありますし、これあたりは非常にワンストップでいろいろできるというのは、浜町商店街しかないんじゃないかなと、この山都町の中で。それがやっぱり、精神論だけではうまく生活もできない面がありますけども、こういう町がてこ入れをすることによって、また、高齢者の方々が使い勝手のいいというんですかね、本当にワンストップで、町内でいろんな用事を済ませるところということの関係性をもう少し強調していく。

そのためにはやっぱり、コンビニあたりが売れ筋商品だけを置いておくというのはいかがなものかと。お年寄りだとか、子供さんの品物が、そこに来ればあるんだというようなところをですね。値段とかデザインは別にしまして、そういうところを商店街の方には頑張っていたきたいという考えでありますので、ここだけに偏ったということじゃなくて、元気のある浜町商店街であってほしいし、そして、ここが周辺の地域の方々のためにもなるというような市街地であるべきだというふうに考えております。

それと最後に、企画書という話がありました。企画書の話は、中心市街地活性化基本計画ということで、これも補助金いただいてつくったやつでありますけども、平成11年のやつだったと思います。ただ、これをそのままのみにしてやっているわけではありません。これを、各、今の商店街の青年部だとか、今の商工会の皆さん方、もう一回確認をしました。この計画でいいんですねと。それで確認をして、これしか浜町商店街の活性化はないんだと、今もこれは変わらないと、そういう確認をしてこの計画書をもとに今の計画を進めているわけであります。

ただ、建物については、できるだけ安価になるようにということで、当初はデザイン的にも土蔵白壁というような金額の張るものでありましたけども、ここは少しグレードのほうは下げて、鉄骨で少し簡単なつくりには変えておりますけども、もともとの計画としては変わらないということであります。

ただ、これを広く周知をするということは非常に必要なことだというふうに考えますので、これは担当課のほうに指示をしまして、もう少し広く伝わるように、また、議員さん方にも、あのとときの報告書の説明ができるように指示をしていきたいというふうに考えております。

(「経済効果の部分については」と呼ぶ者あり)

経済効果については、その点は、私が把握している限りは、経済効果の算定はまだしていないというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今までたくさんの人のお話があった中で、大体私の言いたいことは言い尽くされたのかなと思いましたけれども、一、二点お尋ねしたいと思います。

まず、土地の評価につきまして、金額が出てまいりました。この価格というのはこれ以上高くはだめよという話であって、今後交渉次第によっていかに安く買うかというのは行政における手腕と思いますし、町長は提示したので買わにやいかんと言いましたけれども、それは私は違うと。それは今後、十分地元の人と相談しながら買うと。ももとの発端は、土地は自分たちで準備するから建物はつくってくれというのが昔あった当初の話というふうに伺っております。

なおかつ、今、町長は経済効果はまだ検討していないというふうに言われましたけれども、実際、投資効果というのは2億、3億ぶち込むのであれば、固定資産税がどうだとか、地域住民がここに住み着くんだとか、定住人口がどのくらい伸びるんだとか、回遊性があるというふうに口先だけじゃなくて、データのなものをきちんと出していって投資をするというのが私は基本だろうというふうに考えております。

そういう中で、例えば7カ所つくる中で、土地は町単独で買う。町にはまだやらなきゃいけないことがたくさん私はあると思います。地域住民の方の生活レベルがそんなに豊かじゃないわけですので、今後まだまだ投資をするところはたくさんある中で、商店街がですね、管理は商店街がされるということでしたけれども、商店街がそれだけの余力があるのか。今、商店街としては、まだまだ今から頑張っていって基盤をつくらにやいかん時代なんですよ。それで、それをつくることによって商店街が活性化するかということじゃなくて、同時並行しながらやっていくべきじゃないんだろうかというふうに考えております。

役場が土地は買います、つくります、それはお願いしますって誰でも言いますよ、やってくれるんですから。それよりも地元負担もちゃんとあって、これだけ控除しますよ、地元はこのくらいやってくださいと。地元の苦労もなからにやだめなんですよ、こういうことは。地元も一緒に苦労して立ち上げていって、負担金もしていって、それでこそ地域おこしにつながると。何もかも至れり尽くせじゃ、なかなか町は動かないし、経済効果を調べないままに、これをやるというのはいかがなものかと思います。そこについては十分検討していただきたいと思うし、町の活性化につきましては、そこ辺のところをもう一遍原点に帰って、この中でこういう経済効果を見据えながらこのようにやっていくというような報告が欲しいものと思います。よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 平成22年に観光振興計画を観光協会と一緒にやっておりますので、そのときに今後この10年間、平成32年までにどういった観光客の呼び込み対策をするかということで計画をつくっております。その中で、客単価、1人当たり幾らのお金を落と

していただくかと、そういった試算もしております。その中で、観光協会も自分らでお客さんにお金を落としてもらう仕組みをつくっていかうということで、町と一緒に計画をつくったわけなんです。その一つとして今、実現しているのが、通潤橋の道の駅ですね。ここを今、観光協会が指定管理で経営しておりますけれども、やはりお客さんたちにできるだけ多くのお金を落としていただくということで、観光協会が一生懸命議論をして、努力をさせていただいておりますので、今度総会がございますから、そこで26年の数値も出てまいりますので、そこでまた議員の皆さんにもお知らせしたいと思っております。

先ほどの入り込み客の予想としましては、平成32年までに、今、阿蘇への入り込み客が1,700万人とも1,800万人とも言われております。その1割はこの山都町に来てほしいと。大体170万ですね。今、山都町に入り込み客は60万前後です。ですから今度30年、あるいは平成三十数年に矢部インターができれば、観光客の流れも変わるわけですから、それを私は期待しているところで、観光協会もそれを期待しているところです。

やはり今、阿蘇、くじゅう、高千穂圏という観光のエリアを県のほうもやっておりますけれども、高千穂も阿蘇と一緒にやっていかうと。そのときに218号線は高千穂のほうに行く約6割ぐらいは来るんじゃないかというふうに思っております。高千穂は今、160万と言われております。ですからその60%がこの山都町におりて、そして通潤橋なり清和文楽館、そよ風パークなりに行ってくださいことを目指す。そのためにはそれぞれの施設も魅力、それから商店街、いろんな人の観光業者、そういったところが努力をしていかなければならないということで、観光振興計画の中で観光協会もそこらあたりは意識して、ことしも売れる商品づくりということで230万円の補助事業でやっておりますので、その中でまた新しい商品も開発されると思いますので、客単価を上げていく努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今のとはがらっと違う、教育費のほうの質問をさせてください。

まず、教育費というか、子育て諸費ですね。まずは16ページの放課後児童クラブ用のプレハブ増設ですけれども、この間の一般質問のときにもちょっとさせていただいたんですが、ここは潤徳小学校ということで、校庭の端っこのほうにプレハブが建っていて、それが手狭になったということで1棟ふやされたというふうな御説明だったというふうに思いますけれども、今後、例えば一番近いところでは清和小学校の児童数がふえていますので、かなり満ち満ちた、今の雨の時期なんか本当に悲惨な状況だと多分思うんですが、そういったところの手当をどのようにイメージしていらっしゃるのかということが1点です。

それから、一番最後でしたかね、矢部高校応援団のところですか。矢部高校の応援事業なんですけど、これは新しく設立されて、これも一般質問のときにさせていただきましたが、なぜ9款からなのかということでした。その説明は受けたところなんですけど、とにかく、こういう予算が上ってきて、動いていただかなくてはいけないわけなんですけど、委託料のところですね、矢部高校応援ニーズ調査及びコーディネート業務委託料というふうに書いてあって、何か先ほどの説明で

は少しよくわからなかったんですが、このコーディネートというのは、大学との連携というふうにも聞こえたような気がしますけれども、具体的にどこの大学の先生に何をやっていただくのか。そして応援ニーズ調査の内容です。どんなことを具体的に。この間、ことし1月明けてから、任意の団体ですけれども、小学校の高学年と中学生に対して、矢部高に対してどういう意識を持っているかという調査をさせていただいたところです。それは町長初め、執行部の皆さん、教育長のほうにも行き渡っているんじゃないかというふうに思うんですが、それとは違ったような取り組みをされるのか。その応援会議も5回を計算してあったように思いますけれども、それをどうというタイミングで、どういうメンバーを選ばれようというふうに思っているのか。

幾つか質問が重なりましたが、まとめてお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。放課後児童クラブのプレハブのところと、その次、1.65平米に近い、もう少し一人に対しての面積が小さくなる清和のほうの分に関しましては、きのう説明をしましたように、プレハブとか、そういうふうなことまでは検討しておりません。その中で、きのう早速、放課後児童クラブの運営会議等を早急に開いて、その辺のことも検討をしていきたいと。町のほうとしても、1人当たりの面積の率が減ってくるようであれば、その辺のところも庁内のほうで検討をさせてもらいながら運営会議の方ともお話をしていくというふうな形で、今のところはプレハブをセッティングするとか、そういうふうなところまでは考えておりません。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） それでは、矢部高校応援事業費のことについてお答えをいたします。

まず、メンバーの件なんですが、一般質問の中でも、山の都創造課長のほうがお答えいたしましたけれども、大体20名以内ぐらいを想定しております。矢部高校が主体でございますので、矢部高校の同窓会、それから育友会の代表の方、それから中高連携は欠かせませんので、町内の3中学校の校長先生にぜひとも入っていただきたいと思っております。そのほかは有識者、それぞれの組織の長の方、あとは少し公募あたりで募集をしてみたいというふうに思っております。

それから、大学の関係というのはどんなことでしょうかということでしたが、これこそ、どういふふうに進めていったらいいかということで委託をして、専門的なことの知識を得たいということで、今は産官学連携事業というのもございます。例えば、企業、行政、それから大学が連携して事業を進めると。ですから、そういうのがどういふのができるかというのを委託をして考えてみたい。それから、山都町では県立大、それから学園大とも包括連携をいたしておりますので、協定を結んでおりますので、そちらでも何なりと協力ができないかという、そういう手探りをお願いをしたいと思っております。

それから、回数はどのくらいの頻度でということなんですが、それはまずは第1回の会議をしまして、皆さんのそれぞれの提言なりをお聞きしながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 矢部高校の件で質問がありましたので、私もちょっと心配ごとであります。この件に関しましては、提案理由の中で、矢部高校応援隊推進本部を設置して、矢部高校応援策を協議すると。そのための総合窓口を発足したと言われました。この件につきましては期待をするのでありますが、まずその一歩としまして、中学校の先生たちに矢部高校を知ってもらうと。これが第一義であると思っております。どんなに周りが大きな声を上げて、先生たちが矢部高校を知らんと進路指導に支障を来す。ひいては、熊本県内全部の中学校にPRすると。そういった大きな構えでやってほしい。これがまず1点です。

また、応援隊としての立ち位置でございます。既に矢部高校とか、県教育部局に相談をされているということでございますが、あくまでも紳士的であって、一線は絶対に超えてはいかんと。これは鉄則であると思えます。

この件二つについて答弁を。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） 今、中学校の進路指導が大切ということで、そういうことを十分に把握した上で、ぜひとも、ですから校長先生に入っていただきたいということでメンバーに入れたいという思いであります。

それから、一線を越えてはならないということは十分に承知しております。ですから、これまでも、この提案を町長がしましてから3度ほど学校のほうには高校のほうに出向いております。それから県教委のほうにも、副町長、教育長が就任されましてから、御挨拶を兼ねまして、またこの議会が始まる前にも1度御相談には行っておりますので、2回ほど県庁のほうには出向いております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 学校長の先生たちが理解されても、その下におられる先生たちの理解が必要です。やはり、大きな学校になってきますと、学校長の考え方と少しずれた先生もおられるかもしれない。やはり第一線の先生たちに矢部高校を知ってほしいということでございます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） その件につきましては、毎月校長会もございまして、教育長のほうがそれぞれの校長先生にもその点は十分お願いをされております。それから、これまでも2回ほど高校の校長先生のほうも、お願いということで校長会のほうに2度お見えになって、そういう御相談もされております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君……。ああ、3回終わっております。

（「ほかの人は何回でもしている」と呼ぶ者あり）

いや、3回で終わっております。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、議案第48号「平成27年度山都町一般会計補正予算」の原案は否決されました。

日程第10 議案第49号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第49号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第49号、平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

この補正予算に関しましては、平成27年の介護保険法改正により、一定所得以上の利用者の負担割合が見直され、今年度の8月から2割負担ということにもなります。それとともに、高額サービス費、それから特定入所者介護サービス費等にも所得が勘案されるというふうなこと、それから介護予防給付について日常生活総合支援事業が実施されるため、事務処理のためのシステムの改修というふうなことで補正のほうをお願いしたいと思います。

6ページをお願いします。

3、歳出です。1款総務費1目一般管理費です。補正額133万5,000円。13節委託料133万5,000円。これは先ほど説明をしました制度改正システム改修委託料というふうなことになります。特定財源のほうに関しましては、国庫補助2分の1の66万7,000円、それから、その他繰越金66万8,000円というふうになります。

次、5ページをお願いします。

歳入。3款国庫支出金2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金、補正額66万7,000円。システム改修費補助金66万7,000円です。

それから、8款繰越金1目補正額66万8,000円と繰越金66万8,000円となります。

表紙裏面をお願いします。

平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ27億9,872万6,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月4日提出。山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第50号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第50号について説明させていただきます。

議案第50号、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

まず、歳出から御説明いたします。6ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。補正前の額8,717万5,000円、補正額1,660万5,000円、総額1億378万円。

補正額の財源内訳でございます。特定財源として、その他で483万円。これは地元負担金と県補償費でございます。一般財源から1,177万5,000円繰り入れとなっております。

2節、3節、4節につきましては、4月の人事異動に伴う人件費を計上させていただいております。

15節工事請負費です。これは大矢野原簡易水道におきまして、高速道路の開設事業に伴う布設がえが生まれたので、その工事費として483万1,000円、東竹原簡易水道の漏水の対策工事として400万円、合計883万1,000円を計上しております。

5ページをお願いします。

歳入です。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道負担金1節水道工事負担金144万

9,000円。これは大矢野原簡易水道の高速道路開設に伴う布設がえ工事に係る地元負担金でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金、一般会計繰入金として1,177万5,000円を計上させていただきます。

6款諸収入1項雑入1目雑入338万1,000円。これは、大矢野原簡易水道の高速道路開設に伴う布設工事に係る県からの移転補償費でございます。

1ページをお願いします。

歳入の総額でございますが、補正前の額4億5,940万円、補正額1,660万5,000円、総額4億7,600万5,000円となっております。

2ページ、歳出の総額でございますが、それぞれ同額でございます。

表紙の次のページをお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,660万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,600万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年6月4日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねですけど、先ほど一般会計のほうで否決になったわけですが、この中で一般会計繰入金というのが1,177万5,000円。

（自席より発言する者あり）

そういうふうになっておりますので、そのところは審議がどうなるのか、議長にお尋ねをします。

（「そういうことも知らんで否決するな。一事不再議だから、これだけでやってください」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

（自席より発言する者あり）

（「休憩、休憩、議長」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時24分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、後藤壽廣君の質問に対して、答弁をお願いします。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。

先ほど議案第48号の平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）、これが否決となりましたので、議案第50号の平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましても、執行ができないということになります。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議案第48号のほうが否決ということですので、繰入金ができない議案第50号については取り下げといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） ただいま町長のほうから本議案を取り下げる旨の答弁がありました。取り下げのことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

日程第12 議案第51号 町有分収林の立木処分について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第51号「町有分収林の立木処分について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽総合支所長、有働章三君。

○蘇陽総合支所長（有働章三君） 議案第51号について説明いたします。

議案第51号、町有分収林の立木処分について。

町有林造林契約の分収林を処分し、造林組合と分収する件について町議会の議決を求める。

平成27年6月4日提出。山都町長。

1、対象分収林。契約時の1番、山都町白石字古畑153番の内。山都町白石字高影156番の内。契約面積、2.22ヘクタール。

地権者、山都町。

分収林契約者、方ヶ野造林組合、代表、山都町方ヶ野194番地、坂本靖也ほか8名。

提案理由。旧蘇陽町の組合委託林を処分するためには、蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

当契約分収林については、昭和37年3月に分収林契約、分収代金の10分の7を造林組合側に交付する分収林契約を町と方ヶ野造林組合が結び、植林、下刈りなどの撫育管理を行ってきたもの

です。今回、方ヶ野造林組合の組合員数も減少し、組合員の高齢化、過疎化により分収林の維持管理ができないなどの理由により、全伐したい旨の申請がありました。この間、関係者と協議を重ねてまいりましたが、この分収林一帯が傾斜地であり、水源涵養林、土砂の崩壊を防ぐため、平成3年に保安林の指定を受けております。過年度においても山腹崩壊による県営の治山工事も施行されており、広い面積の皆伐は保安林の目的を果たせなくなるおそれがあり、山腹崩壊等による周囲の環境に及ぼす影響が懸念されるところです。

これらの状況を踏まえ、検討した結果、当分収林については全伐は行わず、分収林の権利については有償で町側が譲り受け、町有の保安林として保育の適正管理をしていくことが妥当であると判断しました。また、方ヶ野造林組合とも合意に達しております。

対象分収林（契約時の字地番）山都町白石字古畑153番の内と同町字高影156番の内となっておりますが、この地番は平成9年度の地籍調査により、現在は山都町白石字高影156番10の内となっております。

契約面積2.22ヘクタール、実測面積2.05ヘクタール、この差は縄縮みによるものであります。

地権者は山都町。

処分方法。契約分収林の立木を評価した上で、蘇陽町有林分収条例第5条に定めた分収比率で評価額を分収することとし、町側が分収林契約者側の分収権10分の7を有償にて譲り受けるものとします。

今回の対象面積2.22ヘクタール、実測面積2.05ヘクタールを評価。樹種は杉。樹齢は52年生です。

材積算出方法として、対象地内について全木調査を行いました。対象地内の立木の本数、胸高直径、樹高を調査し、材積を求積しました。

調査本数は2,713本です。内訳は直材968本、曲がり材1,372本、また木、傷材110本、切り捨て材263本です。胸高直径は18センチから28センチが全体の89%を占めており、樹高、木の高さは15メートルから17メートルでした。また、総材積は787.59立米でした。

購入金額の算定方法については、1、売り上げ価格から、2、伐採等経費、3、市場等経費、4、毎木調査経費を差し引いた額を購入価格としております。

木材単価については、直材、曲がり材、また木、傷材、それぞれの材の市場価格の平均を使用しております。売り上げ価格491万2,570円から経費全般331万8,307円を差し引いた159万4,263円を立木評価価格としております。

分収契約者側の分収金は159万4,263円の7割に当たる111万5,984円にて譲り受けるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「町有分収林の立木処分について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第52号「工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第52号について説明いたします。

議案第52号、工事請負変更契約の締結について。

平成26年第3回定例議会において議決された小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事のうち、請負金額8,530万9,200円を8,403万593円に変更することとする。

平成27年6月11日提出。山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。

公共工事請負変更仮契約書でございます。

- 1、工事番号、道改清第3号。
- 2、工事名、小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事。
- 3、工事場所、山都町緑川地内。
- 4、変更契約事項、変更工事請負額、減額127万8,607円。

工事の内容、別冊のとおり。

平成26年9月26日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき、本契約としての効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月8日。発注者、山都町長。

受注者、商号のみ。昭和コンクリート・協信建設工事共同企業体、所長、茂田勝。

次ページからが資料でございます。1、2、3、4については省略をいたします。

5、変更工事概要です。工種、仮設盛土工。当初が1,154.0、これは大変失礼します、平米に

なっておりますが立米でございますので、 m^3 でございます。変更が985立米でございます。増減、マイナスの169立米です。ヒューム管設置工、40メートルが変更で0メートルで、増減マイナスの40メートルです。大型土のう工が190袋が変更で170袋の、減20袋ということでございます。

契約の相手方については省略をいたします。

次の2ページをお開きください。位置図でございます。施工箇所でございます。

3ページ、仮設道路参考図ということで、当初と実施を左右に書いております。左側が当初です。当初の青の丸につきましてが大型土のう、ピンクの部分が盛土工でございます。当初は設計の段階では河川の中央部をヒューム管を引きまして、河川の確保をする予定にしておりましたが、実施におきましては土のう部分が左岸で十分流水の確保ができるということで、左岸を流水確保ということでヒューム管等を抜いております。その関係上、大型土のうにつきましても袋数が減ったということです。

それから黄色い部分が、川砂利がありました部分につきましては、それを利用して仮設を設けているということでございます。

4ページ、5ページにつきましては、第3回で御承認いただいた本契約書と、それから変更契約書、変更契約書につきましては、繰越明許を受けましたので、それに基づきまして工期の変更を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋改築上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号 工事請負変更契約の締結について（瀬戸福良線・橋梁上部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第53号「工事請負変更契約の締結について（瀬戸福良線・橋梁上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第53号について御説明を申し上げます。

議案第53号、工事請負変更契約の締結について。

平成26年第3回定例議会において議決された瀬戸福良線・橋梁上部工工事のうち、請負金額1億1,267万3,160円を1億1,425万8,740円に変更することとする。

平成27年6月11日提出。山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。公共工事請負変更仮契約書でございます。

- 1、工事番号、社道改矢第6号。
- 2、工事名、瀬戸福良線・橋梁上部工工事。
- 3、工事場所、山都町島木地内。
- 4、変更契約事項、変更工事請負額。増額158万5,580円。

工事の内容、別冊のとおり。

平成26年9月26日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき本契約としての効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月8日。発注者、山都町長。

受注者、極東・大栄建設工事共同企業体、所長、緒方公一。

次ページをお開きください。資料でございます。

- 1、2、3、4、につきましては省略をいたします。
- 5、変更工事概要です。工種、鋼矢板打込み工でございます。当初306メートルを予定しておりましたが、変更で348.4メートル、42.4メートルの増といたしております。継施工、当初0本でしたが、変更26本、増の26本増ということです。幅広鋼矢板、トン数でございますが、当初18.9トンを、ふやしましたので22.9トン、プラス4トンの増でございます。

契約の相手方については省略をいたします。

2ページをお開きください。工事の位置の場所でございます。島木地内でございます。島木地区でございます。

3ページをお開きください。まず、当初、断面図を上部につけております。9メートルの鋼矢板をもちまして支持層に届く予定でありましたけども、変更を見ていただきますと、支持層に届いた鋼矢板と届いていない鋼矢板がありますので、届いてない部分については2.5メートルの継施工を行いまして、支持層まで届かせる作業を行ったということで、支持力をこれで持たせたということでございます。

4ページ、5ページにつきましては、当初の契約書、それから繰越明許後の工期の変更の契約書でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「工事請負変更契約の締結について（瀬戸福良線・橋梁上部工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発委第2号 山都町議会会議規則の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第15、発委第2号「山都町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、稲葉富人君。

○議会運営委員長（稲葉富人君） 山都町議会会議規則の一部の改正について提案をいたします。

発委第2号。平成27年6月11日。山都町議会議長、中村一喜男様。

山都町議会会議規則の一部改正について。

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

改正の内容。改正の内容は、欠席の届け出を定めた第2条に、議員が出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるという規定を新たに加えるものであります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 発委第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号「山都町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発委第3号 主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関する決議

○議長（中村一喜男君） 日程第16、発委第3号「主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関する決議」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 発委第3号、山都町議会議長、中村一喜男様。経済建設常任委員長、工藤文範。

主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関する決議。

上記議案を山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。主要地方道矢部阿蘇公園線は、観光や地域振興、防災対策などの効果が期待される重要な路線であるにもかかわらず未整備の区間があるため、いまだネットワークを形成するに至っていない。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、関係機関と協力のもと、本町議会も一丸となって国及び県に対して要望活動を展開していくことが必要であるためでございます。なお、決議本文につきましては、次ページのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 発委第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号「主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第17、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会

運営委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

今定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで、平成27年度第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時55分

平成27年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第42号	専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月10日	原案承認
議案第43号	専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第1号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月10日	原案承認
議案第44号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月10日	原案承認
議案第45号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月10日	原案承認
報告第1号	平成26年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月11日	報告済
報告第2号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月11日	報告済
報告第3号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月11日	報告済
報告第4号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月11日	報告済
報告第5号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	6月11日	報告済
報告第6号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月11日	報告済
議案第46号	山都町火葬場条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第47号	山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第48号	平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	6月11日	原案否決
議案第49号	平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	6月11日	原案可決
議案第50号	平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	6月11日	撤回
議案第51号	町有分収林の立木処分について	6月11日	原案可決

議案第52号	工事請負変更契約の締結について（小峰目射線・青葉瀬橋 改築上部工工事）	6月11日	原案可決
議案第53号	工事請負変更契約の締結について（瀬戸福良線・橋梁上部 工工事）	6月11日	原案可決
発委第2号	山都町議会会議規則の一部改正について	6月11日	原案可決
発委第3号	主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進のための要望活動に関 する決議	6月11日	原案可決
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出に ついて	6月11日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
